

# 案

## 第 3 次 下諏訪町 環境基本計画 (2021-2030)

### 第 1 次 下諏訪町 地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編) (2023-2030)

#### 【改訂版】

令和8年（2026年）3月改定

長野県下諏訪町





# 目次

## 本編

第1章 計画策定にあたって .....	1
1－1 環境基本計画の基本的事項 .....	1
(1) 環境基本計画改訂の背景 .....	1
(2) 環境基本計画策定の根拠・目的 .....	1
1－2 環境基本計画の位置づけ .....	2
1－3 計画対象の範囲 .....	3
(1) 対象地域 .....	3
(2) 対象期間 .....	3
1－4 環境基本計画を支える三者の役割 .....	4
(1) 住民の役割 .....	4
(2) 事業者の役割 .....	4
(3) 町（行政）の役割 .....	4
1－5 環境基本計画の構成 .....	5
第2章 町を取り巻く状況と課題 .....	6
2－1 国際社会・国の動向 .....	6
(1) 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals） .....	6
(2) パリ協定 .....	6
(3) 第六次環境基本計画 .....	7
2－2 長野県の動向 .....	8
(1) 第五次長野県環境基本計画 .....	8
(2) 気候非常事態宣言-2050 ゼロカーボンへの決意 .....	9
(3) 長野県脱炭素社会づくり条例 .....	9
2－3 住民満足度調査 .....	10
2－4 第2次計画の総括と課題 .....	13
(1) 重点施策の取組状況 .....	13
(2) 町の環境に関する主要な課題 .....	14
第3章 目指す環境の姿と基本目標 .....	16
3－1 環境基本計画の基本姿勢 .....	16

3－2 SDGsと環境基本計画との関係 .....	17
3－3 目指す環境の姿 .....	17
3－4 環境基本計画の基本目標 .....	18
3－5 環境基本計画の施策体系 .....	20
3－6 基本目標とSDGsの17の目標.....	21
<b>第4章 環境施策の展開 .....</b>	<b>22</b>
4－1 構成と見方 .....	22
基本目標1 豊かな自然と人が共生するまち .....	24
基本目標2 資源を有効活用する、環境負荷の少ないまち.....	32
基本目標3 エネルギーを大切に使うまち.....	38
基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち .....	42
基本目標5 皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち .....	57
<b>第5章 下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） .....</b>	<b>66</b>
5－1 計画の概要 .....	66
5－2 温室効果ガス排出量の推計・削減目標.....	70
5－3 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み .....	74
5－4 計画の推進体制.....	80
<b>第6章 環境基本計画の推進と進捗管理 .....</b>	<b>81</b>
6－1 推進体制の整備.....	81
(1) 下諏訪町環境基本計画推進委員会 .....	81
(2) 関係機関等との連携 .....	81
6－2 進捗管理.....	82
(1) 計画の進捗管理.....	82

## 資料編

資料1 下諏訪町の概況 .....	資-1
資料2 下諏訪町の環境 .....	資-5
資料3 下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）資料 .....	資-32
資料4 下諏訪町環境基本条例.....	資-56
資料5 検討体制 .....	資-60
資料6 用語集 .....	資-61

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1－1 環境基本計画の基本的事項

---

### (1) 環境基本計画改訂の背景

下諏訪町（以下「町」という。）では、平成24年（2012年）3月に「下諏訪町環境基本計画第2次改訂版」（以下「第2次計画」という。）を策定し、環境保全を目的として幅広い施策を推進してきました。大気環境や水環境の改善など生活環境は着実に改善し、おおむね良好に推移しています。

一方、世界では、アフリカやアジアの国々を中心に人口が増加し、経済発展に伴う二酸化炭素など温室効果ガスの排出の増加、環境負荷の増加、食料不足、マイクロプラスチックによる海洋汚染などが深刻化しています。平成27年（2015年）に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択されるなど、地球規模での環境問題に対する取組が活発化してきています。国でも、こうした国際的な動向を踏まえ、令和6年（2024年）に第六次環境基本計画を策定し、環境だけでなく、経済、社会の統合的向上を目指しています。

こうした中、第2次計画の計画期間が令和2年度（2020年度）までであることから、今までの取組を継続しながらも、近年の新たな環境問題に適切に対応していくため、国際社会や国の考え方を踏まえながら、第3次下諏訪町環境基本計画（以下「第3次計画」という。）を令和2年（2021年）3月に策定しました。その後、長野県においては「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、当町においては、令和5年（2023年）3月に下諏訪町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を第3次計画に包含する形で策定を行い、令和5年（2023年）6月30日には、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「下諏訪町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。第3次計画の策定から5年が経過し、計画期間の中間となったことから、町の最上位計画であります「第8次下諏訪町総合計画」との整合を図りながら、町の環境を取り巻く最新の状況を踏まえた計画の改定を行いました。

### (2) 環境基本計画策定の根拠・目的

第3次計画の策定は、下諏訪町環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第7条「町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下諏訪町環境基本計画を定めなければならない。」に基づき策定しています。また、環境基本条例の第2条では、環境の保全及び創造に関する環境施策の基本理念を定めています。

第3次計画では、環境基本条例の基本理念を踏まえて、良好な環境を保全・創造して将来の世代に継承することを目指します。

## 下諏訪町環境基本条例（一部抜粋）

平成 13 年 12 月 21 日

町条例第 21 号

### （基本理念）

第 2 条 環境の保全及び創造は、住民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、良好な環境を将来へ引き継いでいく責務を有することを認識して行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることで、自然と人との共生が確保されるように行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の適切な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会が構築されるよう、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するように行わなければならない。

### （環境基本計画）

第 7 条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下諏訪町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

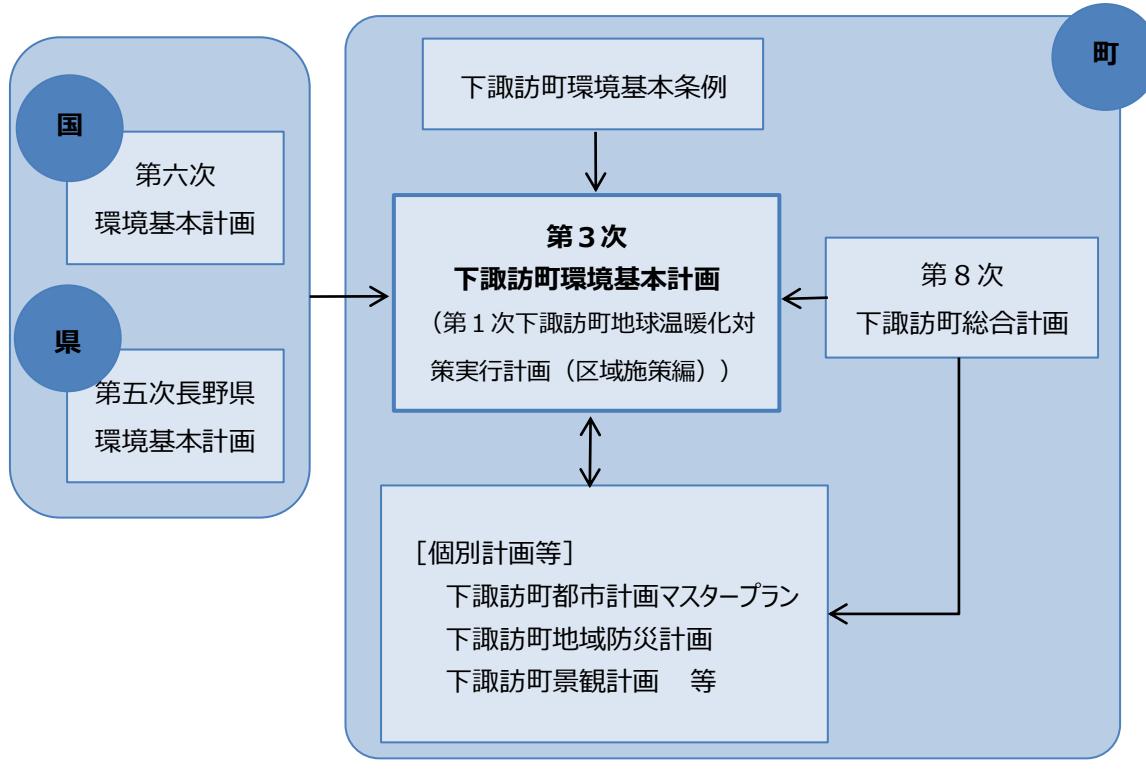
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、住民等の意見が反映されるよう努めるとともに、下諏訪町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときには、これを公表しなければならない。
- 5 町長は、環境基本計画の適切な運用及び進行管理を行い、必要に応じて環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第 3 項及び第 4 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 1－2 環境基本計画の位置づけ

第 3 次計画は、町の総合計画に基づくまちづくりを環境面から実現していく役割を担う、町の環境分野における最上位計画です。環境に関する個別計画と整合を図り、国及び長野県の環境基本計画に配慮しながら策定します。

町は、第 3 次計画を環境関連の個別計画や各種事業計画の策定実施にあたり、基本的な事業指針として活用していきます。

また、住民や事業者が日常の活動の中で環境に配慮していくための指針としても位置づけられます。



環境基本計画の位置づけ

### 1 – 3 計画対象の範囲

#### (1) 対象地域

第3次計画では町内全域を対象地域とします。ただし、町は天竜川水系の最上流部に位置しているため、町内の生活や事業活動等が、天竜川水系をはじめとするそのほかの地域の環境に影響を及ぼす可能性があります。また、今日の環境課題は、あらゆる主体が当事者意識を持ち、さらに町外においても、環境保全を意識する習慣を持つことが重要です。したがって、第3次計画は町の環境だけにとどまらず、周辺地域や地球環境までを考慮することとします。

#### (2) 対象期間

第3次計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とし、5年後の令和7年度（2025年度）に見直しを行いました。また、新たな国の施策の実施、国道20号バイパスの進捗等による社会情勢の変化、新たな環境問題の発生等、基本計画の見直しの必要性が生じた際にも適宜計画の見直しを行います。

## 1－4 環境基本計画を支える三者の役割

住民、事業者、町（行政）の三者には、協力して以下の役割を果たすことが期待されています。

### （1）住民の役割

住民は、ごみ減量のための取組であるリデュース・リユース・リサイクル・リプレイスの4Rの推進、省資源・省エネルギーなど、環境への負荷を少なくするため、これまでのライフスタイルの見直しが求められています。また、地域での環境美化活動や緑化活動、水辺の保全など、良好な環境を創り出すために日常生活でできる行動を実践する役割を担います。また、町が実施する施策に積極的に参加・協力することが期待されています。

### （2）事業者の役割

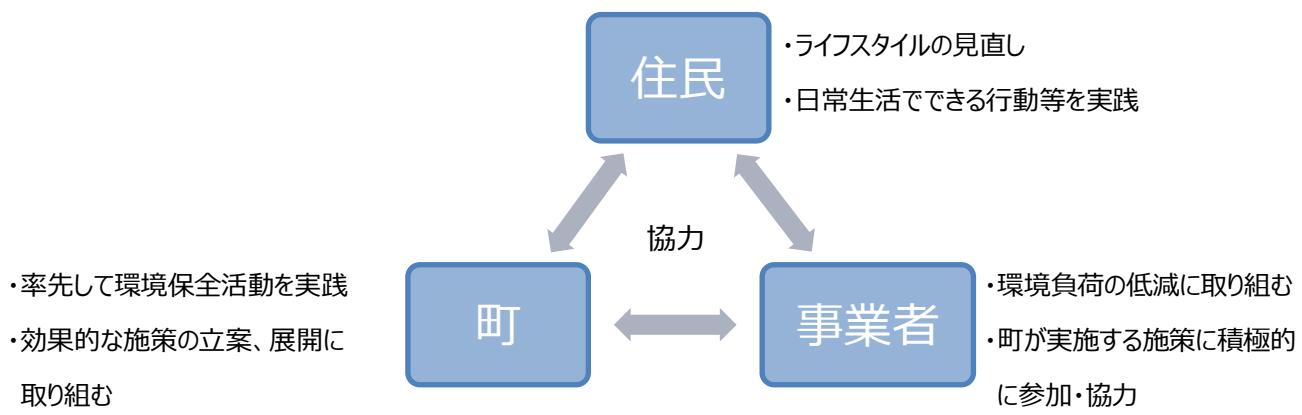
事業者は、公害の防止、4Rの推進、省資源・省エネルギー、環境に配慮した製品の製造・販売、サービスの提供、さらに再生品を積極的に購入するなど、環境負荷の低減に取り組むことによって、より良い地域環境を創り出し、地球環境を保全するための行動を実践する役割を担います。また、町が実施する施策に積極的に参加・協力することが期待されています。

### （3）町（行政）の役割

町は、第3次計画に掲げた目指す環境の姿の実現を目指し、その計画を基本的な事業指針として活用し、庁内が一体となった効果的な施策の立案、展開に取り組む役割を担います。

また、町の特性、国や長野県の施策との整合性に配慮し、広域化の流れも視野に入れたうえで周辺自治体との協力、連携を図ります。

さらに、住民や事業者の環境保全活動を促すため、町が率先して環境保全活動を実践するとともに、積極的な啓発活動を行い、それぞれの自主的な取組を促進、支援します。



三者の役割

## 1 – 5 環境基本計画の構成

第3次計画の構成は、以下のとおりです。

### 第1章 計画策定にあたって

- » 計画改訂の背景、目的など、計画策定の前提となる事柄を示す。

### 第2章 町を取り巻く状況と課題

- » 国内外等の動向と町の環境の課題を示す。

### 第3章 目指す環境の姿と基本目標

- » 今後、町が目指す環境の姿とそれを実現するための基本目標を体系的に示す。

### 第4章 環境施策の展開

- » 個別目標ごとに、現状やこれまでの取組、課題を明らかにし、今後の取組の方向性と実施する施策を示す。

### 第5章 下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

- » 地球温暖化対策の取組みについて示す。

### 第6章 環境基本計画の推進と進捗管理

- » 住民、事業者、行政が環境基本計画を推進するための体制について示す。

### 資料編

- » 現状の詳細、その他資料について示す。
  - ・下諏訪町の概況
  - ・下諏訪町の環境の
  - ・下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）資料
  - ・下諏訪町環境基本条例
  - ・検討体制
  - ・用語集

## 第2章 町を取り巻く状況と課題

### 2-1 国際社会・国の動向

#### (1) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標です。国際社会が経済・社会・環境などの幅広い分野にわたって取り組む 17 の目標が掲げられています。

わが国では高齢化や人口減少等、取り組むべき多くの課題を抱えています。これらを克服するため、国、行政をはじめ、様々な組織、団体において SDGs の導入が進められています。



出典：国際連合広報センター

#### (2) パリ協定

平成 27 年（2015 年）12 月にパリで開催された「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、令和 2 年（2020 年）以降における地球温暖化対策に関する新たな法的枠組として、「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前よりも 2 ℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することと、このために、今世紀後半に温室効

果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成することを目指すこと等を定めています。

我が国では最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指しています。それに向けて、令和 12 年（2030 年）までに平成 25 年比で 26%、令和 32 年（2050 年）までに 80% の温室効果ガスの排出削減という目標を掲げています。

### （3）第六次環境基本計画

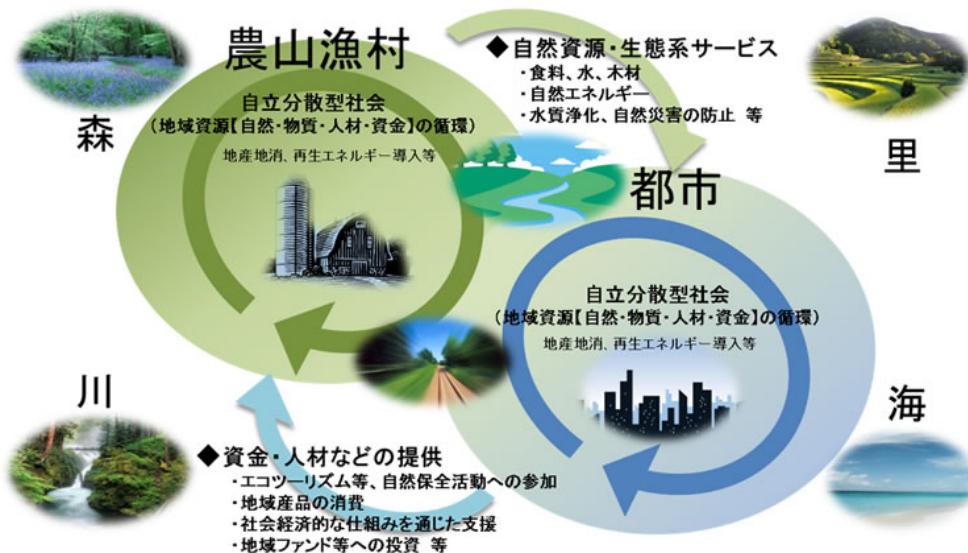
環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるもので、「第六次環境基本計画」が令和 6 年（2024 年）5 月に閣議決定されました。

第六次環境基本計画は、SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境保全を通じて「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現することを最上位目標に掲げ、持続可能な社会の構築を目指しています。

その中で、地域の活力を最大限に發揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

## 地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを發揮
  - 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
  - 地域の特性に応じて補完し、支え合う



出典：「第六次環境基本計画」

## 2－2 長野県の動向

### (1) 第五次長野県環境基本計画

長野県では令和5年（2023年）3月に「第五次長野県環境基本計画」を策定しています。

第五次長野県環境基本計画では、「SDGsによる施策の推進」を基本方針に掲げ、環境保全の取組にとどまらず、環境を活かして経済・社会の課題解決を図る取組も積極的に推進していくこととしています。町としても、広域的な連携が必要となる課題については、長野県と連携し、解決していく必要があります。

第五次長野県環境基本計画の概要

計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
基本目標	共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし
実施施策 1	<p>【持続可能な社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進</li><li>○パートナーシップによる環境保全活動の推進</li><li>○豊かな自然やライフスタイル等の発信</li><li>○環境影響評価による環境保全の推進</li><li>○環境保全に関する調査研究等の強化</li></ul>
実施施策 2	<p>【脱炭素社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○徹底的な省エネルギーの推進</li><li>○再生可能エネルギーの普及拡大</li><li>○総合的な地球温暖化対策</li></ul>
実施施策 3	<p>【生物多様性・自然環境の保全と利用】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○生物多様性の保全</li><li>○自然環境（生態系）の保全</li><li>○自然とふれあいの推進</li></ul>
実施施策 4	<p>【水環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○水源の涵養<sup>かんよう</sup>と適正な利活用</li><li>○安心安全な水の保全</li><li>○親しみやすく生物を育む水辺環境の創出</li><li>○水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進</li></ul>
実施施策 5	<p>【大気環境等の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保</li><li>○化学物質による環境汚染の防止と対策</li></ul>
実施施策 6	<p>【循環型社会の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○廃棄物の4Rの推進</li><li>○廃棄物の適正処理の推進</li></ul>

## (2) 長野県ゼロカーボン戦略

長野県ゼロカーボン戦略は、令和3年（2021年）6月に策定された、持続可能な脱炭素社会を目指すための長野県の行動計画です。令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とし、二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を2030年度に6割減、2050年度にはゼロにすることを目標に掲げています。この目標達成のため、交通、建物など分野ごとの目標や具体的な施策が示されています。

### 【法的な位置づけ】

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定による地方公共団体実行計画
- ・「長野県地球温暖化対策条例」第8条の規定による地球温暖化対策推進計画
- ・「長野県脱炭素社会づくり条例」第7条の規定による行動計画

### 【計画の見直し】

計画5年目となる令和7年度（2025年度）を見直し時期として予め定める

### 【基本目標】

社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり

### 【数値目標】

- ◆ 再生可能エネルギー生産量  
2030年度までに2倍、2050年度までに3倍
- ◆ 最終エネルギー消費量  
2030年度までに4割減、2050年度までに7割減

### 【分野別の施策】

#### 1 交 通

- ・EV・FCVで安心・快適に走れる充電インフラを充実
- ・多様な移動手段の確保  
(公共交通への積極的支援、MaaS、グリーンスローモビリティ、自転車等)

#### 2 建 物

- ・全ての新築建築物のZEH・ZEB化を実現

#### 3 产 業

- ・ESG投資を呼び込む事業活動のゼロカーボン化を支援
- ・ゼロカーボン基金でグリーン分野への挑戦を後押し

#### 4 再生可能エネルギー

- ・地域事業者と連携し住宅太陽光と小水力発電を徹底普及
- ・エネルギー自立地域づくりを強力に推進

#### 5 吸收・適応

- ・森林CO<sub>2</sub>吸収量を増加、まちなかグリーンインフラを拡大
- ・信州気候変動適応センターを中心に適応策を実行

#### 6 学び・行動

- ・信州環境カレッジを核に多様なカリキュラムを展開
- ・「ゼロカーボン社会共創プラットフォーム」を始動

## 2－3 住民満足度調査

「第8次下諏訪町総合計画」を策定するために、令和6年（2024年）9月に実施された住民アンケートの結果のうち環境に関する項目を一部紹介します。

### 【調査概要】

調査対象：①15歳以上の下諏訪町民 1,000名を住民基本台帳から無作為抽出して無記名調査  
(回収率 39.4%)

②下諏訪南小学校・下諏訪北小学校の6学年全員に無記名調査 (回収率 86.0%)

③下諏訪中学校・下諏訪社中学校の3学年全員に無記名調査 (回収率 84.4%)

調査期間：①令和6年9月12日(木)～10月11日(金)

②・③令和6年9月18日(水)～10月11日(金)

調査方法：①郵送によるアンケート調査票の配布・回収 (オンライン回答も受付)

②・③各学校を通じて直接アンケート調査票を配布・回収

前回調査：令和4年度（令和4年9月～10月）

### ○下諏訪町のまちづくり施策評価（満足度・重要度調査）（調査①）

今の中のまちづくりの満足度と、これからのまちづくりに重要だと思われることについて、「現状の満足度」と「これからの重要度」の番号0～4の中から一つずつをお選びください。（項目は、全47項目の中から第3次計画の領域に関係する12項目を抜粋）

#### 評価基準

評価点	4	3	2	1	0
現状の満足度	満足している	どちらかというと満足	どちらかというと満足していない	満足していない	わからない
これからの重要度	重要	どちらかというと重要	あまり重要でない	重要でない	わからない

#### ⑦満足度の高い分野、施策

項目	満足度
飲み水の十分な供給	3.22
伝統文化の伝承、文化財の保存と活用	2.92
ごみの減量化やリサイクルの推進	2.92
医療と保健体制の充実	2.73
公園や緑地の利用促進	2.69
広域行政・自治体間連携の推進	2.68
水や緑などの自然環境を守る取組み	2.66
循環バスなどの地域交通の充実	2.51
大雨時の排水対策	2.39
農林漁業の振興	2.35
諏訪湖浄化の推進	2.31
地震や水害などへの防災・減災対策	2.09
地球温暖化、省エネルギーへの対策	2.09
海外からの観光客誘致	2.04

#### ①重要度の高い分野、施策

項目	重要度
地球温暖化、省エネルギーへの対策	3.59
水や緑などの自然環境を守る取組み	3.57
大雨時の排水対策	3.54
地震や水害などへの防災・減災対策	3.53
飲み水の十分な供給	3.49
ごみの減量化やリサイクルの推進	3.48
諏訪湖浄化の推進	3.46
医療と保健体制の充実	3.28
循環バスなどの地域交通の充実	3.28
広域行政・自治体間連携の推進	3.27
公園や緑地の利用促進	3.25
農林漁業の振興	3.22
伝統文化の伝承、文化財の保存と活用	3.19
海外からの観光客誘致	2.87

## まとめ

- ・満足度の高い分野、施策では「飲み水の十分な供給」(3.22)「ごみの減量化やリサイクルの推進」(2.92)が上位ですが、重要度の高い分野、施策でも上位となり、住民の関心が高い項目になります。
- ・重要度の高い分野、施策では「地球温暖化、省エネルギーへの対策」(3.59)「水や緑などの自然環境を守る取組み」(3.57)が上位となり、自然環境に対する住民の関心が高いことがうかがえます。

### ○下諏訪町のまちづくりについて（調査②・③）

設問「あなたは、下諏訪町のことが好きですか。あてはまる番号を1つだけ選んで○印をつけてください。」で、「どちらかというと好きではない」「好きではない」に○をつけた人だけにうかがいます。好きではないと思う理由はなんですか。あてはまる番号を3つまで選んで○印をつけてください。（項目は、全12項目の中から第3次計画の領域に関する3項目を抜粋）

#### 【下諏訪町が「どちらかというと好きではない」、「好きではない」理由】

「どちらかというと好きではない」、「好きではない」の回答(小6：19.0%、中3：12.59%)

項目	学年	前回調査		令和6年度調査	
		順位	割合	順位	割合
諏訪湖の環境が気になるから	小学6年生	4位	40.0%	2位	15.22%
	中学3年生	4位	18.75%	4位	7.69%
自然が少なくなっている、町がよごれてきていると思うから	小学6年生	—	—	8位	4.35%
	中学3年生	6位	6.25%	6位	7.69%
地震や水害などの災害が心配だから	小学6年生	—	—	4位	10.87%
	中学3年生	6位	6.25%	—	—

#### 前回調査との比較等

- ・「諏訪湖の環境が気になるから」の項目は、ポイントは低くなっていますが、小学6年生では順位が上がっています。
- ・「自然が少なくなったり、町がよごれてきていると思うから」の項目は、小学6年生では、ランク外でしたが8位になっています。
- ・「地震や水害などの災害が心配だから」の項目は、小学6年生はランク外から4位に上がっています。

あなたは、これから下諏訪町のどんなところに力を入れてほしいと思いますか。あてはまる番号を 3 つまで選んで  
○印をつけてください。（項目は、全 26 項目の中から第 3 次計画の領域に関する 9 項目を抜粋）

【下諏訪町の力を入れてほしいところ】

項目	学年	前回調査		令和 6 年度調査	
		順位	割合	順位	割合
諏訪湖の環境を良くしてほしい	小学 6 年生	1 位	57.93%	1 位	14.88%
	中学 3 年生	1 位	42.22%	3 位	12.71%
ごみのポイ捨てをなくしてほしい	小学 6 年生	2 位	37.24%	2 位	8.84%
	中学 3 年生	10 位	9.63%	15 位	1.93%
自然を守ってほしい	小学 6 年生	3 位	32.41%	4 位	7.44%
	中学 3 年生	5 位	20.74%	6 位	6.35%
きれいな景色をつくってほしい	小学 6 年生	7 位	12.41%	8 位	4.65%
	中学 3 年生	9 位	9.63%	11 位	3.31%
災害から守ってほしい	小学 6 年生	8 位	11.03%	9 位	4.65%
	中学 3 年生	11 位	9.63%	12 位	2.21%
公園を増やしてほしい	小学 6 年生	10 位	9.66%	10 位	3.95%
	中学 3 年生	19 位	3.70%	16 位	1.93%
みんなで協力してまちづくりをしてほしい	小学 6 年生	14 位	5.52%	14 位	2.56%
	中学 3 年生	26 位	0.74%	22 位	0.55%
バスを利用しやすくしてほしい	小学 6 年生	22 位	1.38%	22 位	1.40%
	中学 3 年生	17 位	4.44%	17 位	1.66%
農業をさかんにしてほしい	小学 6 年生	23 位	1.38%	25 位	0.47%
	中学 3 年生	24 位	0.74%	23 位	0.28%

注) 上位 10 位に網掛け

前回調査との比較等

・「諏訪湖の環境を良くしてほしい」、「ごみのポイ捨てをなくしてほしい」、「自然を守ってほしい」の項目が上位であり、引き続き要望が多く、環境保全に対する関心が高くなっています。

## 2－4 第2次計画の総括と課題

### (1) 重点施策の取組状況

第2次計画における重点施策の取組状況は以下のとおりです。

#### 第2次計画の取組状況

重点施策	施策目標	令和元年度(2019年度)実績値
八島高原のヒメジョオンの除去	ヒメジョオン除去への参加推進 【除去重量 年間20kg】  (備考)除去重量を計測していない回があり、除去重量は実際の除去量を下回る	除去重量 10kg (参加者延べ95名)
乾燥化など湿原環境の変化に対する対策	調査結果を踏まえた湿原の適切な保存と管理を推進する	八島ビジターセンター及び八島高原を美しくする会のスタッフにより、清掃やパトロールが適切に実施されている。
諏訪湖のブラックバス、ブルーギルの駆除	ブラックバス、ブルーギル駆除への参加推進【参加者数 年間10人】	参加者数延べ390人
諏訪湖湖岸のアレチウリの除去	アレチウリ除去への参加推進 【参加者数 年間120人】	下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会による駆除 (参加者延べ82名)
諏訪湖のカワウ、カワアイサの追い払い	カワウ、カワアイサの追い払いへの参加推進【参加者数 年間10人】	参加者数延べ380人 (12/1～2/29の期間に追い払いが実施されている。)
土砂災害防止と水源涵養機能の強化	民有林の保育による森林整備 【間伐等整備面積 年間60ha】	林道東山田線の法面保護工153m <sup>2</sup> 、泉水入町有林の植栽0.99haと下刈り0.84ha
生ごみ減容リサイクル事業の推進	生ごみ減容リサイクル事業への参加【参加世帯数 2,000世帯】	参加世帯数1,592世帯のほか、町内10の公共施設が参加 (リサイクル量163.4t)
遊休農地の解消	遊休農地の活用 【町民菜園の区画数 300区画】	貸付 211区画
下諏訪地域防災計画の周知徹底	災害発生時における初動対応の確認	ハザードマップを作成。自然災害ごとの危険個所を可視化し、周知することで、災害が差し迫った場合の避難の要否の判断に役立てている。
諏訪湖の水質浄化	ヒシの堆肥化と堆肥化した肥料の利用促進	ヒシの刈取りは県等に協力するとともに、堆肥は事業者からの提供を受けて保育園、小中学校等に配布し、肥料として活用している
夏季に底層に出現する貧酸素水塊の解消	諏訪湖貧酸素対策検討会議の方針による実行計画の策定	実施計画は策定していないが、貧酸素対策は長野県が策定した「諏訪湖水質保全計画」にて、県と町が協力し事業を進めている。
放射性汚染の現状把握	放射性物質の常時監視体制の構築	測定値に異常が見られないことから、町内の観測は平成29年度に取りやめ、以降、諏訪合同庁舎の測定結果をHPで公表している。
自然エネルギーの利用促進	太陽光発電システム設置の補助 【設置件数 40件】	太陽光発電システム導入の補助は平成27年度に終了。 H23～27年度実施 設置件数291件
	バイオマスエネルギーとしての間伐材の利活用検討	ペレットストーブ購入者に対する補助金交付は平成27年度終了。H23～27年度実施 設置件数7件
森林による二酸化炭素の吸收	民有林の保育による森林整備 【間伐等整備面積 年間60ha】	重点施策「土砂災害防止と水源涵養機能の強化」参照。
	(備考)重点施策「土砂災害防止と水源涵養機能の強化」との共通施策	
省エネルギー製品の利用促進	省エネルギー製品設置の補助 【設置件数 230件】	高効率給湯器購入者に対する補助金交付は平成27年度終了。 H23～27年度実施 設置件数234件
		LED照明器具購入者に対する補助金交付は平成27年度終了。 H23～27年度実施 設置件数116件
		エアコンやトイレ等の省エネ化にもリフォーム補助金として交付
良好な景観の保全と創出	景観計画の推進	町景観条例及び計画に基づく、指導による景観の保全 景観区域内行為届出 9件
		市街地景観と調査する建物の新築等に対し助成 観光振興助成金 2件

## (2) 町の環境に関する主要な課題

第2次計画の取組状況を踏まえた町の環境に関する主要な課題は以下のとおりです。

### ◆「自然共生」の課題

- ・八島湿原や諏訪湖など、優れた自然環境を保全する必要があります。
- ・特定外来生物が在来種の生息を脅かしています。植物ではアレチウリやオオハングンソウ、オオキンケイギク、魚類では、ブラックバス、ブルーギルの生息を抑え込むために駆除等の対策を行う必要があります。
- ・諏訪湖ではカワウによるワカサギの食害が深刻であるため、追い払い等による対策を行う必要があります。
- ・シカやイノシシによる農林業への影響が深刻であり、特に、増えすぎたシカによって、高山植物や幼木が食害にあい、ある程度成長した木であっても樹皮が食べられることで、立ち枯れてしまうため、シカの侵入を防止するための防鹿柵の設置とその維持を行う必要があります。
- ・管理されていない森林では土砂崩れなどの災害が起きやすくなるため、引き続き定期的な間伐などの森林整備を行いう必要があります。
- ・市街化によって失われた緑や水辺を再生し、人と自然が触れ合える場を創出するなど、快適な環境の形成を進め、町が実施する公共工事では環境負荷の低減を図るとともに、自然環境の保全に努める必要があります。
- ・農家の高齢化による担い手不足や収益性の低下による農業離れにより、遊休農地が増えています。放置すると雑木や雑草が繁茂し、病害虫等の発生要因ともなるため、農地の貸し付けを行うなど管理する必要があります。

### ◆「資源循環」の課題

- ・ごみの総排出量は減少傾向にありますが、さらなるごみの減量化と適切な分別による資源化が求められています。
- ・不法投棄の監視や発見した不法投棄されたごみの撤去を継続する必要があります。
- ・マイクロプラスチックによる海洋の汚染が進んでいることがわかってきており、食物連鎖を通じて、人間の体内に入っています。プラスチックごみを分別して適正に処理するだけでなく、石油由来のプラスチックに頼らない製品へ移行する必要があります。

### ◆「脱炭素」の課題

- ・温室効果ガスを削減するために、再生可能エネルギーへの転換が求められています。町には太陽光、太陽熱、温泉熱など、潜在的に利用可能なエネルギーが豊富にあり、その活用が求められています。
- ・家庭や事業所のさらなる省エネルギー化を進める必要があります。
- ・環境負荷を低減していくためには、様々な観点からのイノベーションの創出が欠かせません。IoT<sup>注1)</sup>やAI<sup>注2)</sup>等の技術により新しい製品やサービスが期待されるため、今後の動向に注視し、有用なもの検討、導入を推進する必要があります。

注 1) 「Internet of Things」の略でモノのインターネットと訳されています。モノに通信機能を搭載してインターネットに接続・連携させる技術です。

注 2) Artificial Intelligence の略で、人工知能と訳されています。記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システムのことです。

#### ◆「快適環境」の課題

- ・アオコの発生が減少し、全りんが環境基準を達成する一方で、湖底付近の貧酸素層の拡大による魚介類や水生生物の生息環境の悪化、水生植物のヒシの繁茂による船の航路障害や枯死した際の悪臭の問題や、さらに希少種であるクロモの繁茂によりボートの運航に支障をきたす問題も新たに生じているため、対策を講じる必要があります。
- ・全国的に台風等による豪雨により堤防が決壊して家屋が浸水し、大量の災害廃棄物が発生するケースが増えていため、災害時に発生するごみを迅速に処理する体制の構築が求められています。
- ・町の大気質や水質、地下水、土壤等の測定により実態把握に努め、環境基準等を超過した際には原因を調査し、対策を講じる必要があります。
- ・高齢者や子供に配慮した安全な動線を確保するとともに、高齢化が進むことにより、買い物や地域の移動に不便さを感じる人が増えると想定されることから、公共交通機関の維持、活性化を推進する必要があります。
- ・歴史的な建築物の適切な維持・保全に努め、趣ある街なみが残る地域では、景観計画に基づき、建物の建築や改修の際に、周囲の景観に配慮した意匠や形状とするよう求めていく必要があります。
- ・高齢化により空き家が増加することが想定されるため、空き家の利活用や流通促進などに取り組む必要があります。

#### ◆「協働」の課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルに変化が生じていると考えられるため、今後の動向に注視し、状況に応じて様々な課題に対応する必要があります。
- ・環境学習の機会を増やし、SDGs を達成するための担い手として、環境保全のために自ら率先して行動できる人材を育成する必要があります。
- ・国内外の動向を踏まえ、住民、事業者、行政、その他様々な利害関係者間のパートナーシップを強化し、協働によるさらなる環境活動を推進する必要があります。
- ・第 3 次計画の実効性を確保し、着実に取組を進めるために、年度ごとに点検・評価を行い、計画の進捗状況を環境審議会に報告する必要があります。
- ・地域の特性・資源を活かしながら、各主体の参加、協働による取組の確実な実行を図る必要があります。

# 第3章 目指す環境の姿と基本目標

## 3-1 環境基本計画の基本姿勢

私たちの町は、豊かな森林と北に位置する山々から南西に開けた急斜面を下る清流、そして眼下の諏訪湖と、多様性に富む自然環境に恵まれた土地であり、人々は自然とともに暮らしを営んできました。しかし近年、人間活動の拡大により、豊かな自然や居住環境、自然との関わりを刻みながら継承されてきた生活文化が損なわれるおそれが生じてきています。また、地球温暖化や気候変動、マイクロプラスチックによる海洋汚染など地球規模での環境問題も生じています。

21世紀を展望した地域の調和ある発展と良好な環境を確保していくには、行政はもとより、住民や事業者が一体となって、負荷の少ない循環型の社会を構築し、自然と人が共生できる快適な環境を創造する努力が必要です。

諏訪湖では、これまで諏訪地域をあげての下水道整備の取組、湖泥の浚渫など、湖水の浄化に向けた様々な取組が行われてきました。当初、なかなかその成果はあがらませんでしたが、昭和54年度に諏訪湖流域下水道の一部が供用開始して約40年、諏訪湖ではアオコがほとんどみられなくなり、ようやく成果が目に見えるかたちとなつてあらわれはじめました。

町では今、諏訪湖のヒシの繁茂、ブラックバス、ブルーギルなどの特定外来生物の増加、八島湿原でのシカの食害、激甚化する豪雨、諏訪湖の貧酸素水域の拡大<sup>※1</sup>などの問題に直面しているだけでなく、住みよいまちづくりを進めていくために、水源涵養<sup>※2</sup>、土砂災害などの防止や温室効果ガスである二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能向上をめざした森林の整備、ごみの減量化や良好な景観の保全と創出などが求められています。

第3次計画には、町の一人ひとりの行動が、町だけでなく、諏訪湖ひいては天竜川水系、果ては地球環境まで無縁ではないのだという当事者意識のもとに、足下からできることを行っていきたいとの思いが込められています。

また、第3次計画の実行を通じて、一人ひとりが環境について主体的に考え、行動できる文化を育てることこそが、空間的には地球全体に、時間的には続く世代に対する最大の貢献であるとともに、町が果たすべき使命であると考えます。

※1 夏季に諏訪湖の深層で溶存酸素量の低い地域が拡大、長期化しています。

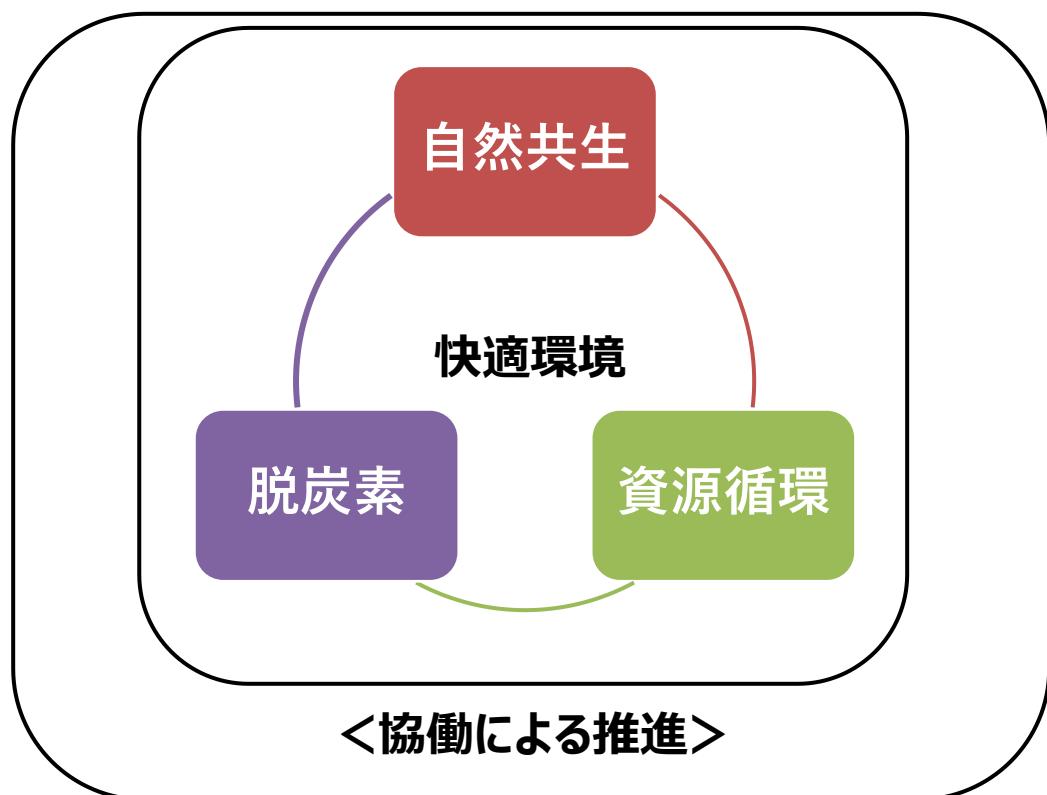
※2 雨や雪などの降水を土壤に浸透・保水させて、その後、時間をかけ河川へ水を供給する機能のことです。

### 3－2 SDGsと環境基本計画との関係

第3次計画に基づく取組は、SDGsに掲げられた17のゴールの達成に貢献するものであり、直接的に貢献するものもあれば、間接的に貢献するもの、また複数のゴールに貢献するものがあります。「第4章 環境施策の展開」、「第5章 下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、個別目標ごとに関連するSDGsのゴールを示します。

### 3－3 目指す環境の姿

第3次計画では、目指す環境の姿を、環境基本計画で扱う領域であると同時に、望ましい環境像として位置づけ、「自然共生」、「資源循環」、「脱炭素」、「快適環境」及び「協働」の5つの領域が相互に機能する社会の実現を目指します。



目指す環境の姿

### 3－4 環境基本計画の基本目標

町の課題及び住民等の環境に対する取組状況等をふまえ、目指す環境の姿を実現するため、以下の5つの基本目標を設定しました。

#### 環境基本計画の基本目標

##### ● 基本目標1 豊かな自然と人が共生するまち（自然共生）

下諏訪町には変化に富んだ自然があり、私たちに大きな恵みを与えてくれています。しかし、最近では、野生鳥獣被害等が深刻化し、一部で自然災害に対するぜい弱性が高まるとともに、里山の豊かな自然が失われ、多様な生物相が危機に瀕しています。そのため、今一度、人も、日光、大気、水、生物などによって構成される生態系の一部であることを理解し、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観を培い、将来にわたりその恵みを得られるよう、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会を目指します。

##### ● 基本目標2 資源を有効活用する、環境負荷の少ないまち（資源循環）

ごみの処理体制を整備し、ごみの減量化、生ごみや剪定枝等のリサイクルの促進に努めてきました。その結果、住民・事業者の意識が高まり、環境に配慮した活動も浸透しつつありますが、今後の50年、100年後を見据え、さらに環境負荷を少なくするため、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、代替素材（リプレイス）の4Rを進めることで、地球環境や自然環境に配慮した持続可能な社会を目指します。

##### ● 基本目標3 エネルギーを大切に使うまち（脱炭素）

地球温暖化や省エネルギー等をテーマとして、町ホームページや広報誌を利用した啓発、学校や保育園等における環境学習、出前講座等の開催により、普段の暮らしの中で省エネを意識する人が増えています。しかし、今のままでは地球温暖化を止めるためには不十分で、世界中の人が協力して、二酸化炭素を減らすだけではなく、実質的にはゼロの状態を目指す必要があります。気候変動を緩和するため、脱炭素社会を目指します。

#### ● 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち（快適環境）

私たちには、大社の社をはじめとする社寺林、宿場町の面影をいまに残す街なみ、貴重な歴史、文化的資産、身近な水辺やみどりなどの自然を次の世代に引き継ぐ責任があります。このため、まず私たち自身が下諏訪町の歴史、文化を見つめ愛着を感じ、そして取り巻く自然環境や日常生活を再認識する中で、調和のとれた町の発展を目指します。

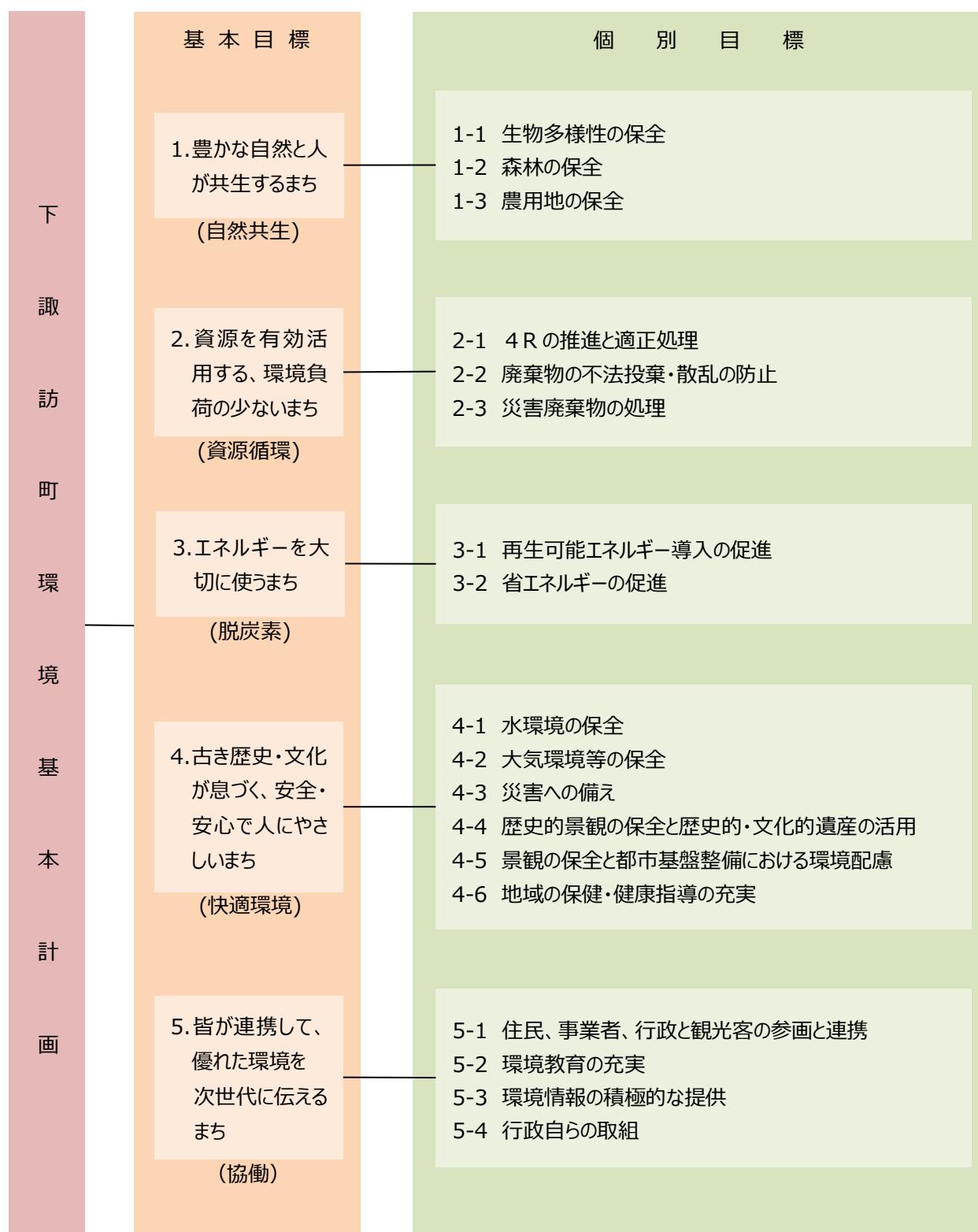
また、自動車交通による大気汚染や騒音、生活排水による水質汚濁などの都市型公害は改善が見られますが、私たちの日常生活に起因する新たな問題が生じる可能性があります。大地震や豪雨の際には、土砂崩れや水害などの自然災害が懸念される地域もあります。住民が健康で安全な暮らしを営めるように、災害や環境汚染を未然に防止する策を講じ、対策を常に考えていく態勢を整えることで、住民にも訪問者にもやさしいまちづくりを目指します。

#### ● 基本目標5 皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち（協働）

今日の環境問題が日常生活や事業活動全般に深く関係することから、住民、事業者、行政のそれぞれによる社会的責任を自覚した参加と連携による環境づくりが必要となってきています。

そのために、生活や職場、学校など様々な場面における環境学習の計画や機会を整備し、双方向の情報交流による、自発的な環境保全活動を進めていくような仕組みを継続的に創り上げていくことで、すべての人が環境に係わる当事者意識を持つことが重要です。様々な主体と一体となって行動していく文化を育て、受け継いでいくまちづくりを目指します。

### 3－5 環境基本計画の施策体系



環境基本計画の施策体系

### 3 – 6 基本目標と SDGs の 17 の目標

第3次計画に関する SDGs（持続可能な開発目標）を定め、目指す環境の姿の実現により目標の達成を目指します。

基本目標と SDGs の 17 の目標	基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4	基本目標 5
	豊かな自然と人が共生するまち	資源を有効活用する、環境負荷の少ないまち	エネルギーを大切に使つまち	古き歴史・文化が息づく、安全・安心で 人にやさしいまち	皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち
<b>1 貧困をなくそう</b>					
<b>2 飢餓をゼロに</b>	○				
<b>3 すべての人に健康と福祉を</b>		○		○	
<b>4 質の高い教育をみんなに</b>	○	○	○	○	○
<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b>					
<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b>	○	○		○	○
<b>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b>	○	○	○		○
<b>8 働きがいも経済成長も</b>	○	○	○	○	○
<b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b>		○	○		○
<b>10 人や国の不平等をなくそう</b>					
<b>11 住み続けられるまちづくりを</b>	○	○	○	○	○
<b>12 つくる責任 つかう責任</b>		○	○	○	○
<b>13 気候変動に具体的な対策を</b>	○	○	○		○
<b>14 海の豊かさを守ろう</b>	○	○		○	○
<b>15 陸の豊かさも守ろう</b>	○	○	○	○	○
<b>16 平和と公正をすべての人に</b>					
<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b>	○	○	○	○	○

## 第4章 環境施策の展開

## 4 – 1 構成と見方

各個別目標は「現状」、「これまでの取組」、「継続して取り組むべき課題」、「新たな課題」、「取組の方向性と進めていくべき施策」、「重点施策」より構成されています。各構成要素の内容は吹き出しに示したとおりです。



新たに表面化し、取り組む  
必要のある課題について記載

## ◆新たな課題

## 取組の方向性と進めていくべき施策について記載

#### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□			○
	□□□□□□□□□□□□□□□□	○		○
□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□	□□□□□□□□□			○
	□□□□□□□□□□□□□□	○	○	○
□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□ □□□□	○		○

取組の

**重要性、緊急性の高い課題  
に対する施策を重点施策  
として位置づけ**

◆ 重点施策

重点施策内容	目標 年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
□□□□□□	R12	○	○	○	□□□□□□□□□□□□ 【□□□□□□□□ □□□○○%】第2次計画実績値
□□□□□□□□□□	R12			○	□□□□□□□□□□□□□□□□□□ 【□□□□□□ □□□○○%】第2次計画実績値

重点施策の目標を記載  
〔 〕内は目標値

## 基本目標 1 豊かな自然と人が共生するまち

個別目標  
1 - 1

生物多様性の保全

### 【関連する SDGs】



### ◆現状

#### 【生態系への継続的配慮】

日本社会や経済構造の変化、都市化の進展などにより、農村の風景は様変わりしました。一つには、人間活動の拡大による開発の影響で、都市化やコンクリート化が進みました。また、エネルギー革命や過疎化、高齢化による人間活動の縮小や生活スタイルの変化に伴う影響で、里山や農耕地の管理が放棄されてきました。

これらの危機は町でも例外ではありません。薪や堆肥作りとしての落ち葉が必要なくなることで、雑木林に手入れが行き届かなくなったり、高齢化に伴う農業従事者の減少により遊休農地が増えています。持続可能な社会を形成するためには、生態系への人間活動の影響を回避又は最小化するだけでなく、共生関係を継続・創出することが重要です。

#### 【八島湿原】

八島湿原は、町の北東端に位置しています。湿原周辺では約 400 種類もの植物が開花し、年間 60 万人を超える観光客が訪れています。しかし、大勢の利用者の中には、写真撮影や追い抜き、ぬかるみを避けるといった理由で遊歩道や木道等の散策道を外れて歩く人、ごみのポイ捨てや放置する人がいるため、湿原の裸地化・乾燥化や施設周辺や道路にごみが散乱しているといったことが問題となっています。また、増えすぎたシカによるニッコウキスゲなどの高山植物への食害などもみられます。

#### 【諏訪湖】

諏訪湖にはエゴと呼ばれる入江状の地形に水生植物帯がありました。魚介類をはじめとする水生動物、水鳥や陸域の小動物の採餌場所、繁殖場所となっていましたが、埋め立てと浚渫により、そのほとんどが失われてしまいました。そのため、平成 6 年に「諏訪湖の水辺整備マスター プラン」が策定され、岸辺の生態系やヒシなどの抽水植物の復元に一定の成果がみられましたが、復元については十分とは言えず、ヒシの大量繁茂や貧酸

## 基本目標 1 豊かな自然と人が共生するまち

素水域の拡大など新たな問題も生じています。平成 30 年 3 月には、「諏訪湖の水辺整備マスター プラン」を引き継ぐ形で「諏訪湖水辺整備基本計画」が策定され、同時期に長野県により「諏訪湖創生ビジョン」が策定され、諏訪湖の水質保全と諏訪湖を活かしたまちづくりの実現のため、長野県、市町村、地域住民、企業等が一体となって湖畔のエリアごとの特性を考慮した上で、水辺の整備が進められています。

また、近年、諏訪湖周辺で特定外来生物であるアレチウリが繁茂し、ブラックバスやブルーギル等の繁殖が拡大しています。さらにカワアイサやカワウなどが急増しており、在来種の生息・生育に影響を及ぼしています。

### ◆これまでの取組

#### 【八島湿原】

高層湿原の貴重性や保全の必要性を認識してもらうために、自然観察会が開催されています。また、観光客の安全確保と草原や湿原内への立ち入りを制限するために、パトロールの実施や看板の設置、散策道の整備などが行われています。また、環境美化活動として、清掃活動や要注意外来生物に指定されているヒメジョオンの駆除、草刈りなども行われています。さらに、霧ヶ峰自然環境保全協議会と連携し、八島湿原の貴重な高山植物をシカによる踏み荒しや食害などの被害から守るため、毎年湿原の周囲を囲む防鹿柵の点検を行っています。

#### 【諏訪湖】

諏訪湖に生息・生育する既存の動植物を守るために、ブラックバスやブルーギルの駆除、カワアイサやカワウの追い払い、アレチウリの駆除が行われています。

また、下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会では、総合学習の一環として、小・中学生を対象に諏訪湖の浄化に関するポスターを募集したり、諏訪湖クリーン祭の環境コーナーで、諏訪湖を含む全国の河川で行われたごみ調査結果と、ごみが生き物に及ぼす影響についてパネル展示を行うなど、諏訪湖浄化や生態系保全の必要性についての啓発活動が行われています。

### ◆継続して取り組むべき課題

#### 【町内全域】

- 環境を保全するために、生態系について住民や町を訪れる人々の関心を高める必要があります。
- 特定外来生物が在来種の生息を脅かしています。植物ではアレチウリやオオハンゴンソウ、オオキンケイギク、魚類では、ブラックバス、ブルーギルの生息を抑え込むために駆除等の対策を行う必要があります。

## 基本目標1 豊かな自然と人が共生するまち

### 【八島湿原】

- 利用者が遊歩道や木道等を外れて歩くことで、踏みしめによる散策道周辺部の裸地化、乾燥化、土の流出が起こっているため、散策道の整備など、湿原の適切な保存と管理が求められています。
- 靴底に付いた種子によって持ち込まれた外来種が分布を拡大することにより、在来種の生育に影響を及ぼしており、八島湿原についての理解と啓発が求められています。
- 利用者によるごみのポイ捨てや放置により、施設周辺や道路にごみが散乱しており、ごみのポイ捨て禁止を呼び掛けるとともに、施設周辺の清掃活動が必要とされています。
- 増えすぎたシカによって、高山植物や幼木が食害にあい、ある程度成長した木であっても樹皮が食べられることで、立ち枯れてしまうため、シカの侵入を防止するための防鹿柵の設置とその維持を行う必要があります。

### 【諏訪湖】

- 諏訪湖生態系の保全に対する取組を継続する必要があります。
- 諏訪湖ではカワウによるワカサギの食害が深刻であるため、追い払い等による対策を行う必要があります。
- 特定外来生物等が分布を拡大することにより、諏訪湖に元々生息・生育していた生き物に影響を及ぼしており、特定外来生物等の駆除や除去が求められています。

#### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
八島湿原についての理解と啓発	八島湿原の素晴らしさを体験するためのガイドウォークや自然観察会、生物調査の実施	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
八島湿原の適切な利用と維持管理	散策道や看板の管理（新設検討・点検・補修整備）	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	防鹿柵の設置等、有害鳥獣対策の実施			<input type="radio"/>
	八島湿原の保護を目的としたパトロールによる、シカ被害や湿原及びその周辺の状況把握と必要な対策の実施	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	散策道等に捨てられたごみの収集	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
多様な生態系を持つ水辺環境の保全及び復元	身近な水辺環境の保全の推進	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	長野県策定「水辺整備基本計画」に基づく湖岸整備・利用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	諏訪湖創生ビジョン推進会議への参加協力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

## 基本目標 1 豊かな自然と人が共生するまち

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
八島湿原のヒメジョオンの除去	R12	○		○	ヒメジョオン駆除参加者数 【50人】第2次計画実績値 51人
諏訪湖のブラックバス、ブルーギルの駆除	R12	○		○	ブラックバス、ブルーギル駆除参加者数 【150人】第2次計画実績値 382人
諏訪湖湖岸のアレチウリの除去	R12	○		○	アレチウリ駆除参加者数 【100人】第2次計画実績値 82人
諏訪湖のカワウ、カワアイサの追い払い	R12	○		○	カワウ、カワアイサの追い払い参加者数 【180人】第2次計画実績値 363人

### 個別目標 1-2 森林の保全

#### 【関連する SDGs】



### ◆現状

#### 【森林整備】

町における土地利用面積の割合をみると、およそ8割以上が森林と原野です。森林の3分の2ほどが針葉樹林で構成されており、構成樹種の多くは植林されたカラマツです。国産材の価格低下に伴う林業の衰退により、一時は十分な手入れがされず、森林が荒廃した時期もありましたが、公有林では、間伐が進み、一部では間伐材の搬出も行われています。

個人有林については、所有規模が零細で散在しているため、間伐等の森林整備が遅れており、町・森林組合等林業事業体を中心とした林業経営の集約化等による間伐推進及び路網の整備の取組が必要となっています。

きちんと手入れをされていない森林では、木は十分に根を張ることができないため、倒木や土砂崩れなどの災害が発生しやすくなります。森林は、生物多様性の維持、土砂災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸

## 基本目標 1 豊かな自然と人が共生するまち

収、化石燃料の代替エネルギーなど、きわめて多くの多面的機能を有しています。豪雨の増加、地球温暖化による影響が顕在化しており、森林が果たすべき役割は大きくなっています。

### 【シカの食害による森林被害】

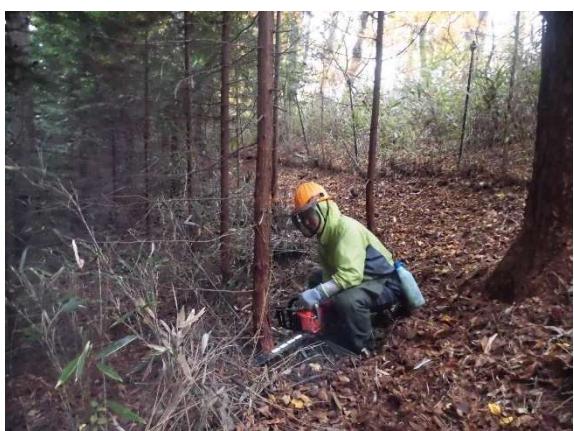
森林への被害は食害による下層植生の消失から始まり、裸地化することで森林土壌が流出しやすくなり、斜面では崩れやすくなります。また、ある程度成長した木であっても樹皮が食べられることで立ち枯れが発生しています。そのため、広域に防鹿柵を設置したり、小規模に囲い込みを行い、シカの侵入を防ぐ取組が行われています。

### ◆これまでの取組

治山事業を活用するとともに、補助金を活用した事業（県民税活用事業、信州の森林づくり事業）などを導入し、間伐などの森林整備を推進し、また鳥獣被害の防止による豊かな森林づくりに努めています。

### ◆継続して取り組むべき課題

- 森林の災害防止機能、水源涵養機能の維持増進を図る必要があります。
- 管理されていない森林では土砂崩れなどの自然災害が起きやすくなるため、引き続き定期的な間伐などの森林整備を行う必要があります。
- 増えすぎたシカによって、幼木が食害されるため、下層植生が育たず、森林形成が阻害されており、ある程度成長した木であっても樹皮が食べられることで、立ち枯れてしまうため、シカの侵入を防止するための防鹿柵の設置とその維持など総合的な被害対策を行う必要があります。
- 必要な森林整備を継続するため、町や個人による整備を行う必要があります。



森林の間伐

## 基本目標 1 豊かな自然と人が共生するまち

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
間伐、下草刈り、植栽や育成による森林整備	下諏訪町森林整備計画に基づく整備による森林の多面的機能の保全	○	○	○
シカによる森林被害対策	防鹿柵の設置や防護テープ等による被害の防除		○	○
林業従事者の確保	林業事業体への補助			○

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
土砂災害防止と水源環境機能の強化	R12		○	○	森林整備施工面積 【15ha】 第2次計画実績値 30ha

### 個別目標 1 - 3 農用地の保全

#### 【関連する SDGs】



### ◆現状

農用地は、食糧の生産だけでなく、生態系の保全、雨水の貯留などの多面的な機能を担っています。しかしながら、町では農業従事者は減少し、中山間地域を中心に遊休農地がみられます。一度農用地が荒廃し、生産機能やその他の多面的機能が失われると、これを復元することは容易なことではありません。農用地の多面的機能を維持するためにも、農用地を保全する取組が必要です。

また、中山間地域で増加しつつある耕作放棄地はシカやイノシシにとって快適な環境となっている可能性が

## 基本目標 1 豊かな自然と人が共生するまち

あります。耕作放棄地の増加は新たなシカやイノシシの生息地を増やすことを意味し、高山植物や森林、農作物への被害を拡大させる恐れがあるため、その意味でも農用地の保全は重要です。

### ◆これまでの取組

遊休農地の有効利用を図るために、遊休農地を住民に町民菜園として貸し出しています。また、特産品などの開発や地産地消を推進するために、農業祭を柱に、農産物のPRと米の消費拡大に努めています。  
農業者支援として、鳥獣被害防止のため、電気柵等の設置補助を行っています。

### ◆継続して取り組むべき課題

○農家の高齢化による担い手不足や収益性の低下による農業離れにより、遊休農地が増えています。放置すると雑木や雑草が繁茂し、病害虫等の発生要因ともなるため、農地の貸し付けや保全管理をする必要がります。



農業の担い手の育成

## 基本目標 1 豊かな自然と人が共生するまち

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
農業を続けていくための環境整備と遊休農地の有効活用	持続的・自立的な農業経営の支援		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	農産物即売会や農業祭等を通じた農業の活性化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	農産物の加工セミナーの実施など、農作物の特産加工品の開発につながる消費者との連携強化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	農作物への鳥獣被害の防止	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
遊休農地の解消及び有効活用	R12	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	耕作可能な遊休農地面積 【10ha】 第2次計画実績値 15ha
	R12	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	町民菜園稼働率 【95%】 第2次計画実績値 93%



町民菜園としての遊休農地の活用

## 基本目標5 皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち

個別目標  
2-1

4Rの推進と適正処理

### 【関連するSDGs】



### ◆現状

#### 【ごみの減量化・資源化】

平成17年度より生ごみの減量化・資源化を目的として、生ごみリサイクル事業が、平成23年度より家庭ごみの減量化と資源物量の増加を目的として、家庭ごみの一部有料化、平成26年度より埋立ごみの一部資源化がそれぞれスタートしています。また、平成29年度には資源物のストックヤード（保管場所）を整備しました。剪定枝のチップ化のスペースを確保し、薪は有料で、剪定枝チップは無料で配布しています。

また、燃やすごみの減量と資源物の再資源化を図るため、町内3箇所に、資源物収集拠点（駅東リサイクルステーション、図書館横古布収集ボックス、星が丘古紙古布リサイクルステーション）を整備しています。資源物収集拠点にはボックスやコンテナを設置しており、資源物を24時間排出することができます。

令和7年度にはプラスチック資源の一括収集をスタートしています。

#### 【適正処理】

町で発生する燃やすごみは平成15年度の8,043tより減少し始め、平成28年度には5,000tを初めて下回りましたが、その後は横ばいで推移し、令和元年度は4,914tでした。

平成28年12月より、「諏訪湖周クリーンセンター」が稼働し、湖周地区2市1町の共同処理がスタートしました。地区収集場所から収集した燃やすごみは諏訪湖周クリーンセンターで焼却し、焼却灰は提携している事業者により再利用及び埋め立てています。

## 基本目標 2 資源を有効活用する、環境負荷の少ないまち

### ◆これまでの取組

生ごみリサイクル事業では、生ごみリサイクル推進委員会と協働により、生ごみの減量化・資源化を図るため堆肥化していましたが、平成 28 年 12 月から生ごみをリサイクルセンターで収集した上で、業者委託により堆肥化し、できた堆肥は事業参加者に還元し、資源の循環に努めています。

さらに、家庭でできるごみの減量化・資源化支援として、休止コンポストの復旧補助として堆肥化促進剤の配布を行っています。

同じく、ごみの減量化・資源化を目的として、大型プラスチック資源、金属類、乾電池、蛍光管、電球等のリサイクルなどを行っています。

平成 26 年 2 月に図書館横古布収集ボックスを、平成 27 年 7 月に駅東リサイクルステーションを、平成 28 年 7 月に星が丘古紙古布リサイクルステーションを開設し、資源物を搬出しやすい環境を整備しました。



駅東リサイクルステーション

### ◆継続して取り組むべき課題

○ごみの総排出量は減少傾向にありますが、さらなるごみの減量化と適切な分別による資源化が求められています。

### ◆新たな課題

○マイクロプラスチックによる海洋の汚染が進んでいることがわかってきており、食物連鎖を通じて、人間の体内に

## 基本目標2 資源を有効活用する、環境負荷の少ないまち

入ってきています。プラスチックごみを分別して適正に処理するだけでなく、石油由来のプラスチックに頼らない製品へ移行する必要があります。

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
3Rの推進	ごみの出し方や分別ルールに関する周知・啓発	○	○	○
	廃プラスチック削減に向けた取組の推進	○	○	○
	ごみの減量化、食品ロス削減、生ごみの水切り、分別の徹底などの推進	○	○	○
	リサイクルを前提とした製品づくりの普及・啓発		○	○
	集団回収への協力推進	○	○	○
	グリーン購入の推進	○	○	○
ごみの適正処理	排出事業者への適正な廃棄物処理についての指導		○	○
	新型コロナウイルス感染症等の動向の注視とごみ排出量の大幅な増減が起こった際の適正処理維持のための対応			○

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
ごみ発生抑制の推進	R12	○	○	○	燃やすごみ総量 【4,299t以下】第2次計画実績値 4,914t
	R12	○		○	家庭から出る燃やすごみ 1人1日当たり排出量 【454g/人・日以下】 第2次計画実績値 474g/人・日
	R12		○	○	事業系可燃ごみ排出量 【1,424t以下】第2次計画実績値 1,451t
生ごみリサイクル事業の推進	R12	○		○	生ごみリサイクル事業参加率 【20.0%】第2次計画実績値 18.0%

## 基本目標 2 資源を有効活用する、環境負荷の少ないまち

個別目標  
2-2

廃棄物の不法投棄・散乱の防止

### 【関連する SDGs】



#### ◆現状

山林などの人目につかない場所への不法投棄が多く発生しています。不法投棄は景観だけでなく、その場所の土壤や周辺の地下水質などに重大な汚染を引き起こす恐れがあります。不法投棄に対しては、監視員を置いて監視活動に努めていますが、依然として国道 142 号周辺や山林などでは不法投棄がみられます。また、御柱祭や諏訪湖の花火大会後には指定の場所以外に捨てられたごみが散乱しているため、住民やボランティアなどによるごみ拾いが行われています。

#### ◆これまでの取組

町では不法投棄の常習地点に啓発用の看板を設置しています。また、長野県や町の不法投棄監視連絡員等によりパトロールを行い、ごみの回収を行っています。

さらに、衛生自治会によって、町全域で一斉清掃が行われています。また、町広報誌やホームページによる啓発を行っています。

諏訪湖岸や国道 142 号では随時各種団体による清掃活動が行われています。また、御柱祭後や諏訪湖の花火大会後に住民やボランティアによる清掃活動が行われています。

#### ◆継続して取り組むべき課題

- 不法投棄の監視や発見した不法投棄ごみの撤去を継続する必要があります。
- 御柱祭や諏訪湖の花火大会などのイベント開催後には、指定の場所以外にごみが捨てられたり、放置されたり、ごみの持ち帰りの呼びかけや看板設置による啓発が必要とされています。

## 基本目標 2 資源を有効活用する、環境負荷の少ないまち

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
ごみの適正処理と不法投棄の未然防止	一般廃棄物の適正処理の啓発	○	○	○
	看板等による不法投棄禁止のよびかけ	○		○
	監視員によるパトロールの強化と警察署と連携した取り締まりの実施			○
ごみの散乱防止と美化運動の推進	看板等によるごみのポイ捨て禁止のよびかけ	○		○
	ごみ持ち帰り運動の推進	○		○
	住民、関連団体による清掃活動等の美化運動の一層の推進	○	○	○

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
美化運動の推進	R12	○	○	○	清掃活動参加者数 【1,500 人】第 2 次計画実績値 1,360 人

### 個別目標 2-3

#### 災害廃棄物の処理

#### 【関連する SDGs】



### ◆現状

毎年のように、全国各地で台風等による災害が発生しています。県内でも令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により、北信、東信地方を中心に甚大な被害をもたらし、堤防の決壊や土砂崩れなどによる浸水被害があった地域では、大量の災害廃棄物が発生しました。

## 基本目標 2 資源を有効活用する、環境負荷の少ないまち

また、県内では大きな被害を発生させる地震として、6つの活断層帯による8つの地震と2つの海溝型地震が想定されています。下諏訪町に最も大きな被害が想定される地震は「糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）」で、地震の規模を表すマグニチュードは8.5、震度は地域によって異なりますが、町全域で震度5強から震度7と想定されているため、古い建物が倒壊する恐れがあります。

大量に発生する災害廃棄物は、復旧・復興の支障になるだけでなく、衛生状態の悪化を招きます。平時から大規模災害に備え、速やかに災害廃棄物を処理する体制を構築する必要があります。

### ◆これまでの取組

町では、災害対策基本法第42条の規定により、町内に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、「下諏訪町地域防災計画」を定めています。この計画では、災害廃棄物やし尿の処理、応援要請等の活動の内容についても定めています。

また、近年の全国的な災害の激甚化を受け、令和4年3月に「下諏訪町災害廃棄物処理計画」を策定しています。

### ◆新たな課題

- 災害で発生した廃棄物の仮置場の確保
- 災害廃棄物処理計画の適正な運用と見直し

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
災害廃棄物の対策強化	災害廃棄物処理計画の策定			<input type="radio"/>
	災害廃棄物の分別について住民への周知	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	災害廃棄物の仮置場の確保			<input type="radio"/>
	事業者や他自治体と連携した共同処理体制の構築		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

## 基本目標3 エネルギーを大切に使うまち

個別目標  
3-1

再生可能エネルギー導入の促進

### 【関連する SDGs】



### ◆現状

#### 【再生可能エネルギー】

日本を始め世界中で観測されている顕著な降水や高温の増加傾向は、長期的な地球温暖化の傾向と関係しているという見解が示されています。温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスを削減することは急務となっています。

現在わが国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源です。これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使用でき、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

国の第六次環境基本計画では、「地域循環共生圏」の構築を目指し、各地域がその特性を生かした強みを発揮することを期待されています。地域の資源を活かし、自立・分散型の社会を形成するとともに、地域の特性に応じて補完し支え合う社会が求められています。町には潜在的に利用可能なエネルギーがあります。太陽光を除く木質バイオマスや温泉熱など、再生可能エネルギーの利用はあまり進んではいませんが、発電設備の導入コストの低下や革新的な技術の開発が期待されます。

また、最近では、各地で発生する自然災害により表面化したエネルギー供給の制約や集中型エネルギーシステムの脆弱性といった背景から、地域分散型エネルギーという概念が広がっています。その意味でも再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。

#### 【下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

地球温暖化対策の取り組みをさらに推進していくため、令和5年（2023年）3月に下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を定めました。

### 基本目標3 エネルギーを大切に使うまち

#### ◆これまでの取組

バイオマスエネルギーの利用を促進するため、ペレットストーブの設置に補助金を交付しています。太陽光発電の設置についても補助金（令和6年度末累計351件）を交付しています。

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指す「下諏訪町ゼロカーボンシティ宣言」を令和5年（2023年）6月30日に、町制施行130周年記念式典に併せて表明しました。

#### ◆継続して取り組むべき課題

- 地球温暖化対策の取組を推進するため、その重要性を理解する必要があります。
- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギー機器の導入を促進し、実質的な温室効果ガス排出量を削減する必要があります。
- 森林は二酸化炭素を吸収し、生長により貯蔵することで地球温暖化防止に貢献する観点からも、森林整備を推進する必要があります。

#### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
地球温暖化対策の重要性の理解促進	地球温暖化対策の重要性の理解を深めるための学習の推進	○	○	○
再生可能エネルギーの地産地消	再生可能エネルギーの普及促進とエネルギーの効率的な活用	○	○	○
(再掲) 間伐、下草刈り、植栽や育成による 森林整備	個別目標1-2「森林の保全」 下諏訪町森林整備計画に基づく整備による森林の多面的機能の 保全	○	○	○

#### ◆重点施策

重点施策内容	目標 年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
再生可能エネルギーの利用促進	R12	○	○	○	啓発活動数（町広報誌、各種チラシ等） 【45件】新規指標

## 基本目標3 エネルギーを大切に使うまち

個別目標  
3-2

省エネルギーの促進

### 【関連するSDGs】



#### ◆現状

省エネルギーには、地球温暖化防止としての効果が期待されています。エネルギーの大半は、石油や石炭などの化石燃料を燃焼することによって得られていますが、これに伴い、大気中に二酸化炭素が排出されます。

国内のエネルギー消費量は、工場などの産業部門は減少しているものの、事務所や家庭などの民生部門で増加しています。生活の利便性・快適性を追求したライフスタイルや家電製品の普及・大型化・多機能化、世帯数の増加など社会構造の変化などが影響していると考えられます。

家庭の省エネを進めるためには、まず、家庭のエネルギー使用の実態を知ることが大切です。家庭のエネルギー消費の50%以上は電気であり、電気の使い方を見直す必要があります。温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減に向けて、省エネルギーや節電の取組が期待されています。

#### ◆これまでの取組

温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑制するために、令和6年度に下諏訪町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の見直しを行い、行政としての事務及び事業の遂行に伴う温室効果ガス排出量の削減目標を定めました。

また、車社会から歩行や自転車への転換を図るため、国や長野県による啓発活動への協力や町ホームページにより啓発を行っています。

#### ◆継続して取り組むべき課題

- 温暖化に対する関心を高め、脱炭素に向けてライフスタイルを転換する必要があります。
- 省エネルギー機器の導入や断熱リフォームを促進し、実質的な温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

### 基本目標3 エネルギーを大切に使うまち

○エコドライブやアイドリングストップなどの適正な自動車利用や公共交通の利用（下諏訪町循環バスあざみ号等）、電気自動車やハイブリッド自動車などのエコカーの導入、テレワークの推進により、移動の際に排出される温室効果ガスを削減する必要があります。

#### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
温室効果ガスの削減、省エネルギーの実践	省エネルギーの実践による家庭におけるエネルギーの削減	○		○
	家電や自動車更新時の省エネ製品・エコカーの選択	○	○	○
	新築時の省エネ住宅（高断熱・高気密）の購入や住宅の省エネ改修の実施	○		○
	省エネルギーを意識した事業活動、省エネの設備機器の導入や生産工程の効率化等による事業所におけるエネルギーの削減		○	○
	徒歩、自転車（シェアサイクル等）、公共交通機関の利用促進	○	○	○
	エコドライブ、アイドリングストップの推進	○	○	○

#### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
省エネルギー製品の利用促進	R12			○	普及啓発活動数 【45件】新規指標
	R12	○		○	リフォームの補助 【60件】第2次計画実績値 66件



下諏訪町循環バス「あざみ号」

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

個別目標  
4-1 水環境の保全

### 【関連するSDGs】



### ◆現状

#### 【諏訪湖の水質保全】

諏訪湖はかつて高度経済成長期に、富栄養化によるアオコの大量発生とそれにもなう悪臭の発生、さらにユスリカの大量発生等により、人が近づきがたい湖となっていましたが、昭和54年の諏訪湖流域下水道の一部供用開始にともない、家庭や事業所から流出される雑排水が減少し、諏訪湖の水質は改善の傾向にあります。しかし、諏訪湖では、湖の水質汚濁の指標となる化学的酸素要求量（COD）が依然として環境基準を超過しており、水質のさらなる改善が必要です。

長野県では、令和5年3月に「諏訪湖に係る第8期湖沼水質保全計画」を策定し、透明度に影響の大きいプランクトンの増殖に関係のある窒素やりんの流入を削減するため各種水質保全施策を推進し、見た目にも良好な諏訪湖を目指しています。

また、「諏訪湖創生ビジョン」では、諏訪湖の水環境保全と諏訪湖を活かしたまちづくりの実現のため、長野県、市町村、地域住民、企業等が一体となって各種の取組を行っています。

町は天竜川水系の最上流部に位置しています。下流域で生活する人々のためにも水質汚濁を未然に防ぐことは町の重要な責務です。

#### 【貧酸素対策】

平成28年7月に、諏訪湖でワカサギの大量死が発生しました。原因の一つとして、貧酸素水域の発生が挙げられます。近年では夏になると貧酸素水域が広がり、諏訪湖に生息する生き物に影響を与えていたことから、長野県では貧酸素水域の発生メカニズムの調査とその水域の解消に向けた対策の検討を進めています。

#### 【水草の繁茂対策】

近年、諏訪湖では水質浄化に伴い水草の仲間であるヒシが大量発生し、枯れた後の腐敗臭や湖底への堆

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

積による水質への影響などが問題になっています。また、ヒシが船のスクリューに絡まり、船の航行にも支障をきたし、漁業への影響や景観の悪化等の影響が生じています。また、水草の繁茂によりボートの運航に支障をきたす問題が生じています。

### 【地下水】

土壤や地下水の汚染は、その原因物質の種類によっては、長期的に摂取した場合に健康影響を生じさせる可能性があり、地下水汚染が確認された場合、速やかに周辺住民に飲用を控えるなどの指導を行う必要があります。また、河川や水路の汚濁と同様に、土壤や地下水の汚染も町にとどまらず、地下水を通じて天竜川の下流域で生活する人々にも影響を及ぼす可能性があり、土壤や地下水の汚染に目を配る必要があります。

#### ◆これまでの取組

### 【河川・地下水の水質の監視】

水質の監視を目的に、河川9箇所の水質検査（東俣川、砥川、十四瀬川、承知川及び古川で2~4回/年）、特定事業場等の水質検査（52事業所）、最終処分場からの排出水の水質検査（ダイオキシン類など計27項目）や浄化槽の点検及び水質検査を行っています。

また、地下水の状況を確認するために、井戸水の水質検査（トリクロロエタン等有機塩素系物質3項目）を町内（5箇所）で行っています。

### 【河川・地下水の水質の保全対策】

J Aと連携し、農薬散布と施肥の適正化に向けた指導と啓発を行っています。また、下水道への接続を促進するために、広報誌や新聞等による接続促進啓発や、未接続家庭等への指導を行っています。

### 【ヒシの駆除や湖岸・河川清掃】

近年、諏訪湖ではヒシの大繁殖がみられるため、長野県・市町村・漁協等からなる諏訪湖創生ビジョン推進会議等、各種団体により対策が行われており、除去されたヒシや水草の一部は堆肥化されています。

また、企業、事業所等による周辺地域の清掃活動や、春と秋に国道142号、砥川、十四瀬川、承知川、古川などで一斉清掃が行われています。さらに、下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会による湖岸清掃が行われています。砥川では、砥川を愛する会や住民との協働により、年2回ニセアカシアの伐採や草刈り、ごみ拾いが行われています。

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

### 【水資源の保全、管理の推進】

町の財産である地下水等水資源を永続的に確保するため、行政や住民、事業者などが一体となって森林や農地などにおける貯留・かん養機能の維持及び向上や地下水の保全を推進しています。

また、水資源の保全に関して、土地所有者の把握や土地取引情報の事前把握が困難であることから、土地の取引等の事前届出制とした条例を長野県が制定し、当町では平成27年（2015年）に汁垂が、令和7年（2024年）に土坂が水資源保全地域に指定されました。

#### ◆継続して取り組むべき課題

- 水質汚濁の指標である化学的酸素要求量の数値が環境基準を超過しており、従来から行われている特定汚染源対策だけでなく、市街地や農地等の非特定汚染源についても対策の必要性があります。
- 特定汚染源対策として、残る下水道未接続家庭等への指導・啓発が必要です。
- 環境負荷の少ない環境保全型農業への転換が求められています。
- ヒシの大量発生により、悪臭や航路障害などの問題が出ているため、ヒシの刈り取り（間引き）が必要となっています。
- 地下水や土壤の汚染現状を把握し、適切に管理することが求められています。

#### ◆新たな課題

- 水草の繁茂によりボートの運航に支障をきたす問題が生じているため、対策を講じる必要があります。

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
諏訪湖の水質保全	長野県策定「諏訪湖に係る第8期湖沼水質保全計画」に基づく水質保全に向けた取組	○	○	○
	諏訪湖の水草対策	○	○	○
	貧酸素水塊の解消	○	○	○
	道路状況や使用箇所に応じ、環境に配慮した融雪剤の使用と使用量の適正化			○
	農薬散布、施肥の適正化に向けた指導・啓発	○	○	○
	天竜川水系で一斉に実施される24時間水質検査への参加	○		○
	河川、地下水、湖水の水質測定による監視と測定データの蓄積			○
公共下水道等の適正利用と家庭ができる汚濁の防止	諏訪湖創生ビジョン推進会議への参加協力	○	○	○
	油やごみ等を排水溝へ流さないことへの啓発	○	○	○
	浄化槽の適正な維持管理と指導の実施	○	○	○
	下水道未接続の家庭等への接続促進	○		○

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
諏訪湖の水質浄化	R12	○	○	○	化学的酸素要求量 (COD) 【75%値 4.7mg/L、年平均 4.0mg/L】 第2次計画実績値 75%値 5.6mg/L 年平均値 4.4mg/L
	R12	○	○	○	全窒素 (T-N) 【0.62mg/L】 第2次計画実績値 0.88mg/L
	R12	○	○	○	全りん (T-P) 【0.041mg/L】 第2次計画実績値 0.05mg/L

注1) 諏訪湖には環境基準点が3地点あり、そのすべてで目標値を達成した場合に目標を達成したものとします。

注2) 目標値は「諏訪湖に係る第8期湖沼水質保全計画(R4～R8)」の目標値です。令和8年度に策定する「第9期」の目標値が見直された場合、目標値の見直しを行います。

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

個別目標  
4-2

大気環境等の保全

### 【関連する SDGs】



### ◆現状

#### 【大気汚染】

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の使用、自動車からの排出ガスや工場からの排煙などにより汚染物質が排出されていますが、自動車や工場等で大気汚染物質を除去する設備の高度化で、大気の状況は良好です。諏訪地域では、長野県が諏訪市内的一般環境大気測定局と岡谷市の自動車排出ガス測定局で測定を続けています。

#### 【騒音・振動】

騒音・振動については、国道142号、国道20号と県道岡谷下諏訪線で測定を行っていますが、騒音については環境基準を、振動については要請限度をそれぞれ達成しています。

#### 【有害物質による汚染】

科学技術のめざましい進歩のもとで多種多様な化学物質が製造、使用され、その過程で意図しない化学物質も生み出され、環境中に放出されています。近年ではダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質による人の健康や環境への影響が懸念されています。

平成23年3月11日、東日本大震災に続く福島第一原子力発電所事故により、大量の放射性物質が外部に漏れました。町では、空間放射線量簡易測定器により、学校・保育園及び公共施設など定期測定をしていましたが、数値の大きな変動はみられず、今後も大幅に数値の上昇する恐れがなかったことから、平成29年度をもって測定を終了しました。なお、長野県では空間放射線量の測定を継続しているため、その結果を県のホームページで公表しています。

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

### ◆これまでの取組

町では町屋敷において、大気の測定を行っていましたが、平成30年度に事業者が焼却施設を廃止したことから測定を終了しました。また、下諏訪町清掃センターでは排ガスの測定を実施していましたが、平成28年度の稼働停止にあわせ、排ガスの測定は終了しました。

騒音・振動については、国道142号、国道20号と県道岡谷下諏訪線で測定を行っていますが、騒音については環境基準を、振動については要請限度をそれぞれ達成しています。

### ◆継続して取り組むべき課題

- 現状把握に努めるとともに、大気汚染や騒音・振動の未然防止と発生源対策を行うことが求められています。
- 町における有害物質や放射性物質の情報を把握するとともに、関係機関と情報を共有し、万一の時に素早い対応が可能な体制を構築する必要性があります。

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
大気、騒音・振動の監視と測定の継続	県との連携による大気質の監視と測定データの蓄積			<input type="radio"/>
	騒音・振動測定による監視と測定データの蓄積			<input type="radio"/>
	公害苦情等の相談と対応	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
沿道環境対策の実施	アイドリングストップなどエコドライブの啓発	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	歩行・自転車利用の啓発	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
有害物質による汚染の対応	最終処分場等の監視の継続			<input type="radio"/>
	有害化学物質、環境汚染物質等による汚染が生じた際の実態把握と対応			<input type="radio"/>

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

個別目標  
4-3

災害への備え

### 【関連する SDGs】



#### ◆現状

町では山麓を中心に地すべり地帯や急傾斜地崩壊危険区域といった地質が脆弱、かつ急峻な場所が点在しています。また、市街化による河川流域の保水機能の低下により、大雨の際には地滑りや山崩れが発生しやすくなっています。集中豪雨による地滑りや山崩れが発生すると、土石流を伴うため、破壊力が大きく、人的被害をもたらすため、土砂災害への備えが必要となっています。

平成18年7月の豪雨では、一級河川承知川や中・小河川の上、中流部の護岸決壊や諏訪湖の水位が計画高水位を超えたことなどにより、広範囲にわたって家屋の浸水等の被害がありました。町では、こうした豪雨災害など過去の大規模災害の経験を教訓に、地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、「下諏訪町地域防災計画」を定めています。

#### ◆これまでの取組

環境に配慮した治山事業を進め、河川改修、砂防事業、急傾斜地崩壊対策などにより、安心・安全なまちづくりを推進しています。

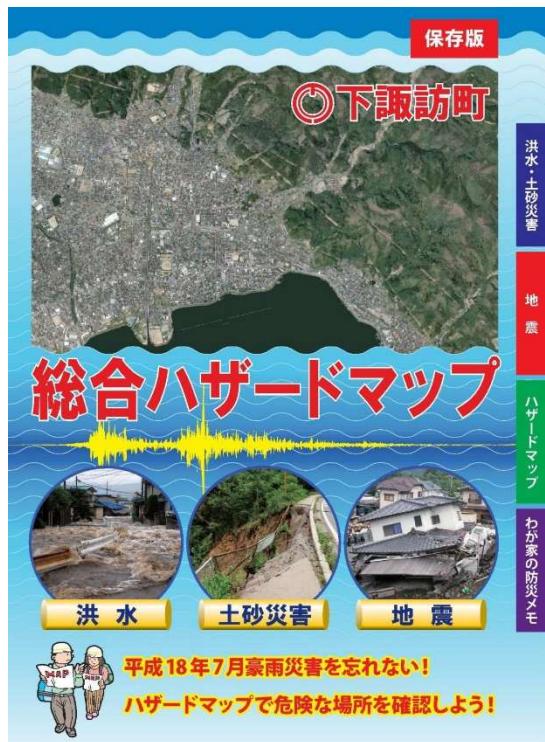
自然災害に対応するため、赤砂崎公園の整備を行いました。平常時には、日常的にレクリエーションを楽しめる総合公園として、災害時には避難・救援活動など、防災拠点としての役割を担っています。また、災害時等に使用する資機材の整備や備蓄品の管理、防災行政無線及び雨量観測システムの維持管理を行っています。

また、土砂災害警戒区域や浸水エリア、地震による揺れやすさなどを示した「下諏訪町総合ハザードマップ」を令和元年12月に更新し、全戸配布しているほか、「まちづくりおでかけトーク」では、家庭での備えや町の危機管理と防災対策などについて、地区の自治会や学校などのグループに対し、町職員が出張して講座を開催して説明を行っています。

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

### ◆継続して取り組むべき課題

- 大規模な地震により、地震の揺れそのものによる建築物等被害に加え、液状化や土砂災害などの被害が想定されているため、対策が求められています。
- 町を流れる河川や砂防指定地等の災害防止の必要性があります。



下諏訪町総合ハザードマップ

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

### ◆新たな課題

- 全国各地で地震及び台風等による被害が激甚化、頻発化しているため、事前にハザードマップ等で避難経路や避難行動、避難するタイミングを確認する必要があります。

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
災害に強いまちづくり	災害時を想定し、避難経路や避難行動を確認するための訓練	○		○
	環境に配慮した治山・治水対策の推進			○
	防災拠点への発電機や太陽光発電+蓄電池の導入による非常時のエネルギー供給の確保			○
	公共施設、一般住宅等の耐震化等の促進	○		○
	土地勘のない観光客に対しての危険個所の周知と避難誘導方法の検討	○		○
下諏訪町地域防災計画による災害時の対策強化	災害時の情報収集・連絡体制の整備、情報を伝達する通信手段の整備			○
	個別避難計画作成等による要配慮者を守るための対策	○		○
	安全な避難場所等の指定及び避難のための環境整備			○
	食料品・生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備	○	○	○
	「下諏訪町総合ハザードマップ」による危険個所の周知	○	○	○

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
地域防災力の向上	R12	○		○	地域防災リーダー人数（延べ） 【179人】第2次計画実績値 139人
	R12	○		○	防災訓練参加者数 【6,000人】第2次計画実績値 5,884人
	R12	○		○	水防訓練参加者数 【220人】第2次計画実績値 220人

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

個別目標  
4-4

歴史的景観の保全と歴史的・文化的遺産の活用

### 【関連する SDGs】



#### ◆現状

町は、諏訪大社とともに発展した温泉宿場町として、数多くの歴史的景観資源を有し、豊かな自然環境と融合した景観が形成されています。これらの歴史的景観の保全と再生を進めるとともに、創造的な視点を加えて、優れた景観の創出を図り、これらが調和する景観形成が進められています。

また、町には、歴史的・文化的遺産も多数存在しています。これらに積極的に触れ、活用することで、町の歴史、文化に対する愛着を深め、次世代に継承していくことが求められています。

#### ◆これまでの取組

歴史、文化の保存と伝承を目的として、浪人塚の墓参や魁塚相楽祭、今井邦子文学祭などが行われています。

また、諏訪湖博物館・赤彦記念館、宿場街道資料館、今井邦子文学館、七曜星社蔵及び星が塔ミュージアム矢の根やを管理、運営しています。また、平成22年に復元された伏見屋邸では、写真展や様々な民芸品などの展示が行われています。

地域の歴史を理解することを目的とした出前講座により、宿場・街道などについての講演を行っています。

施設運営の面ではエネルギー消費量の削減に努めており、諏訪湖博物館・赤彦記念館では温泉熱を利用した床暖房を採用しています。

#### ◆継続して取り組むべき課題

- 歴史・文化に配慮した街並みの保全と整備が求められています。
- 歴史的建造物の適正な維持管理が必要とされています。
- 優れた歴史的、文化的遺産が多数存在している反面、それらの認知度は低く、地域の歴史や文化を伝承

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

していこうとする意識が薄らいでおり、歴史や伝統を体験する機会を提供していくことが求められています。

- 各博物館施設の特性を活かした利用率向上が課題です。
- 関係施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修が求められていますが、冷暖房設備等の更新の際には、環境に配慮した高効率の機器を選定する必要があります。

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
歴史や伝統を体験する場や機会の提供	歴史的・文化的遺産の保全と活用	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	受け継がれてきた文化・伝統への理解と継承	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
文化財の保護、自然誌などの記録の整理と活用	文化財指定についての具申検討	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	自然誌等、環境に関する記録の整理と活用	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
文化遺産の保存および活用に関する取組	R12	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	伏見屋邸入館者数 【10,000人】第2次計画実績値 9,873人

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

個別目標  
4-5

景観の保全と都市基盤整備における環境配慮

### 【関連する SDGs】



### ◆現状

#### 【景観の保全】

自然と歴史に裏打ちされた町らしい情緒のある景観は、町に暮らす人々に快適さやゆとりといった質的な豊かさをもたらし、それが町に対する愛着や誇りを生み、町に賑わいと活気を呼び起こす原動力となり、町を訪れる人の心を惹きつけるという好循環を生み出してきました。しかし、近年、様々な要因によって、永らく受け継がれてきた町並みが失われていく事例が増えつつあります。

町では、豊かな水と緑、歴史と文化あふれる景観を守り、育み、次の世代へ引き継いでいくために、平成24年8月に「下諏訪町景観計画」を全面施行し、景観の保全に努めています。

#### 【身近な緑】

身近な緑は良好な風致と景観をもたらすだけでなく、大気の浄化や気温の調節などにも役立ちます。住宅が立ち並ぶ町の中心部でも、かつては水田などの緑がみられました。しかし、都市化が進むにつれて、農地が住宅地へと変わり、市街地では、散歩しながら休憩できる場所や木陰が減るなど身近な緑が失われつつあります。また、郊外や中山間地では、耕作されていない農地や荒れた空地が目立つといった問題を抱えています。

#### 【身近な水辺】

かつては農業用水路に、多くの生物が生息し、地域の住民が触れ合うことのできる水と人との繋がりが存在していました。しかし、ほ場整備や都市化が進むにつれて用水路の埋立てやコンクリート製水路への敷設換えにより、その環境は失われつつあります。

#### 【安全で安らぎあるまちづくり】

町では、平成21年4月より安全で安らぎのあるまちづくりの実現を図ることを目的として、「下諏訪町安全

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

で安らぎのあるまちづくり条例」を施行しました。生活の安全安心の確保を基本理念に掲げ、快適で安らぎのある生活を基本とし、全ての人が自らの地域は自らが守るという意識のもとに、共に支え合い協働して推進し、将来にわたって継続されることを目指しています。

### 【都市基盤整備における環境配慮】

町では、医療、福祉、教育、防災などの様々な角度から、都市基盤の整備を行っていますが、このような基盤整備の際にも、環境に対する負荷の低減が求められています。公共工事では、計画段階から設計、施工、廃棄に至るまでの環境への負荷を低減するとともに、景観との調和、生態系や周辺環境に配慮しています。

#### ◆これまでの取組

### 【景観の保全】

中山道と甲州街道が出会う諏訪大社下社秋宮周辺において、良好な景観を有する住環境の保全を目指したまちづくりを行っています。道路の美装化や無電柱化、小公園等施設整備を行い、また、まちづくり協定を締結した土地所有者等が歴史的街なみ景観を整備保存するために行う住宅等の修理や修景に対して、補助金を交付しています。

また、景観計画区域内では景観条例に基づき、届出が行われ、景観に配慮した建築または改築が行われています。

### 【身近な水辺】

赤砂崎公園を整備し、みずべテラス等の水辺環境を活用した事業を行ってきました。

### 【みどりの管理】

緑豊かなまちづくりを進めるために、小中学校等の公共施設への緑化木の配布や公園、緑地帯の草刈作業、街路樹の剪定などにより、芝、樹木等の維持管理を行っています。

### 【安全で安らぎあるまちづくり】

交通事故のない安全で快適な生活を維持するために、防護柵、ガードレールやカーブミラー等の設置や道路の区画線の引き直しなど整備を計画的に行ってています。

夜間における歩行者の安全と防犯を目的に、通勤・通学路を中心に防犯灯（LED化）の設置を行ってい

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

ます。

交通手段を持たない高齢者や児童などの生活の足として、循環バス（あざみ号、スワンバス）を運行しています。また、高齢者や障害者などの生活の足として福祉タクシー・あざみ号の利用助成事業（タクシー券、循環バス券の配布）を行っています。

### 【都市基盤整備における環境配慮】

道路工事に使用するアスファルトや砕石は、リサイクル品を活用しています。

#### ◆継続して取り組むべき課題

- 歴史的建造物や旧街道周辺には、これら歴史を感じさせる空間とはなじまない開発も行われており、景観計画に沿った良好な景観づくりが求められています。
- 空き家など管理不全の建築物が増え、老朽化による家屋の倒壊の懸念、景観上の問題、不衛生な状態による悪臭の発生など様々な問題を抱えているため、所有者に対し適正な管理を促す必要があります。
- 町の市街化によって失われた緑の再生が求められています。
- 人と水とが触れ合える豊かな自然の水辺空間の創出が求められています。
- 子どもや高齢者などが気軽に安心して移動できる動線の確保が必要とされています。
- 都市基盤整備においても持続可能な環境を構築するため、さらに環境保全への配慮が求められています。
- 公共工事等において、環境負荷の少ない工法による施工が求められています。

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
景観計画に基づく景観の保全	豊かな自然と優れた歴史的環境を生かした景観形成（保全・育成・活用・創造）の推進	○	○	○
	まちづくり協定の締結	○		○
	空き家の適正管理の指導と相談体制の整備	○	○	○
身近な緑の創出	緑化木の配布等による緑化の推進	○		○
	日常生活における身近な緑の管理	○	○	○
	公園の適正な維持管理と利用促進	○		○
親水化の推進	既存公園、諏訪湖の親水化	○		○
安全で安らぎあるまちづくり	歩行者、自転車が快適かつ安全に通行できる道路環境の整備			○
	公共施設や歩道へのスロープの設置等によるバリアフリー化の推進			○
	利便性の高い公共交通網の整備	○		○
公共工事等における環境配慮	都市計画における環境保全への配慮			○
	公共施設等におけるリサイクル資材（廃アスファルト等）の利用			○
	公共工事における環境配慮			○



景観計画に沿ったまちづくり

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
良好な景観の保全と創出	R12	○		○	観光振興助成金 【2件】第2次計画実績値 2件
空き家などの利活用の促進	R12	○		○	空き家情報バンクへの物件登録数 【50件】第2次計画実績値 13件
	R12	○		○	空き家情報バンクによる成約件数 【40件以上】第2次計画実績値 10件
円滑な交通体系の整備	R12	○		○	町内循環バスあざみ号利用者数 【49,000人】第2次計画実績値 42,816人
	R12	○		○	湖周バススワンバス利用者数 【86,000人】第2次計画実績値 85,182人

### 個別目標 4-6

#### 地域の保健・健康指導の充実

##### 【関連する SDGs】



### ◆現状

人生100年時代を迎えた現在、少子化や高齢化、人口減少が課題になり、支える世代の減少が危惧されています。医療や介護の負担を減らすため、また個々人が生活習慣病の予防や重症化予防に取り組み、地域や仲間同士の繋がりを豊かにていきいきと暮らせるための取り組みを推進しています。健康づくり計画では、「どんなときも“ほっ”とな笑顔と思いやりの町」をスローガンに一人ひとりができるところから取り組み、健康寿命を伸ばすことを目指しています。

## 基本目標4 古き歴史・文化が息づく、安全・安心で人にやさしいまち

### ◆これまでの取組

個人の主体的な健康づくりを推進するため「健康づくり応援ポイント事業」を実施しています。また、健康診査結果から生活習慣病リスクのある方に対する個別指導を実施しています。この他、保健補導委員、食育応援隊、スポーツ推進委員、健康センターなど町の健康づくりへ協力いただける住民との協働で健康づくりを推進しています。

### ◆継続して取り組むべき課題

- 個人の健康づくりを社会全体で支える環境づくりが求められています。

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
良い生活習慣の定着による一次予防及び重症化予防の推進	健診結果や個人の状態に合わせた健康づくりの支援	○		○
国民健康保険特定健康診査の受診による生活習慣病の早期改善	国民健康保険特定健康診査の受診啓発	○		○

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
保健事業の充実強化	R12	○		○	国保特定健康診査受診率 【60%】第2次計画実績値 44.2%

## 基本目標5 皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち

個別目標  
5-1

住民、事業者、行政と観光客の参画と連携

### 【関連するSDGs】



### ◆現状

良好な環境づくりには住民・事業者・町（行政）が協働し、関係機関と連携し、効率的に進めていくことが必要不可欠であり、町を訪れる観光客に対しても主体者としての意識を共有してもらえるよう働きかけていくことが重要です。

町内では、環境美化活動や清掃活動など、住民、事業者との協働による様々な環境保全活動が根付き、さらなる活動の広がりが期待されている一方で、高齢化に伴い自治会、町内会等のコミュニティでは、次世代の活動の担い手が不足し、活動規模が維持できなくなりつつあります。

下諏訪まちづくり協働サポートセンターは、公益活動の機会と場所を提供する目的で利用されており、住民やNPO法人をはじめとする各団体の活動拠点となっています。

### ◆これまでの取組

住民参加による個性豊かなまちづくりのために、住民や職員に対して、民公協働の理念啓発を推進しています。

地域の活力創生チャレンジ事業支援金を活用し、住民等の自主的かつ主体的な活動を支援推進しています。町政やまちづくりに対する意見、要望、アイデアなど住民の生の声や想いを行政に伝える方法として、町長と語る会、町長への手紙を企画し、協働のまちづくりを進めています。

諏訪湖クリーン祭による環境意識向上が図られており、民公協働で町内の環境美化に取り組む下諏訪町衛生自治会では随時見回り及び指導に取り組んでいます。

### ◆継続して取り組むべき課題

○地域の環境の素晴らしさ、課題を理解した上で、どのような地域にしたいのかというビジョンを描き、地域づくり

## 基本目標5 皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち

に主体的に参画することが求められています。

- 高齢化などによる担い手の不足やリーダーとなる人材の育成が課題となっています。
- 住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、一体となって主体的に活動を行うことが求められています。

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
協働による環境活動の推進	環境に配慮した行動への参加	○	○	○
	環境活動を行う各種団体、事業者との連携強化、人材育成・後継者確保の支援	○	○	○
	各種団体、事業者、人材の環境活動の把握とデータベース化	○	○	○
	行政主導から住民主導への意識の転換	○	○	○

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
(再掲) 美化運動の推進	R12	○	○	○	個別目標 2-2「廃棄物の不法投棄・散乱の防止」 年間清掃活動参加者数 【1,500 人】 第2次計画実績値 1,360 人



まちづくり協議会の様子

## 基本目標5 皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち

### 個別目標 5-2 環境教育の充実

#### 【関連するSDGs】



#### ◆現状

地域の貴重な環境を保全し、継続して維持・活用していくためには、環境に関する理解を深める必要があります。町には多様な生態系があり、山や川、湖などから恩恵を受けてきました。環境問題を解決していくためには、一人ひとりがそういった環境の素晴らしさ、大切さなどを認識して、そして行動していくことが必要です。特に、次世代を担う子どもたちが自らを取り巻く環境に関心を持ち、環境を大切にする心を育み、環境問題を自分の問題としてとらえて行動する機会を提供することが重要です。環境教育の充実を図り、自ら行動する人材を育っていくことが必要とされています。

#### ◆これまでの取組

環境について主体的に考える力を養成するために、各種団体と協力し、小、中学生を対象に諏訪湖浄化ポスターの募集、諏訪湖周クリーンセンター見学によるごみ処理及びごみの出し方等の学習やボート教室等を通じて諏訪湖の水質浄化に向けた活動への参加等の取組を行っています。

小中学校では、総合学習などの一環として、様々な環境教育を行っています。清掃活動として、諏訪湖岸や砥川の清掃、アルミ缶などの資源物の分別及びリサイクルを行っています。街を花でいっぱいにする活動として、町内の複数の施設へのプランターの設置、しもすわガーデンプロジェクトによる公共施設へ花を送る活動を行っています。自然観察活動として、八島湿原、承知川、砥川や諏訪湖で生き物の観察、また、アマゴの卵をふ化させ、育てた稚魚を砥川に放流する活動を行っています。

自己の充実・啓発や町に対する理解を深めるために、「まちづくりおでかけトーク」を開催しています。また、クローズアップしもすわの生涯学習ページを活用し、生涯学習情報や社会教育の推進のための情報の提供を行っています。

## 基本目標5 皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち

### ◆継続して取り組むべき課題

- 町にかかわるすべての主体に対し、環境問題に関心を持ち、主体的に持続可能な社会の実現に向けて具体的な行動に結びつける心を育てる必要があります。
- 環境教育を推進する上で、人材や教育の場を確保する必要があります。
- ライフスタイルを見直し、環境にやさしい社会へと変えていく必要があります。

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
環境教育における学習や体験の機会の確保	環境教育に関する個人・各種団体との連携強化	○		○
	環境教育への事業者・民間団体のノウハウや実践経験の活用・連携	○	○	○
	学習講座やイベント、セミナー等による環境に関する学習機会の充実	○		○
	地域の自然を活かした体験型の環境学習の場や機会の拡大	○		○
環境教育や体験学習の推進と人材育成	学校における環境教育の推進	○		○
	生涯学習としての環境教育の推進	○		○

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
環境教育の充実	R12	○	○	○	諏訪湖クリーン祭等で実施する環境学習プログラムの参加者数 【300人】第2次計画実績値 250人
	R12	○	○	○	環境学習等の出前講座の開催数 【15件】第2次計画実績値 3件

## 基本目標5 皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち

個別目標  
5-3

環境情報の積極的な提供

### 【関連するSDGs】



### ◆現状

環境に関する様々な情報をわかりやすく提供することは、住民・事業者の意識向上や取組の実践につながります。町のホームページ等を含め、各種媒体を通じて情報を発信したり、各種活動の場での交流を通じて、住民・事業者・行政が情報を共有し、取組への意欲向上を図っています。

環境に関する情報をよりきめ細やかに提供し、それを受け取る住民・事業者が主体的に実践することが望まれます。

### ◆これまでの取組

町のホームページや広報誌等を通じて環境保全や温暖化防止対策、ごみの減量化方法などの環境情報の提供を行っているほか、環境全般について、天竜川上流部との情報交換や下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会ホームページへリンクし、双方向の情報交換を行っています。

令和元年8月には、ごみの分別方法を手軽に検索したり、資源やごみの収集日をお知らせする機能がついたスマートフォン用アプリ「さんあ～る」を導入しました。

### ◆継続して取り組むべき課題

- 環境に関する情報のわかりやすい提供が求められています。
- 関係機関と連携し、提供する環境情報の質の向上が求められています。
- 町のホームページを必要な環境情報を検索しやすく整備する必要があります。

## 基本目標5 皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
環境情報のわかりやすい提供	環境に関する情報（具体的な行動を促す情報、データや科学的知見）の整理・蓄積と効果的な発信	○		○
	見やすく環境情報を検索しやすいホームページの構築	○	○	○
	町ホームページ、広報誌による環境情報の充実と住民・事業者による有効活用の促進	○	○	○
	関係機関や各種団体と連携した環境情報の質の向上	○	○	○

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
ごみ分別の情報提供	R12	○	○	○	ごみ分別アプリ「さんあ～る」の登録者数（延べ） 【4,800人】 第2次計画実績値 907人

### 個別目標 5-4 行政自らの取組

#### 【関連する SDGs】



### ◆現状

行政は、地球温暖化等の環境改善に向けて積極的に取り組んでいく役割を有しています。そのため、環境問題に対する政策推進の率先実行役として、住民や事業者の模範となるよう、廃棄物の減量化とリサイクルの実行、公共施設でのエネルギー低減など、環境に配慮した行動を実践しています。

## 基本目標5 皆が連携して、優れた環境を次世代に伝えるまち

### ◆これまでの取組

廃棄物の減量化、リサイクルの率先実行に向けて、職員対象の研修会を実施しています。

また、温暖化防止対策として、毎週水曜日をノー残業デー、毎月第2水曜日をノーカーデーとともに、夏と冬にそれぞれクールビズ、ウォームビズを実施しています。さらに、令和6年度に下諏訪町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を改定し、省資源・省エネルギーの推進をしています。

### ◆継続して取り組むべき課題

○地球温暖化防止に係わる町の実行計画を着実に推進していく必要があります。

### ◆取組の方向性と進めていくべき施策

取組の方向性	進めていくべき施策	主体		
		住民	事業者	行政
下諏訪町地球温暖化防止実行計画に基づく行政自らの取組の推進	廃棄物の減量化、リサイクルの率先実行			○
	クールビズ、ウォームビズの実施			○
	公共施設における再生可能エネルギーの導入			○
	公共施設の省エネルギー対策の実施			○
	公用車のエコカー導入			○
	デマンド監視システムによる節電の推進			○
	グリーン購入の推進			○
	地球温暖化防止実行計画の取組状況の公表			○

### ◆重点施策

重点施策内容	目標年度	主体			施策目標
		住民	事業者	行政	
地球温暖化防止実行計画の推進	R12			○	グリーン購入法適合公用車割合 【51.0%】 第2次計画実績値 30.1%
「進めていくべき施策」の進捗管理	R12			○	「進めていくべき施策」の着手率 【100%】 新規指標

# 第5章 下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

## 5-1 計画の概要

### (1) 計画策定の背景

#### ① 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。また、令和3年8月豪雨では、下諏訪町においても記録的な大雨により、河川の氾濫や土砂崩落等の甚大な被害が発生するなど、今後も、地球温暖化の進行が要因となる豪雨等の発生リスクは、さらに高まることが予測されています。こうしたことから、人間の活動により気候への深刻な影響が出ないよう、温室効果ガス\*の排出削減等を行い、地球温暖化を防止することは人類共通の喫緊の課題となっています。

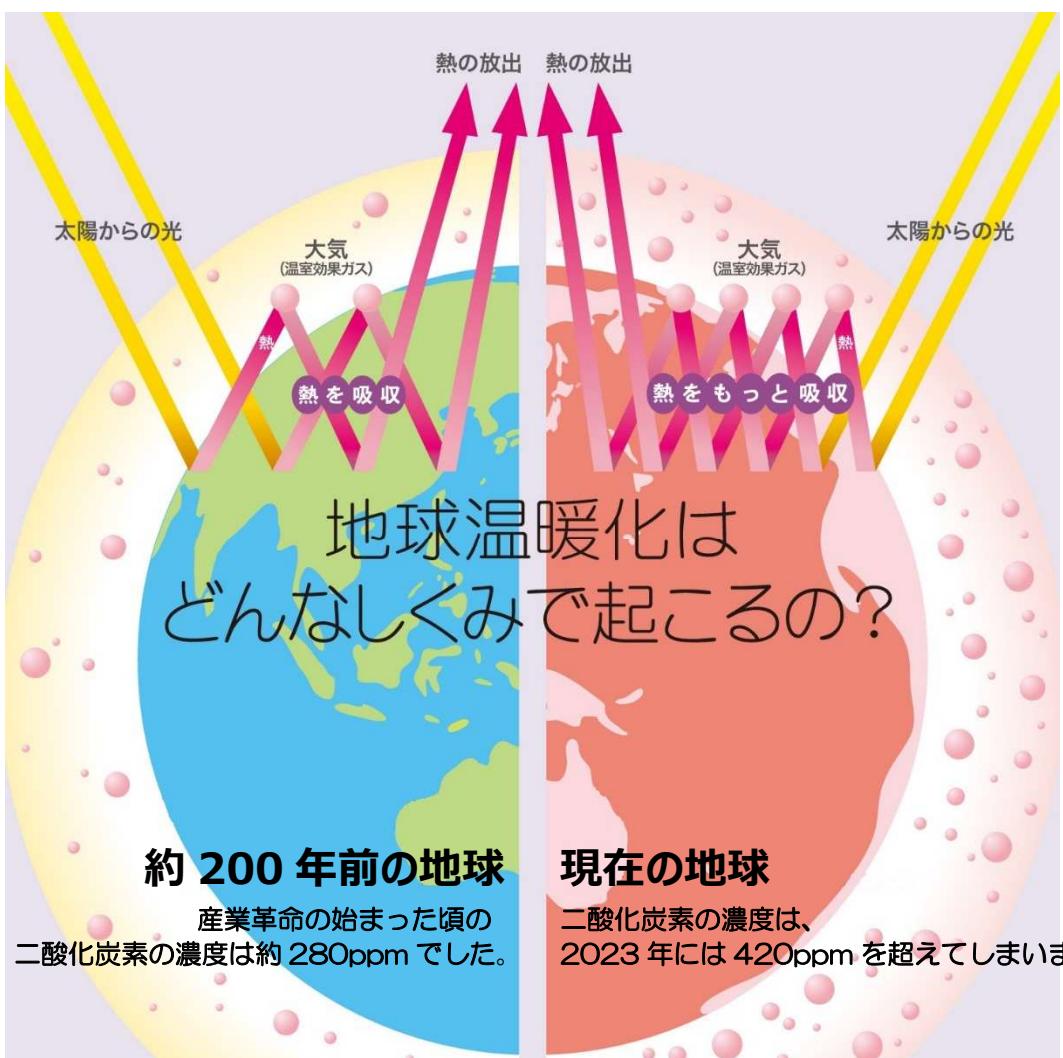


図1-1 地球温暖化の仕組み

## ②下諏訪町の動き

世界規模の課題である地球温暖化ですが、下諏訪町においても身近なところで影響が出始めています。次のグラフは昭和 25 年（1950 年）から令和 2 年（2020 年）までの諏訪地域の平均気温を比較したものですが、70 年間で平均気温が 1.6℃ 上昇していることが分かります。この気温の上昇は熱中症などの人体への影響に加え、御神渡りの出現率の低下等、気候変動として下諏訪町で生活する我々にも大きな影響を及ぼしています。

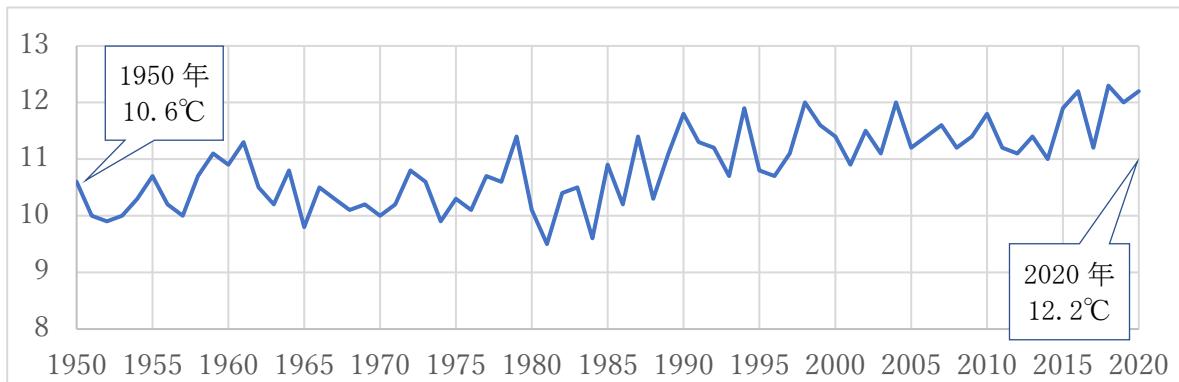


図 1-2 諏訪地域における年平均気温 (°C)

出典：気象庁 過去の気象データ

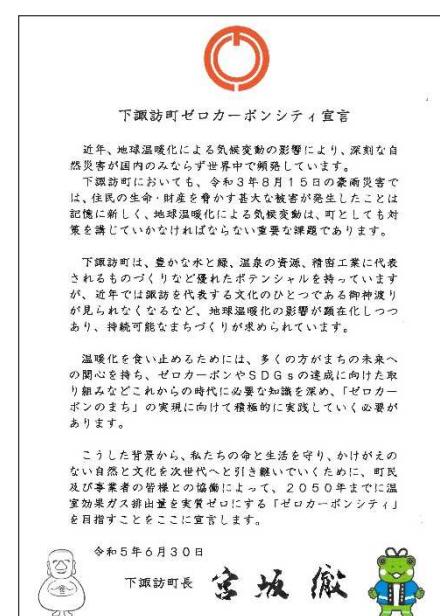
下諏訪町では、平成 13 年（2001 年）に「環境基本条例」を制定し「環境基本計画」に基づき、住民、事業者、町の協働で地球温暖化防止策に取り組んできました。

地球温暖化や省エネルギー等をテーマに、町ホームページや広報誌を利用した啓発、学校や保育園等における環境学習、出前講座等の開催したことにより、普段の暮らしの中で省エネを意識する人が増えてきています。

また、町庁舎や下諏訪南小学校への太陽光発電\*設備の設置により、再生可能エネルギー\*が身近なものとして伝える機会をつくりました。

しかし、今のままでは地球温暖化を止めるには不十分で、世界中の人が協力して、二酸化炭素を減らすだけでなく、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「下諏訪町ゼロカーボンシティ宣言」を令和 5 年（2023 年）6 月 30 日に行い、各種施策を実施してきました。

※地球温暖化対策を巡る国際的な動き、国内の動き、長野県の動きは、資料 3（資 36、37 ページ）に掲載しています。

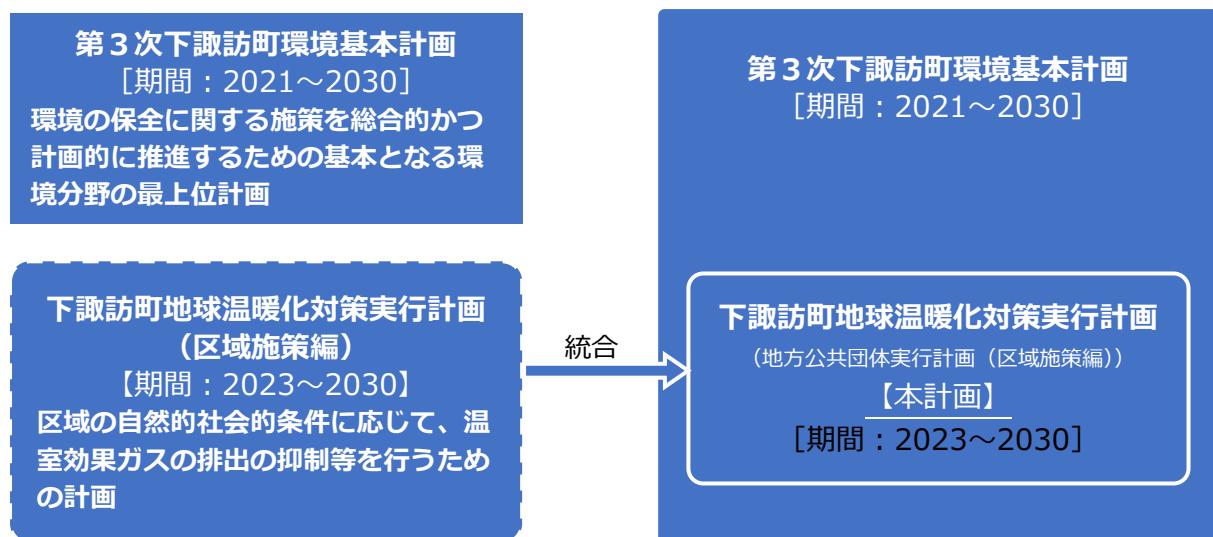


## (2) 計画の目的

これらの背景から、持続可能な社会を実現するため、地域の自然的、社会的条件に応じて地球温暖化対策に取り組んでいくことが必要です。こうした状況から、「下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することにより、住民・事業者・町が一体となって地球温暖化対策に取り組み、町全体の温室効果ガス排出量の削減を推進します。

## (3) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第19条第2項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定し、第3次下諏訪町環境基本計画に統合しています。なお、目標や施策の設定にあたっては、町の最上位計画である第8次下諏訪町総合計画や各種計画の他、国、長野県の地球温暖化対策とも整合を図ります。



### ● SDGsと実行計画との関係

本計画に基づく取組は、SDGs\*に掲げられた17のゴールの達成に貢献するものであり、直接的に貢献するものもあれば、間接的に貢献するもの、また複数のゴールに貢献するものがあります。「第5章 下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、基本方針ごとに関連するSDGsのゴールを示します。



出典：国際連合広報センター

#### (4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。

国の目標を踏まえ、平成25年度（2013年度）を基準年度、令和12年度（2030年度）を短期目標年度、令和22年度（2040年度）を中期目標年度、令和32年度（2050年度）を長期目標年度とし、温室効果ガス排出量の削減を実施します。

ただし、国内外の社会情勢の著しい変化等に合わせて、必要に応じて目標や取組等の見直しを行うこととします。

#### (5) 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法において規定されている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7種類ですが、国全体の温室効果ガス排出量の約9割を二酸化炭素が占めていることから、本計画では二酸化炭素の1種類を対象とします。

##### ◆「地球温暖化対策推進法」で定められている温室効果ガス

温室効果ガス	主な発生源	割合*
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	92.3%
	非エネルギー起源	
メタン (CH <sub>4</sub> )	稻作、家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等	2.7%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	化石燃料の燃焼、化学肥料の使用、排水処理、自動車の走行等	1.5%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	冷凍空気調和機器・プラスチック・噴霧器・半導体素子等の製造、溶剤としての HFCs の使用、クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造	3.0%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、PFCs の製造	0.3%
六ふつ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器・開閉器・遮断機等の電気機械器具の使用・点検・廃棄、SF <sub>6</sub> の製造	0.2%
三ふつ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体素子等の製造、NF <sub>3</sub> の製造	0.02%

出典: 温室効果ガスインベントリオフィス(※2023年度 日本における温室効果ガス排出量の割合)

## 5 – 2 温室効果ガス排出量の推計・削減目標

### (1) 温室効果ガス排出量の推計

#### ①温室効果ガス排出量の推移

環境省の自治体排出量カルテ<sup>1</sup>によると、下諏訪町の平成 17 年（2005 年）から令和 4 年（2022 年）までの温室効果ガス排出量の推移は下図<sup>2</sup>のとおりです。

平成 17 年（2005 年）の約 14 万 7 千 t -CO<sub>2</sub> が期間中の最大の排出量でしたが、平成 20 年（2008 年）のリーマンショックの影響から排出量が大きく減少（前年比マイナス 5 %）しました。

その後、平成 23 年（2011 年）は東日本大震災の発生により火力発電の割合が高くなつたことから増加に転じました。ただし、平成 24 年（2012 年）以降は太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入により電力の低炭素化が進んだことなどから減少傾向が続いています。

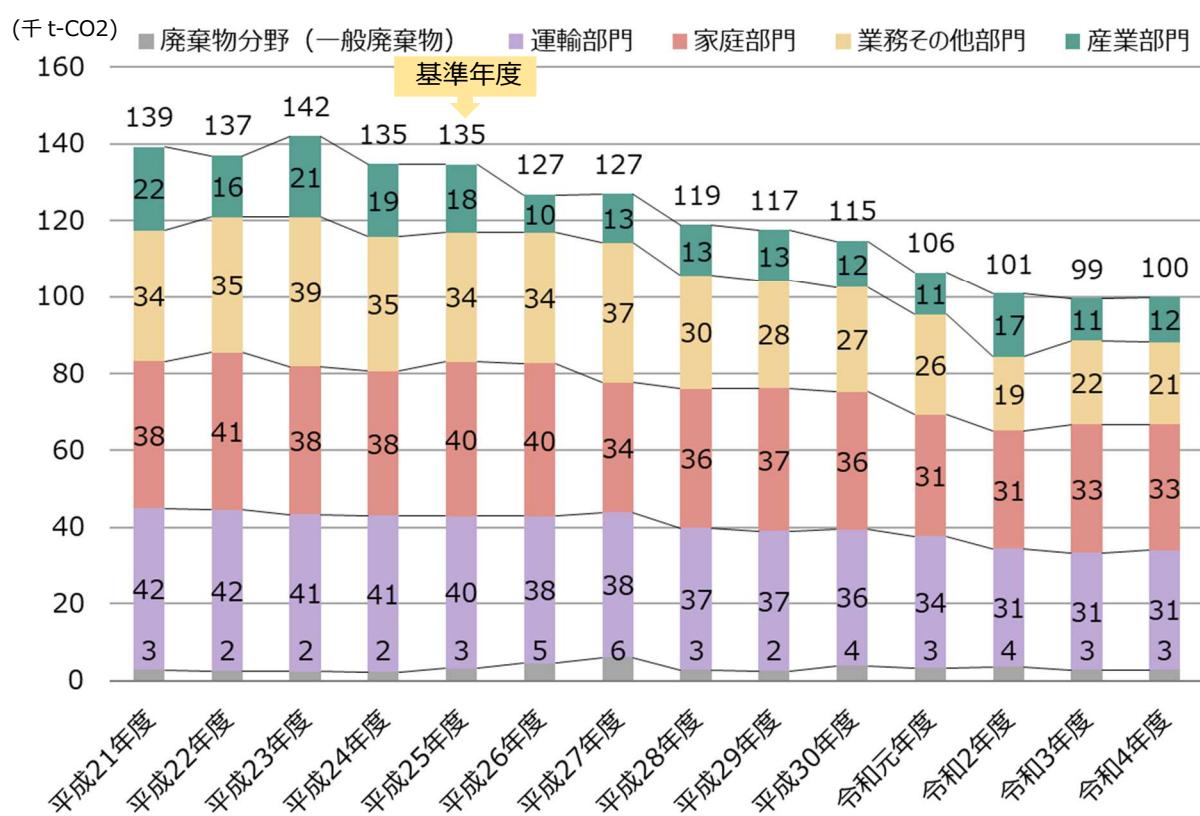


図 2 -1 温室効果ガス排出量の推移 平成 17 年（2005 年）～令和 4 年（2022 年）

<sup>1</sup> 環境省、「自治体排出量カルテ」, [https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/tools/karte.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html), 令和 7 年 3 月

<sup>2</sup> 区域全体の排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」, (令和 6 年 12 月) の標準的手法に基づき統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物の CO<sub>2</sub> 排出量は、環境省「一般廃棄物実態調査結果」の焼却処理量から推計しています。

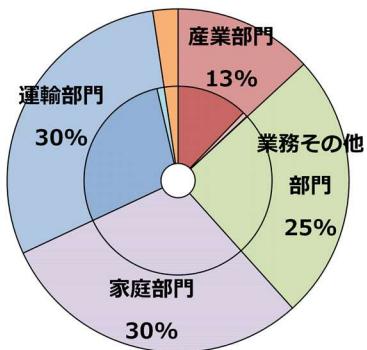
## ②温室効果ガスの分野別排出量の推移

基準年度の平成 25 年（2013 年）と、把握可能な直近の年度である令和 4 年（2022 年）の比較を下図表に示します。令和 4 年（2022 年）は、基準年度比で削減量 34,739 t -CO<sub>2</sub>、削減率 26%でした。

部門別の削減量は、業務その他部門(12,422 t -CO<sub>2</sub>)が最も多く、運輸部門（8,596 t -CO<sub>2</sub>）、家庭部門（7,353 t -CO<sub>2</sub>）、産業部門(6,004 t -CO<sub>2</sub>)と続きます。

部門別の削減率では、業務その他部門(37%)が最も多く、産業部門（34%）、運輸部門（22%）、家庭部門(18%)となります。

1) 排出量の部門・分野別構成比  
平成 25 年（2013 年）



2) 排出量の部門・分野別構成比  
令和 4 年（2022 年）

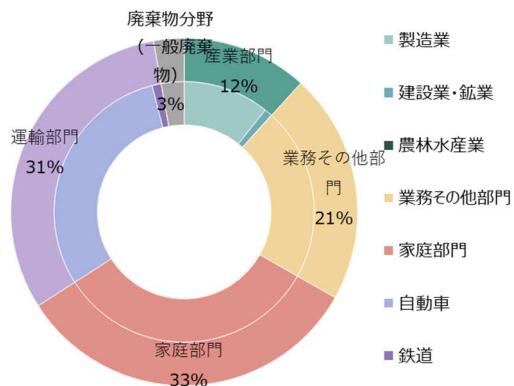


図 2-2 排出量の部門・分野別構成比

表 2-1 排出量の部門・分野別削減量・削減率

部門	【基準年度】 2013(H25)		【現状年度】 2022(R4)			
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比	対2013 (H25)年比	
					削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	
合 計	134,605	100%	99,866	100%	34,739	26%
産業部門	17,710	13%	11,706	12%	6,004	34%
製造業	16,481	12%	10,703	11%	5,778	35%
建設業・鉱業	1,116	1%	965	1%	151	14%
農林水産業	113	0%	37	0%	75	67%
業務その他部門	33,884	25%	21,462	21%	12,422	37%
家庭部門	40,018	30%	32,665	33%	7,353	18%
運輸部門	39,795	30%	31,199	31%	8,596	22%
自動車	38,134	28%	30,074	30%	8,060	21%
旅客	24,357	18%	18,343	18%	6,014	25%
貨物	13,777	10%	11,730	12%	2,047	15%
鉄道	1,661	1%	1,125	1%	536	32%
廃棄物分野（一般廃棄物）	3,198	2%	2,834	3%	364	▲4%

## (2) 温室効果ガスの将来推計

### ①将来推計の方法

将来推計排出量（BAU）とは、今後追加的な地球温暖化対策を見込まないまま推移した場合の将来の排出量です。ここでは活動量(人口)の増減のみに比例すると仮定し「環境省区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」を用いて推計を行いました。

把握可能な直近の令和元年（2019年）の部門ごとの温室効果ガス排出量を人口で除して町民一人あたりの排出量を算出し、各目標年度の推計人口<sup>3</sup>を乗じて排出量を推計しました。

### ②推計結果

下表に推計結果を示します。短期目標年の令和12年（2030年）排出量は、71,733 t-CO<sub>2</sub>、基準年度比47%削減、県ゼロカーボン戦略の基準年度の平成22年（2010年）比では48%削減になりました。その要因としては、人口減少にくわえて、電力の低炭素化がより進展することが影響しています。電力の基礎排出係数<sup>4</sup>\*に着目すると、平成25年（2013年）は、0.000513 t-CO<sub>2</sub>/kWh（中部電力ミライズ（旧中部電力））でしたが、令和12年（2030年）には国の目標値として、半分以下の0.000250 t-CO<sub>2</sub>/kWhが示されています。

表 2-2 温室効果ガス排出量の将来推計（追加対策なし）

		【実績】			【将来推計】		
		【県基準年度】 2010 平成22年度	【基準年度】 2013 平成25年度	【現状年度】 2019 令和元年度	【短期目標年】 2030 令和12年度	【中期目標年】 2040 令和22年度	【長期目標年】 2050 令和32年度
【活動量(人口)】		21,774	21,527	19,932	16,712	15,338	14,404
電力の基礎排出係数(t-CO <sub>2</sub> /kWh)		0.000473	0.000513	0.000431	0.000250	0.000250	0.000250
削減率	基準年度 対2013(H25)比			21%	47%	51%	54%
	県基準年度 対2010(H22)比		2%	22%	48%	52%	55%
排出量 t-CO <sub>2</sub>	合計	136,945	134,605	106,321	71,733	65,836	61,827
	産業部門	16,084	17,710	10,967	5,911	5,425	5,095
	業務その他部門	35,475	33,884	26,172	16,968	15,573	14,624
	家庭部門	40,870	40,018	31,494	17,690	16,236	15,247
	運輸部門	42,078	39,795	34,363	28,378	26,045	24,459
	廃棄物分野（一般廃棄物）	2,438	3,198	3,324	2,787	2,558	2,402

<sup>3</sup> 下諏訪町人口ビジョン（令和2年度改訂版）の推計人口

<sup>4</sup> 経済産業大臣及び環境大臣により公表されている小売電気事業者及び一般送配電事業者の供給に係る電気の基礎排出係数のことです。電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量（t-CO<sub>2</sub>）を、当該電気事業者が供給（小売り）した販売電力量（kWh）で除して算出されます。

### (3) 森林吸収量の推計

町の面積の8割以上を森林が占めており、そのうち75%が民有林、15%が国有林です。樹木は、成長する過程で大気中の二酸化炭素を吸収し成長することから、その分の吸収量を見込むことができます。本計画の森林吸収量\*の推計対象となる森林は、森林計画対象（管理者により適切に管理するための森林計画が策定されている森林）の民有林および国有林とします。

民有林の吸収量推計は、長野県林務部の公表データ「長野県民有林の現況」（市町村別・資源構成表）より、平成25年（2013年）から令和3年（2021年）までの期間における森林蓄積の変化量から推計しました。また、国有林の吸収量は、民有林の面積あたりの吸収量を、国有林の面積に乗じて拡大推計する方法により算出しました。

なお、森林吸収量は、主伐の実施などにより年度ごとに多少大きな変動が生じることから、上記期間中の年平均吸収量（13,929 t-CO<sub>2</sub>）を、本計画の単年あたりの森林吸収量とします。

### (4) 温室効果ガスの削減目標

本計画の削減目標は、令和12年（2030年）に基準年度平成25年（2013年）比54%削減（排出量62,106 t-CO<sub>2</sub>）とします。この排出量から、町内の森林吸収量（13,929 t-CO<sub>2</sub>）を差し引いた正味排出量における実質60%削減（排出量48,177 t-CO<sub>2</sub>）を目指します。

国や県に準じた部門ごとの目標削減率を下表に示します。将来推計排出量（BAU）から地球温暖化対策の取り組みによりさらに削減し、産業部門は69%削減、家庭部門は60%削減とします。また、業務その他部門は、51%削減、廃棄物分野（一般廃棄物）は、37%削減、運輸部門は45%削減とします。

#### 令和12年（2030年）二酸化炭素排出量削減目標

平成25年度（2013年度）比

△60%

	【基準年度】 H25(2013) 排出量：① (t-CO <sub>2</sub> )	【短期目標年】 R12(2030)		
		排出量：② (t-CO <sub>2</sub> )	必要な 削減量： ①-② (t-CO <sub>2</sub> )	削減率 H25 (2013)比 (%)
合計：(A)	134,605	62,106	72,500	54%
産業部門	17,710	5,411	12,299	69%
業務その他部門	33,884	16,603	17,281	51%
家庭部門	40,018	16,190	23,828	60%
運輸部門	39,795	21,878	17,917	45%
廃棄物分野（一般廃棄物）	3,198	2,023	1,175	37%
森林吸収量：(B)	13,929	13,929		
正味排出量：(A)-(B)	120,676	48,177		60%

## 5 – 3 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み

### (1) 基本方針

温室効果ガスの排出緩和策には、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーによる温室効果ガス※の排出削減の対策と、森林などによる温室効果ガスの吸収といった対策があります。当町では、地球温暖化対策推進法に示されている4つの事項に基づき設定する以下の計画の体系に沿って、温室効果ガス削減目標の達成に向けた住民・事業者・町のそれぞれが取り組む施策を展開します。

#### ◆計画の体系



## (2) 施策の展開

### 基本方針1 再生可能エネルギーの利用促進

地球温暖化の要因である二酸化炭素排出量を削減するため、自然環境、生活環境に配慮した太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

#### ■進捗管理指標（温暖化対策の取り組み状況を管理するための指標）

指標項目	実績		2030 年度 目標値
	直近年度	実績値	
公共施設の太陽光発電設備、蓄電設備の設置施設数	R6 (2024)	2 施設 <sup>※1</sup>	10 施設
住宅の太陽光発電設備、蓄電設備の補助件数	R6 (2024)	351 件 <sup>※2</sup>	400 件

※1：町庁舎、南小学校

※2：エコエネルギー導入補助事業（H16～H27 累計）、ゼロカーボン補助金（R5～R6 累計）

#### ■施策

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
公共施設の再生可能エネルギー導入の推進	太陽光発電設備の導入拡大	1-1	・公共施設の太陽光発電設備、蓄電設備の導入を推進	継続	2050 年	住民環境課 施設主管の課
	廃棄物由来の再エネ導入の検討	1-2	・諏訪湖周クリーンセンターでの発電量増加に向けた調査・研究 ・木材チップや水草等を利用したバイオマスエネルギー導入の検討	継続	2030 年	住民環境課
	事業の資金調達の検討	1-3	・再生可能エネルギー設備のクラウドファンディングの検討	新規	2040 年	住民環境課
住宅への再生可能エネルギー導入の推進	太陽光発電設備や蓄電池設備の導入推進	1-4	・住宅の太陽光発電設備、蓄電設備の導入を推進	継続	2030 年	住民環境課
		1-5	・住宅の太陽光発電設備、蓄電設備の導入補助	新規	2030 年	住民環境課
	太陽熱利用設備の普及推進	1-6	・太陽熱*利用設備の導入	新規	2030 年	住民環境課
事業者等の再生可能エネルギー導入の推進	民間事業者への再生可能エネルギーの普及推進	1-7	・事業者の太陽光発電設備、蓄電設備の導入を推進	新規	2030 年	住民環境課
		1-8	・事業者の太陽光発電設備、蓄電設備の導入補助	新規	2030 年	住民環境課
	地域新電力など地域エネルギー供給事業の推進	1-9	・再エネ由来の電気への切り替えを推進	新規	2030 年	住民環境課

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
事業者等の再生可能エネルギー導入の推進	既存の再生可能エネルギー設備の適正な維持管理及び更新	1-10	・現在使われていない町内の太陽光発電設備の再稼働	新規	2030年	住民環境課
	宮農型太陽光発電設備の事業化支援	1-11	・農業従事者等による宮農型太陽光発電の調査・研究	新規	2040年	産業振興課
	小水力発電の事業化支援	1-12	・小水力発電*の調査・研究	新規	2040年	産業振興課
事業者等の再生可能エネルギー導入の推進	風力発電*の事業化支援	1-13	・風力を利用した風力発電の調査・研究	新規	2040年	住民環境課
	バイオマス発電の事業化支援	1-14	・食物廃棄物や木材を利用したバイオマス発電の調査・研究	新規	2040年	住民環境課 産業振興課
	バイナリー発電等の利用推進	1-15	・温泉熱や地中熱*を利用したバイナリー*発電等の調査・研究	新規	2030年	建設水道課
地域住民・事業者との協働の推進	コミュニティ主導型の再生可能エネルギー事業の推進	1-16	・地域の事業者や住民が主体となる再生可能エネルギー事業の立ち上げを推進	新規	2030年	住民環境課
円滑な導入に向けた支援	自然環境や地域との調和を図った円滑導入の推進	1-17	・再生可能エネルギー設備の設置等に関する条例化の検討	継続	2030年	住民環境課
	再生可能エネルギーの電力系統接続に関する課題解決の検討	1-18	・水害時の浸水等を考慮した再生可能エネルギー設備設置の啓発	拡充	2030年	住民環境課
	事業終了後の再生可能エネルギー設備の適正な処理の推進	1-19	・再生可能エネルギー設備処理費用の確保の啓発	新規	2030年	住民環境課

## 基本方針2 住民・事業者の活動推進

省エネ活動の実践や省エネ機器への転換、「デコ活\*」の情報発信、脱炭素社会\*の実現に向けた新たなライフスタイルへの転換などにより、省エネ活動を推進します。

### ■進捗管理指標（温暖化対策の取り組み状況を管理するための指標）

指標項目	実績		2030 年度 目標値
	直近年度	実績値	
環境学習を取り入れた行事の開催回数	R6 (2024)	年間 29 回	年間 30 回
長野県 SDGs 推進企業登録制度の登録事業所数	R6 (2024)	30 事業所	50 事業所
温暖化対策情報の町広報誌やホームページによる広報件数	R6 (2024)	年間 10 件	年間 10 件

### ■施策

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
事業者に対する省エネ活動対策の推進・支援	ポイント制度の導入推進	2-1	・節電した家庭や事業者への国のポイント還元制度の普及啓発	新規	2030 年	住民環境課
省エネルギーの推進	高効率設備及びHEMS*等の普及推進	2-2	・LED 照明等の省エネ設備の設置 ・高効率給湯の導入を推進	新規	2030 年	住民環境課
		2-3	・リフォームワークショップの開催	継続	継続実施	産業振興課
環境教育の推進	保育園・学校における環境学習の推進	2-4	・環境学習を取り入れた行事の開催 ・脱炭素をテーマにした学習の実施	新規	継続実施	住民環境課 教育こども課
	多様で身近な環境学習機会の提供・支援	2-5	・エコアイデアコンテストの開催 ・脱炭素を多く取り入れた講座の開催	新規	継続実施	住民環境課 産業振興課
啓発活動の推進	各種関係機関・団体と協力した周知啓発	2-6	・長野県 SDGs 推進企業登録制度への登録を推進	新規	継続実施	住民環境課
		2-7	・温暖化対策情報の町広報誌やホームページによる広報・啓発	継続	継続実施	住民環境課
		2-8	・地域の行事や清掃活動の広報・啓発 ・脱プラや環境負荷が少ない製品や商品に関する情報提供	新規	2030 年	住民環境課 産業振興課
	家庭における省エネ推進事業	2-9	・ノーカーネーの普及啓発	新規	継続実施	住民環境課
	国及び長野県の施策に対する協力	2-10	・国が推奨する「デコ活」の啓発	継続	継続実施	住民環境課
		2-11	・国及び長野県の施策実現に向けた周知・啓発	新規	継続実施	住民環境課

### 基本方針3 地域環境の整備及び改善

公共交通機関の利用促進、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地帯の適正管理などによる低炭素型（二酸化炭素の排出が少ない）の地域づくりや、自然環境が有する多様な機能の活用などにより地域環境の整備及び改善を図ります。

#### ■進捗管理指標（温暖化対策の取り組み状況を管理するための指標）

指標項目	実績		2030年度 目標値
	直近年度	実績値	
シェアサイクル利用箇所数（町内のレンタサイクル貸出し場所）	R6（2024）	3か所	5か所
遊休農地を活用した農地面積（町の斡旋による農地分）	R6（2024）	13,100 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>

#### ■施策

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
エネルギーの効率化等による脱炭素まちづくりの推進	都市計画マスター・プランによるまちづくりの推進	3-1	・公園等の公共空間における再生可能エネルギー、省エネ設備設置の推進	拡充	2040年	住民環境課 産業振興課 建設水道課
公共交通の利用促進に向けた環境整備	公共交通のキャッシュレス化による円滑な利用促進	3-2	・コミュニティバスのキャッシュレス決済化の推進	新規	2030年	住民環境課
	公共交通利用促進に向けた情報発信	3-3	・スマートムーブ*（バスや鉄道利用）の啓発・PR ・交通マップ、時刻表、G T F S *等を活用した情報提供	新規	2030年	住民環境課
自転車の利用促進に向けた環境整備	自転車通行空間の整備	3-4	・グランドデザインと連携した道路の整備	拡充	2050年	建設水道課
	シェアサイクルの運用、利用推進	3-5	・シェアサイクル利用の普及啓発	拡充	2030年	総務課 産業振興課
環境配慮自動車の普及推進	電気自動車(EV)*の普及推進	3-6	・公用車の電気自動車への転換の推進 ・電気自動車の普及啓発 ・充電ステーションの整備	新規	2040年	総務課 住民環境課
	水素自動車(FCV)*の普及推進	3-7	・水素自動車及び水素ステーションの整備に向けた調査・研究	新規	2040年	住民環境課
森林による吸収源対策の推進	森林整備・里山整備の推進	3-8	・農業や林業への支援を実施 ・鳥獣被害の防止による豊かな森林づくりのためのジビエ食材の産業化を推進 ・地中の炭素保全を目的とした植林の実施	継続	2030年	産業振興課

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
森林による 吸収源対 策の推進	松枯れ対策 事業の推進	3-9	・松くい虫被害を早期発見・早期 通報するための体制の構築	継続	2030 年	産業振興課
	カーボンオフセ ットの推進	3-10	・国が推奨する J クレジット制度 * を推進	新規	2030 年	産業振興課
緑化整備に による吸収源 対策の推進	環境に配慮し た農業への支 援	3-11	・遊休農地の再利用による農地の 拡大を推進 ・朝市等の直売イベントの実施 ・農産物特産加工品の開発	継続	2040 年	産業振興課

#### 基本方針 4 循環型社会の形成

廃棄物処理に伴い排出される二酸化炭素を削減するため、4 R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）・リプレイス（置き換える））の促進により、循環型社会の形成を推進します。

##### ■進捗管理指標（温暖化対策の取り組み状況を管理するための指標）

指標項目	実績		2030 年度 目標値
	直近年度	実績値	
生ごみ処理機器の補助金支給台数	R6 (2024)	累計 3,785 台	累計 4,000 台
容器包装プラスチックの資源化量	R6 (2024)	12t <sup>※1</sup>	380t <sup>※2</sup>

※1：年間資源化量（発泡スチロール、トレイ、プラスチック資源分別収集モデル事業分）

※2：年間資源化量（プラスチック資源）※分別収集計画より試算

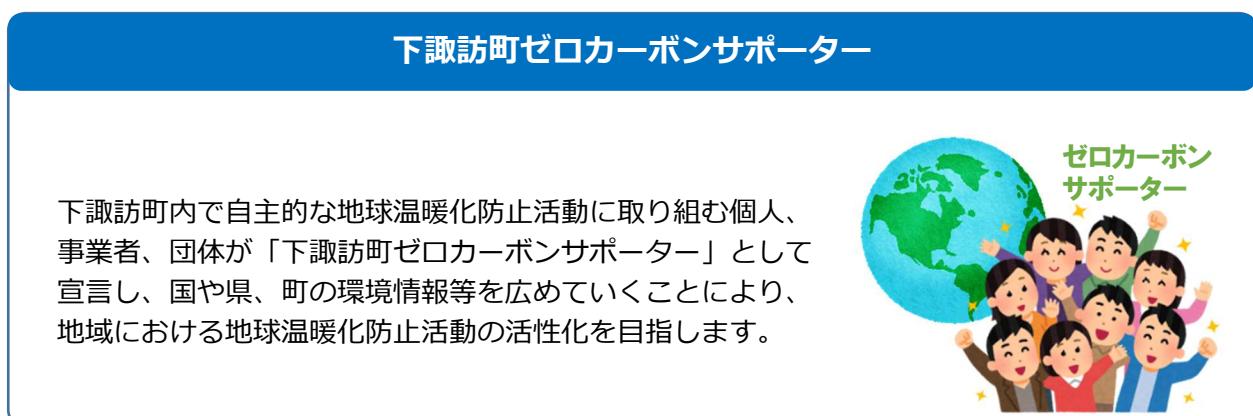
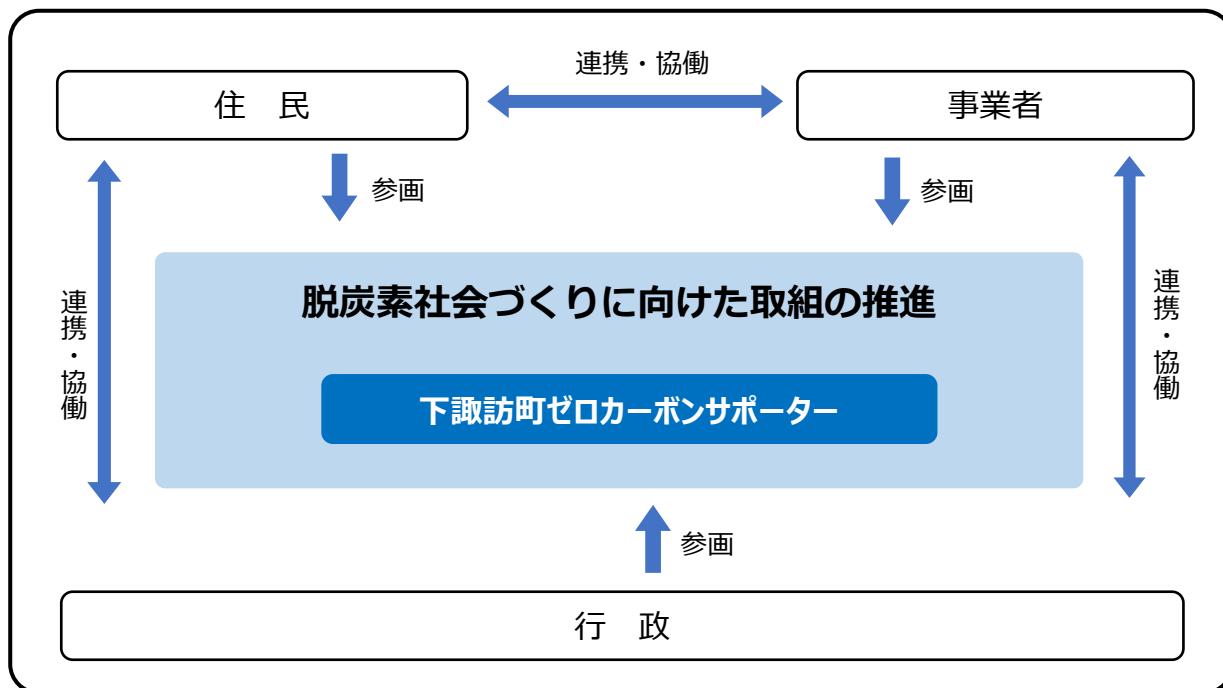
##### ■施策

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
4 R （リデ ュース・ リプレ イス・リ ユース・リ サイク ル） の推 進	家庭ごみ の減量推 進	4-1	・フリーマーケットの開催 ・寄附や募金等の集金活動のキヤッショレス決済導入を推進 ・配布物のデジタル化を推進	新規	2030 年	住民環境課 総務課
		4-2	・ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」の利用 を推進 ・簡易包装の推進	継続	継続実施	住民環境課
		4-3	・捨て方を見据えた買い物の推進	新規	継続実施	住民環境課
	生ごみの 減量推進	4-4	・生ごみ堆肥化の促進	継続	継続実施	住民環境課
		4-5	・生ごみ処理機器の補助金制度を実施	継続	継続実施	住民環境課
	プラスチ クごみの削 減推進	4-6	・容器包装プラスチックの資源化を推進 ・プラスチックスマート*の普及拡大	新規	2030 年	住民環境課
	食品ロス* 削減の推 進	4-7	・下諏訪町食べ残しそれ「よいさ運動」の 普及拡大 ・エシカル消費*の普及拡大	拡充	継続実施	住民環境課
	木材の再 資源化推 進	4-8	・間伐*した木材を薪として活用	新規	2030 年	住民環境課

## 5－4 計画の推進体制

住民・事業者・町の協働と連携により、各主体が一体となって本計画の推進を図ります。

◆推進体制図



# 第6章 環境基本計画の推進と進捗管理

## 6-1 推進体制の整備

### (1) 下諏訪町環境基本計画推進委員会

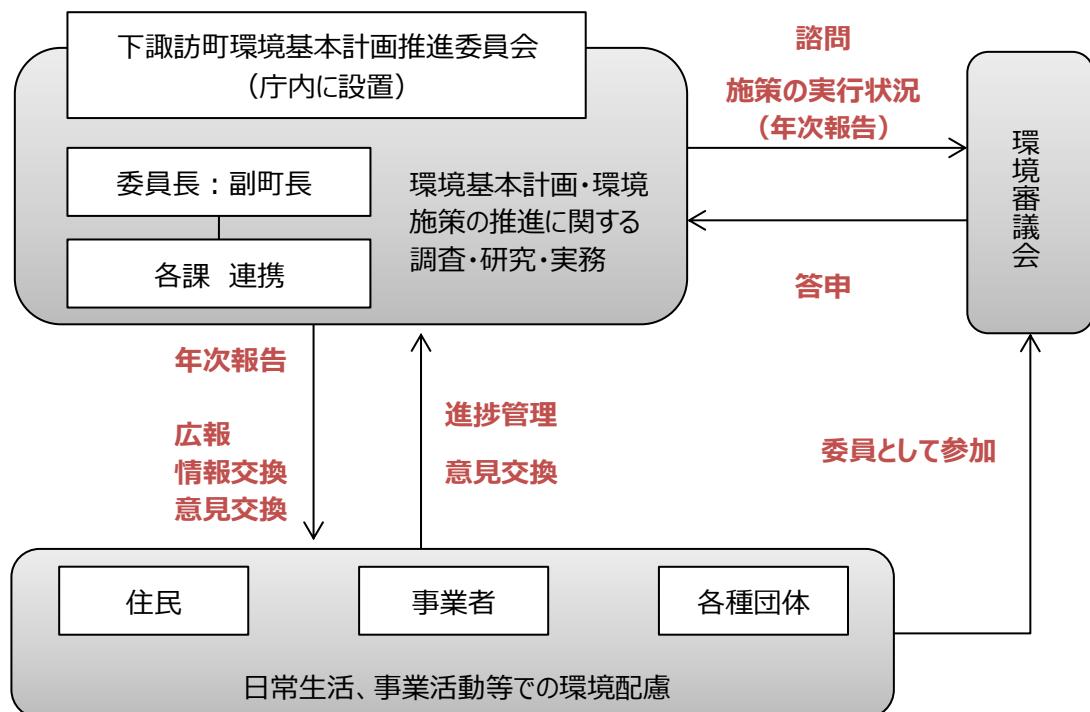
第3次計画を推進していくための府内体制の確立が求められます。

環境施策を総合的かつ計画的に推進する役目を持つ組織として、副町長を委員長とし、各課長により指名された者を委員として構成する「下諏訪町環境基本計画推進委員会」を設置し、各部門の連携を図り、第3次計画に関することや環境施策の推進に関し必要な調査、研究及び審議を行います。

### (2) 関係機関等との連携

環境施策を推進していく上では、国や長野県、市町村、その他関係機関との連携が必要となる場合があります。のために、緊密な連携をとり、情報交換を行い、施策の推進を図ります。

特に、諏訪湖及び各河川の水質浄化などは広域的な取り組みが必要であり、関係機関等との連携を密にして行っています。



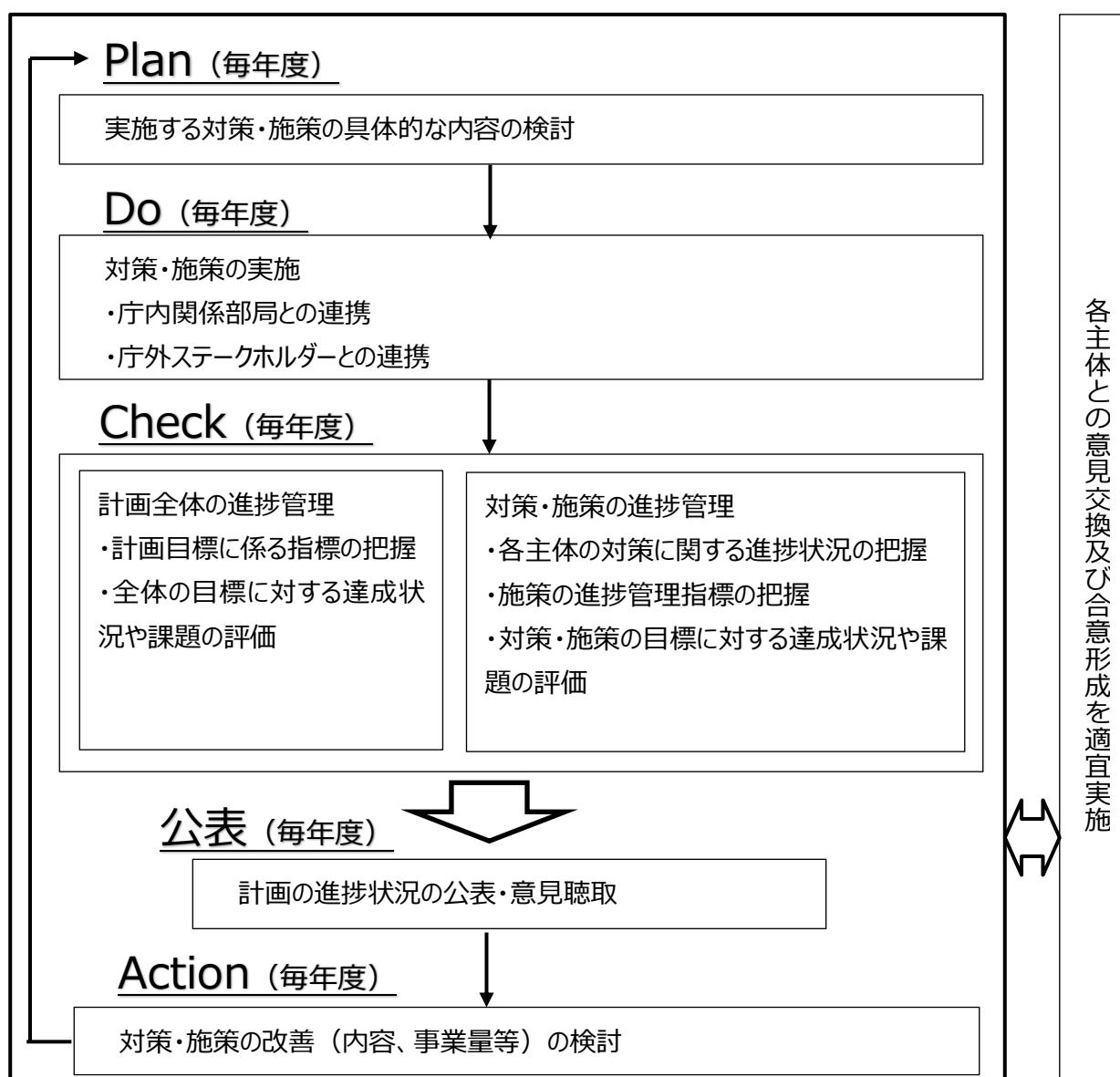
下諏訪町環境基本計画の推進体制

## 6－2 進捗管理

### (1) 計画の進行管理

住民・事業者・町の協働と連携により本計画の推進を図るとともに、本計画に基づく施策の進捗状況について、年次報告書により「下諏訪町環境審議会」に報告するとともに、一般に公表し広く意見を求め、それらの意見を翌年度以降の個別施策等の参考とします。この計画の達成指標の達成状況等について、毎年度、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action という事業活動の「計画」「実施」「効果検証」「見直し」の循環）に基づく進行管理を行います。

#### ■計画期間内のP D C A



## 資料編

# 資料 1 下諏訪町の概況

## 1. 町の沿革

町の発祥は古く、旧石器・縄文時代にさかのぼることができ、多くの遺跡から土器や狩猟用の鎌などが出土しています。また、和田峠は石器に用いられる黒曜石の産地として、石器時代から重要な位置を占めていました。和田峠産の黒曜石は青森県の三内丸山遺跡をはじめ、国内の広範囲で発見されています。

弥生時代になると、出雲の国から建御名方命が稻作の技術を携えて入り、諏訪湖のほとりに稻作、漁労の文化が栄えたといわれています。

醍醐天皇（10世紀初め）の頃に作られた和名抄によると、信濃国諏訪郡名の中に、「土武郷」という地名があり、これが現在の「下諏訪町」と考えられています。

鎌倉時代には、諏訪神社の大祝、金刺盛澄・手塚太郎光盛兄弟が木曾義仲や鎌倉幕府に仕え、また鎌倉五山建長寺の住職一山一寧が慈雲寺を開山し、御射山祭に全国の武将が集まるなど政治的・文化的にも信濃の中心として発展しました。

戦国時代には武田信玄とのかかわりも深く、その当時の史跡、文化が現在でも偲ばれます。

江戸時代になると、再び諏訪氏の治めるところとなり、中山道、甲州街道が合流する交通の要衝で、中山道随一の温泉宿場町として賑わい、また全国に一万余の分社、末社を持つ諏訪神社の総本社として栄えました。

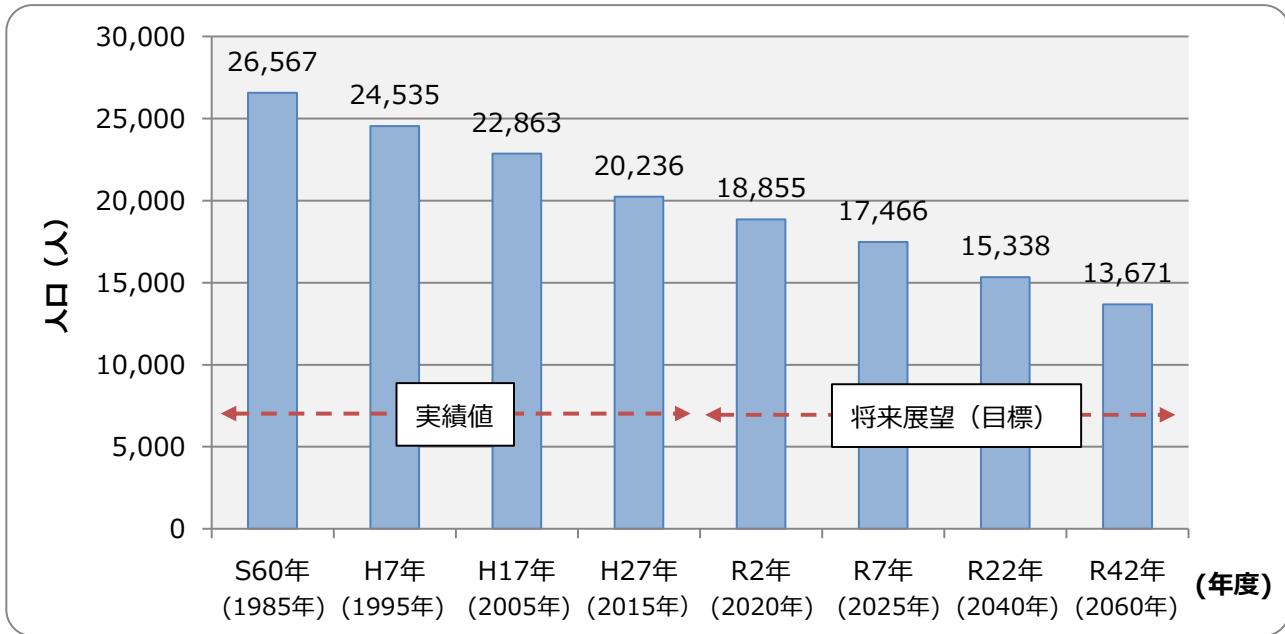
明治 7 年（1874 年）に 7 か村が合併し下諏訪村となり、明治 9 年（1876 年）に筑摩県が廃止されて長野県の所管に入り、明治 26 年（1893 年）6 月 30 日に町制を布いて「下諏訪町」と改称されました。

大正を経て、昭和 33 年（1958 年）には岡谷市的一部分、東町（編入後は社東町）と東山田が編入されました。以来比較的順調に人口は伸びを示してきましたが、昭和 50 年代（1975 年頃）からやや減少の傾向にあります。

昭和 58 年（1983 年）には諏訪湖の面積分割があり、現在の「下諏訪町」となっています。平成 30 年には町制施行 125 年を迎えることになりました。

## 2. 人口

町の人口は昭和 60 年度（1985 年度）をピークに減少を続けています。町の様々な施策と人口対策の効果が十分実現することで人口の減少を最小限に抑え、令和 42 年度（2060 年度）に 13,600 人とする目標を目指しています。



### 人口の将来展望

### 3. 位置・地勢

町は、長野県のほぼ中央に位置し、海拔 763m、面積は 66.87km<sup>2</sup> です。南は諏訪湖に面し、北は二ツ山、三峰山、和田峠、鷺ヶ峰があり、流れ下る砥川、承知川等の河川の扇状地に発達した町で、西に岡谷市、東に諏訪市、さらに北は松本市・長和町に接しています。

諏訪地方・市町村別面積等

市町村	面 積 出典1 (km <sup>2</sup> )	海 抜 (m)	人口 出典2 (人)
下諏訪町	66.87	763	18,926
岡 谷 市	85.10	779	47,753
諏 訪 市	109.17	761	48,462
茅 野 市	266.59	801	55,137
富士見町	144.76	977	13,845
原 村	43.26	1,012	7,727

注) 人口は令和2年（2020年）10月現在

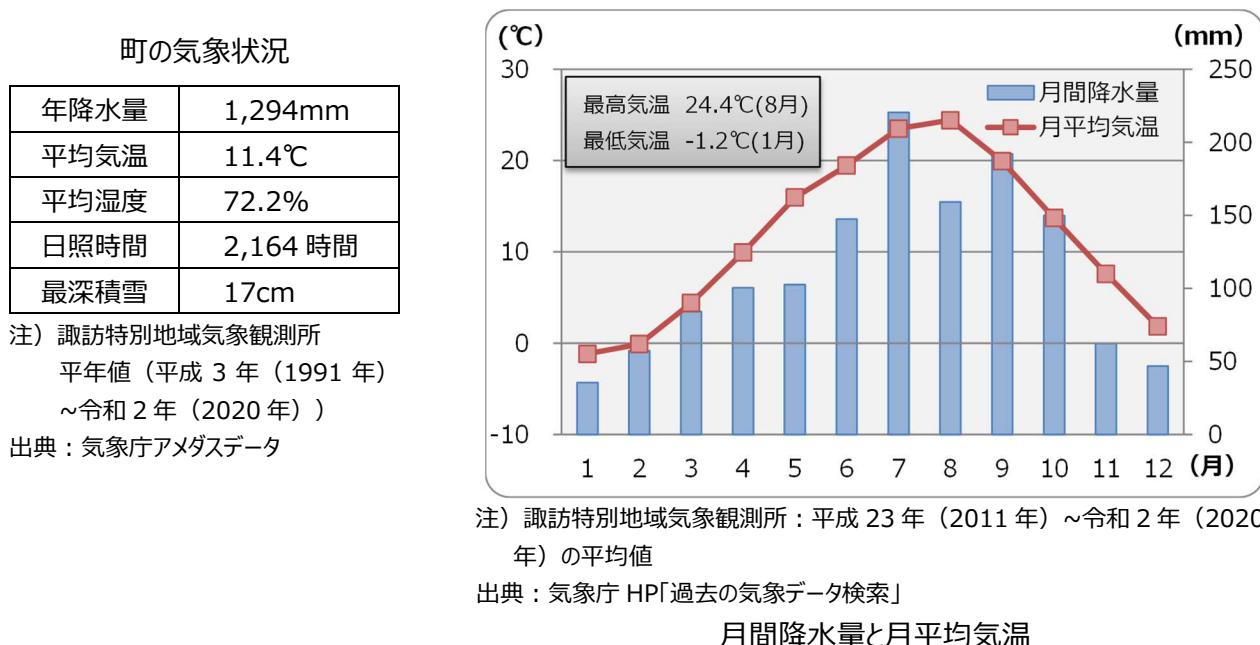
出典1：「諏訪地方統計要覧(令和元年度版)」（諏訪地方統計事務連絡会議）

出典2：「毎月人口異動調査」（長野県）

## 4. 気候

町は海拔 763m と標高が高く、そのため年平均気温は 11.4℃ と低いです。月ごとの平均気温をみると、8 月の平均気温は 24.4℃ と過ごしやすい一方、1 月の平均気温は 0℃ を下回る寒冷な気候です。

町には、一日のうちで最も高い気温と最も低い気温との差、及び 8 月の平均気温と 1 月の平均気温との差が大きい、年降水量が少ない、日照時間が長いという特徴があります。



## 5. 土地利用

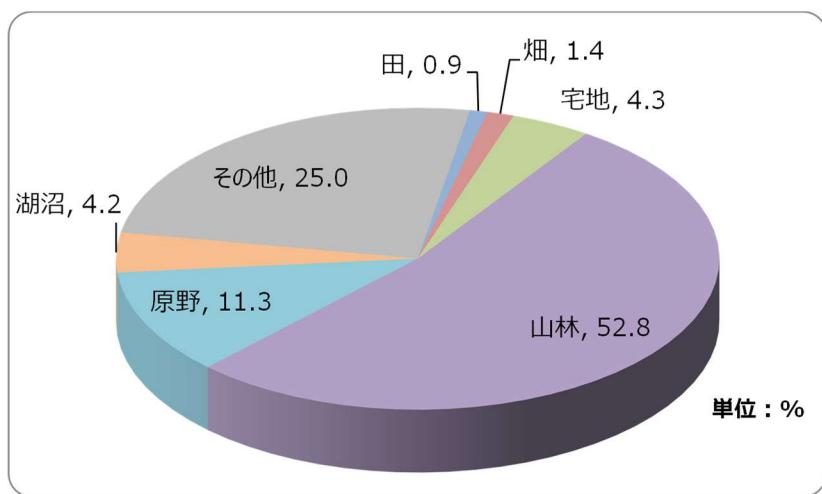
### ◇土地利用構想

計画的な視点から、将来の人口や産業の推移に応じて、公共の福祉を優先しつつ、自然、社会、経済、文化などそれぞれの条件に配慮することが必要です。町では、平成 26 年 (2014 年) 4 月に国土利用計画第 2 次下諏訪町計画を策定し、今後の土地利用の方向性を定めています。町民と地域の理解と協力のもと、土地の配地と周辺環境に適合した利活用が図られるよう、生活環境を保全しながら生産基盤も強化することで、町全体の均衡ある発展をめざします。

市街地においては、積極的な都市計画の運用により、景観やうるおいに配慮した良好な住環境を確保するとともに、効率的かつ持続可能な地域づくりを進め、コンパクトで暮らしやすいまちの実現をめざします。また、民公協働のまちづくりの推進と民間活力の導入により、遊休荒廃不動産の解消と活用などの取組を通じて、限りある土地の有効活用を進めます。農地や山林など、自然環境を保全活用すべき土地については、町土の保全機能を持続的に発揮することを主な目的としながら多面的な利用も進めることとし、良好な景観と環境を次世代へ確実に維持継承することをめざします。

## ◇土地利用の状況

地目別土地面積については大きな変化はありませんが、平地における宅地化に伴い、田畠がゆるやかではありますが減少しています。農地は平坦部における貴重な緑地であり、生態系にも重要な役割を担っていることから、環境面での再評価と保全が今後の課題であるといえます。



注 1) 平成 31 年（2019 年）1月 1 日現在

注 2) 「その他」の中に、非課税地で現況が山林、原野等となっているものが含まれています。

出典：「統計要覧下諏訪(令和元年度版)」（令和 2 年（2020 年））

地目別土地利用割合

## 地目別土地面積

(単位 : km<sup>2</sup>)

年度	田	畠	宅地	山林	原野	湖沼	その他	合計
平成 22 年（2010 年）	0.67	1.01	2.83	35.15	7.71	2.84	16.69	66.90
平成 23 年（2011 年）	0.67	1.01	2.83	35.15	7.69	2.84	16.71	66.90
平成 24 年（2012 年）	0.66	1.01	2.84	35.46	7.70	2.84	19.23	66.90
平成 25 年（2013 年）	0.66	1.00	2.84	35.46	7.70	2.84	19.24	66.90
平成 26 年（2014 年）	0.66	1.00	2.85	35.45	7.69	2.84	16.41	66.90
平成 27 年（2015 年）	0.65	0.99	2.86	35.43	7.69	2.84	16.41	66.87
平成 28 年（2016 年）	0.65	0.99	2.87	35.33	7.56	2.84	16.63	66.87
平成 29 年（2017 年）	0.64	0.98	2.88	35.33	7.56	2.84	16.64	66.87
平成 30 年（2018 年）	0.64	0.98	2.86	35.32	7.56	2.84	16.67	66.87
平成 31 年（2019 年）	0.63	0.96	2.87	35.30	7.55	2.84	16.72	66.87

注 1) 各年 1 月 1 日現在

注 2) 「その他」の中に、非課税地で現況が山林、原野等となっているものが含まれています。

出典：「統計要覧下諏訪(令和元年度版)」（令和 2 年（2020 年））

## 資料2 下諏訪町の環境

---

### 1. 自然共生

#### (1) 地形・地質

##### ◇下諏訪町の地形・地質

町は南北に細長く、総面積の約80%は森林です。山間部には、カラマツなどの針葉樹林だけでなく、学術的にも貴重な八島ヶ原高層湿原や観音沢などの美しい渓谷を擁しています。平坦地は諏訪湖に面する扇状地のみでその面積は小さく、既に大半が市街地として利用されていますが、社寺林など多様な自然を点在させながら、山間部と諏訪湖をつないでいます。

町は、町域の中に多様な地形を持つことを大きな特徴としています。また、地質についてみると、砥川により形成された平坦地（扇状地）は、泥、砂、礫層を新規ローム層が覆っています。町の大半を占める山間部は石英閃綠岩、<sup>きょうかいかくれきがん</sup>緑色凝灰角礫岩、火山角礫岩、砂泥層等からなっています。

##### ◇八島湿原

八島湿原は八ヶ岳中信高原国定公園霧ヶ峰の北西に位置し、標高1,630m前後の八島ヶ原高層湿原<sup>※1</sup>を中心に戦ヶ峰（1,798m）、大笠峰（1,807m）、蝶々深山（1,836m）に囲まれた一帯とされています。

この湿原は霧ヶ峰の主峰、車山（1,925m）の第四紀（60～100万年前）火山活動に始まり、流動性に富んだアルカリ性溶岩（石英閃綠岩）を流出し、わが国では珍しいアスピーデ火山の溶岩台地を形成、なだらかで広々とした高原となっています。

八島湿原の中心を形成する八島ヶ原高層湿原は南北約1km、東西約800mの二等辺三角形（ハート形）をしていて、西側に八島ヶ池、東側に鎌ヶ池、その中間に鬼ヶ泉水があります。

八島ヶ原高層湿原は、尾瀬ヶ原の高層湿原より小規模ですが、比較的古く、現在の姿になるまでおよそ1万2千年余りかかりています。

八島ヶ原高層湿原はわが国における高層湿原<sup>※2</sup>の南限に位置し、標高の高いこと、泥炭層が8.0m以上におよぶ（1年に約1mmの速度で発達する）など学術的にも貴重なもので、国の天然記念物に指定されています。堆積した泥炭層の内部に存在する花粉によって、過去にどんな植物が生育していたか、また、堆積状態から、過去の気候の周期的变化の状態も知ることができます。

※1 現地「あざみ館」に八島ヶ原高層湿原の成り立ちのパネル展示があります。

※2 高層湿原は、標高1,000m以上の場所や高緯度地方に見られ、年間を通じて冷涼な気候のため、多様な植物が、枯れても腐植土にならずに堆積、泥炭化し、植物が上へ上へと生長して全体が水面よりも高く盛り上がったものです。

## ◇諏訪湖

諏訪湖は日本列島のほぼ中心に位

置し、全周 15.9km、面積 13.3km<sup>2</sup>

の県内で一番大きな湖です。

諏訪湖はその地形的な特徴から、周辺地域では洪水被害が発生しやすくなっています。

湖の水深は平均で 4.7m と浅いえ、

諏訪湖の流域面積が湖面積の約 40 倍と大きく、盆地状で諏訪湖に集水しやすい地形のため、森林や農地などから窒素やりんなどの栄養塩類が流入しやすく、汚れやすいという特徴を持っています。

### 諏訪湖の概要

流域面積	531.2km <sup>2</sup>
湖面積	13.3km <sup>2</sup> (周囲 15.9km)
水深	最大 : 7.2m 平均 : 4.7m
貯水量	約 6,300 万 m <sup>3</sup>
滞留時間	約 46 日 (平成 24 年 (2012 年) ~ 平成 28 年 (2016 年) データ)
流入河川	31 河川 (1 級河川 15、準用河川 5、普通河川等 11)
流出河川	1 河川
流域内市町村	3 市 3 町 1 村 : 岡谷市、諏訪市、茅野市、立科町、下諏訪町、富士見町、原村

出典：「統計要覧下諏訪(令和元年度

版)」(令和 2 年 (2020 年) )

## (2) 植生

### ◇下諏訪町の森林における植生の現状

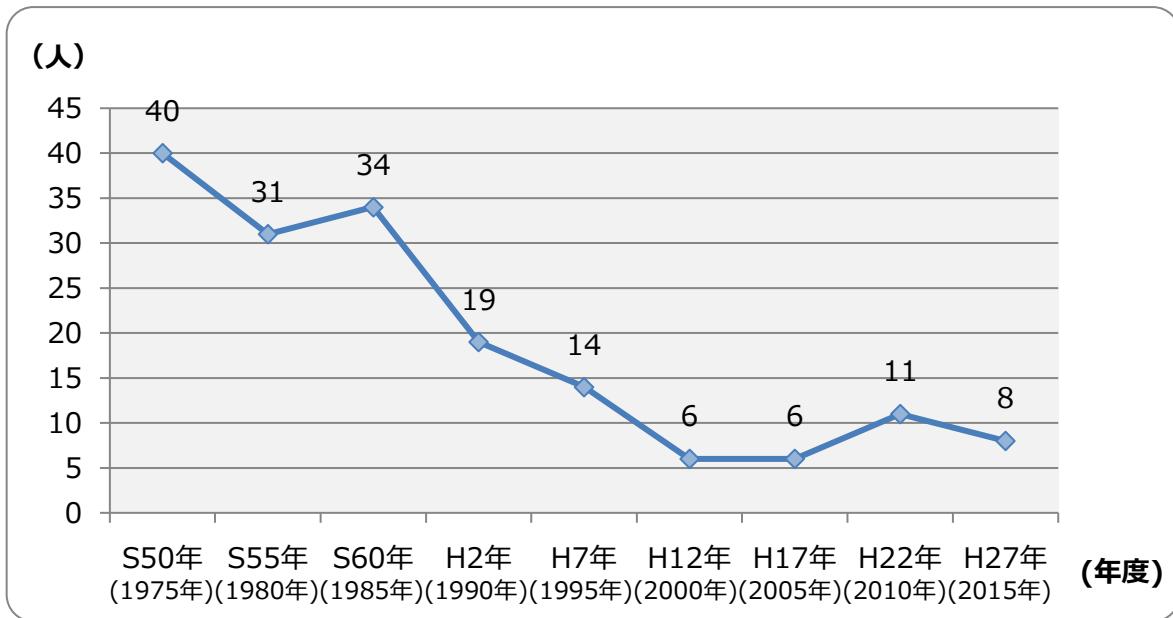
町の約 80%を占める森林には、針葉樹からなる人工林、ナラの木等からなる二次林※、自然林（天然林）が存在しています。

町の森林は明治以前には、落葉広葉樹が占めていました。ところが、昭和 29 年（1954 年）から約 20 年間続く高度経済成長期に炭坑、港湾事業、大型建設事業等においてカラマツの需要が拡大しました。このカラマツは早生であり、回転率が高かったことから、さかんに植林が進められました。しかし、その後、木材の輸入が自由化され、海外の安い木材が大量に供給されるようになると、国産材の価格は低下し、林業の経営状況は悪化しました。

森林の整備は公有林、財産区有林などの団体有林を中心に進んでいますが、個人有林においては、経営規模が小さいことや国産材の価格低迷、ニホンジカなどによる森林被害の増加もあって、林業参画意欲が減退し、整備の遅れが目立っています。そのうえ、林業就労者は、高齢化とともに減少しています。

また、生態系の保全や二酸化炭素などの排出による地球温暖化などの環境対策として、森林に求められる機能も多くなってきていることから、環境保全を考慮した森づくりが必要とされています。

※薪炭採取などの持続的利用を目的として、人間の手によって管理されることで作られ維持されている森林植生。里山、雑木林とよばれることもあります。



出典：国勢調査（各年 10月 1日現在）

### 15歳以上林業就業人口の推移

#### ◇八島湿原の植物

八島ヶ原高層湿原と周辺に開けた草原の四季は、日本海側と太平洋側の双方の影響を受けてシベリアによく似た大陸的な気候です。高山性の植物が多く、湿原特有の植物相と草原を合わせて約 400 種の豊富な植物が生育しています。

しかし、近年、草原への樹木の侵入や既存樹林の拡大により草原景観に変化がみられるほか、さらに、シカによるニッコウキスゲなどの草原植物の食害がみられるようになりました。そのため、霧ヶ峰に係わる団体、機関から構成される霧ヶ峰自然環境保全協議会が、八島ヶ原高層湿原の植生をシカによる踏み荒しや食害などの被害から守るため、八島ヶ原高層湿原の周囲を常設の鋼鉄柵で囲っています。

#### ◇諏訪湖の水生植物

水生植物は、その生活形態によって大きく 4 つのグループに分けられます。一般的に湖心方向に向かって、横断的に湿生植物、抽水植物、浮葉植物、沈水植物の順に分布しています。諏訪湖にはかつて、湖岸線が複雑に入り組んだ浅い場所にエゴ（入り江という意味）と呼ばれる水生植物が豊かな場所がありましたが、埋め立て等により消失しました。その後、諏訪湖の原風景を参考に、多様な自然環境の復元・創出が試みられていますが、エゴの復元には至っていません。

### 諏訪湖の水生植物

区分	種名
湿生植物	ヨシ等
抽水植物	オモダカ、ガマ、キショウブ、ツルヨシ、ホテイアオイ、マコモ、ミクリ、ヨシ、（コウホネ、ミズアオイ）
浮葉植物	アサザ、ウキクサ、ヒシ、ヒルムシロ
沈水植物	イトモ、エビモ、オオカナダモ、クロモ、コカナダモ、ササバモ、セキショウモ、センニンモ、ハゴロモモ ヒロハノエビモ、ホソバミズヒキモ、（コウガイモ、マツモ）

( ) 内は流入河川のみで見られた植物

出典：「長野県水産試験場 平成 11 年度 漁場富栄養化対策事業報告書」  
：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

### (3) 動物・昆虫

#### ◇霧ヶ峰の動物

八島ヶ原高層湿原を含む霧ヶ峰高原では、長野県に生息する哺乳類の 8 割にあたる約 40 種※の哺乳類が確認されています。ノウサギ、ニホンリス、カモシカ、ニホンジカ、タヌキ、イタチなど一般的な哺乳類がみられ、中でも草原を主な生息地としているキツネの姿はよくみられます。大型草食獣ではカモシカとニホンジカが生息し、特に、ニホンジカについては、ニッコウキスゲの花芽への採食や樹木の剥皮被害が確認されています。

※出典：「霧ヶ峰における自然環境の保全と再生に関する調査研究」（平成 18 年（2006 年） 長野県環境保全研究所）

#### 諏訪地方の哺乳類

主な生息場所	種類
市街地	イタチ、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミなど
耕作地	アカネズミ、アズマモグラ、ジネズミなど
山林(低山帯)	アナグマ、イノシシ、ウサギコウモリ、タヌキ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンカモシカ、ノウサギ、ハクビシン、ハタネズミ、ムササビなど
山林(高山帯)	オコジョ、キツネ、テン、トガリネズミ、ホンシュウジカ、ヒミズ、ヒメネズミ、モモンガ、ヤマコウモリ、ヤマネなど

出典：「諏訪教育会 諏訪の動物たち」など

## ◇諏訪湖の鳥

かつての諏訪湖には、エゴやヨシ帯、湿地、なぎさなど多様な環境があり、多くの鳥類が生息していました。「渋のエゴ」で昭和 49 年（1974 年）までの 5 年間に行われた調査では、33 種の水鳥（カモ科、ウ科及びカモメ科を除く）が生息していましたが、エゴが埋め立てられた後の昭和 60 年（1985 年）の調査では 12 種に減少し、チドリ、シギ類はほとんど見られなくなっています。

平成 29 年度（2017 年度）に諏訪湖で確認されたカモ科の鳥類は 13 種となっています。近年は、ヒシを餌にするオオバンや植食性のカモ類が増加するとともに、魚食性のカワアイサやカワウの飛来が急増しています。このような魚食性鳥類の増加により、漁業被害や、営巣地周辺ではおいや騒音の被害が発生していますが、追い払い等の成果があまりあがっていないのが現状です。

諏訪湖で確認された主な水鳥（平成 29 年度（2017 年度））

科	種名
カモ	カルガモ、マガモ、コガモ、オカヨシガモ、オナガガモ、ヒドリガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、ホオジロガモ、キンクロハジロ、ミコアイサ、カワアイサ、オシドリ
ウ	カワウ
その他	コハクチョウ、バン、オオバン、カイツブリ、カンムリカイツブリ、コサギ、ダイサギ、ササゴイ、アオサギ

出典：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

## ◇霧ヶ峰の鳥

霧ヶ峰はコヨシキリ、ノビタキ、ホオアカやオオジシギなど草原性鳥類の宝庫でしたが、現在では草原という環境そのものが少くなりつつあり、そこに生息・生育する動植物の多くに絶滅の危険性が高まっています。

## ◇霧ヶ峰の昆虫

霧ヶ峰の自然環境は、多くの昆虫類にとって貴重な生息場所となっています。霧ヶ峰には、118 種※のチョウが生息していますが、これは、日本に生息しているチョウの種数の半数近く、長野県に生息している種数の 7 割以上にあたります。チョウ以外の昆虫類の生息状況はあまりよくわかつていませんが、草原植生が貴重な生息環境となっていると考えられます。

※出典：「信州の蝶」（平成 8 年（1996 年） 浜栄一・栗田貞多男・田下昌志）

## ◇諏訪湖の魚類

近年、ニゴイ、ウキゴリ、ヌマチチブが増加傾向にあり、フナ、タイリクバラタナゴなどが減少傾向にあります。また、平成 12 年（2000 年）からオオクチバス、平成 14 年（2002 年）からブルーギルの捕獲数が増加していま

す。オオクチバスやブルーギルは、ワカサギやエビ類等の漁業資源を食害するだけでなく、水生昆虫なども捕食するため、生態系保全の面からも外来魚の駆除活動を継続する必要があります。

#### 諏訪湖で確認された魚類（平成 19 年（2007 年））

区分	種名
在来種	ウナギ（放流由来のみ）、アマゴ、オイカワ、ウグイ、アブラハヤ、モツゴ、カマツカ、コイ、キンブナ ナガフナ、ギンブナ、ドジョウ、シマドジョウ、ナマズ、トヨシノボリ、カジカ、メダカ
移入種 <sup>注1)</sup>	ワカサギ、タモロコ、ホンモロコ、ビワヒガイ、ニゴイ、ゲンゴロウブナ、ジュズカケハゼ、ウキゴリ オオクチバス、ブルーギル
混入種 <sup>注2)</sup>	タイリクバラタナゴ、ヌマチチブ

注 1) 増殖目的等で意図的に移植されたものです。

注 2) 他種の移植に伴って入ったものです。

出典：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

#### ◇諏訪湖の貝類

昭和 55 年（1980 年）の諏訪湖貝類目録では、在来種が 16 種、移入種が 2 種の計 18 種の貝類が記録されています。

#### 諏訪湖で確認された貝類（昭和 55 年（1980 年））

区分	種名
在来種	オオタニシ、マルタニシ、ヒメタニシ、カワニナ、タテヒダカワニナ、イボカワニナ、チリメンカワニナ サカマキガイ、ヒメモノアラガイ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、イシガイ、カラスガイ、ドブガイ マシジミ、ドブシジミ
移入種 <sup>注1)</sup>	セタシジミ、ヤマトシジミ

注) 増殖目的等で意図的に移植されたものです。

出典：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

## (4) 生態系

#### ◇外来生物による影響

外来生物のうち、特に人の健康や生態系への影響が認められるものを、特定外来生物として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」で規定しています。令和元年（2019

年) 12月現在、特定外来生物は148種が指定されていますが、長野県内ではこれまでに24種が確認されています。

町では人により持ち込まれた外来生物の存在が生態系への大きな脅威となっています。諏訪湖周辺ではアレチウリが繁茂し、在来種の生育場所を奪っています。諏訪湖では増加したブラックバス（コクチバス、オオクチバス）やブルーギルが在来種を捕食したり、餌や生息域をめぐり競合しているため、在来種が減少しています。

#### 長野県で確認されている特定外来生物

分類	種名
哺乳類	アライグマ、アメリカミンク
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ、カナダガン(県内で根絶している)
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
魚類	カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ガード魚類
甲殻類	ウチダザリガニ
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ（県内の目撃例は2例のみ）、アカボシゴマダラ アカカミアリ（2018年4月に長野市で確認された1個体のみ（住宅内））
クモ類	セアカゴケグモ（2019年8月に飯田市、12月に松川町で確認された2例のみ）
植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワチシャ、アレチウリ、オオフサモ、アゾラ・クリスター

出典：「長野県版外来種対策ハンドブック～みんなで守る信州の自然～」（令和2年（2020年） 長野県）



八島ヶ原湿原におけるヒメジョオンの駆除

## 2. 資源循環

### (1) ごみ・廃棄物の処理

#### ◇ごみ・資源の収集

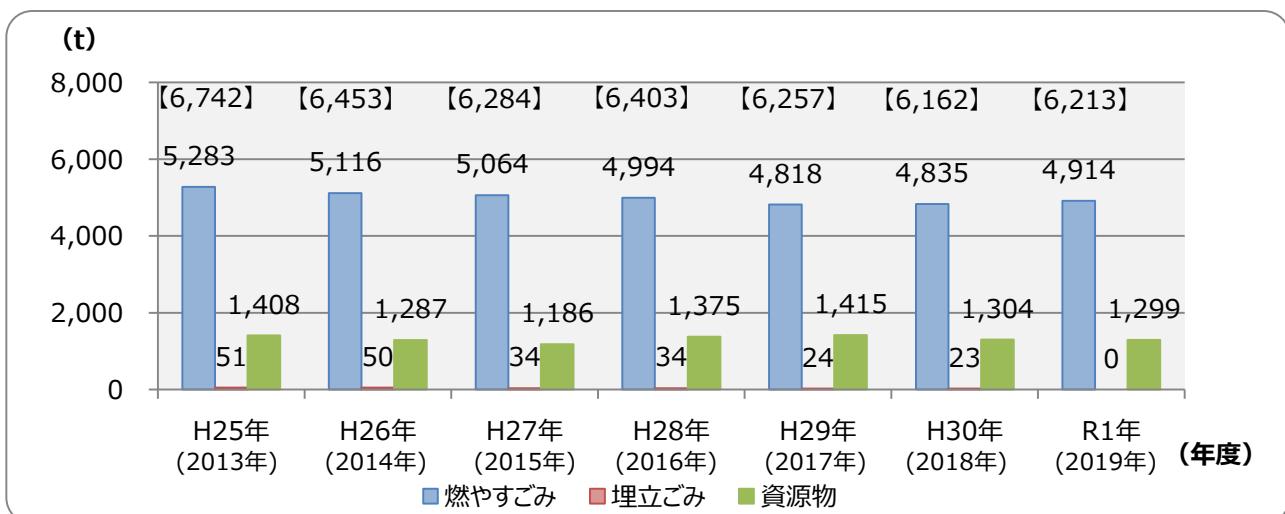
町内には約 500 ケ所のごみ収集場所があります。ごみはここを拠点として、燃やすごみは週 2 回、資源物は週 1 回、埋立ごみは月 1 回収集しています。「下諏訪町リサイクルカレンダー」、「家庭ごみの分け方・出し方」やごみ分別アプリ「さんあ～る」を活用し分別の徹底を図っているほか、広報誌や町ホームページによりごみ減量化への理解と協力を求めています。

しかし、燃やすごみには、資源化できる紙類や布類など資源物が混入していたり、ルールを守らずにごみを出すケースも見受けられます。制度の安定した定着のためには個人の高い自覚が求められます。各地区での取組や家庭、学校で日常生活に組み込まれた環境教育等を通じ、循環型社会の構築を目指していくことが求められます。

#### ◇ごみの処理

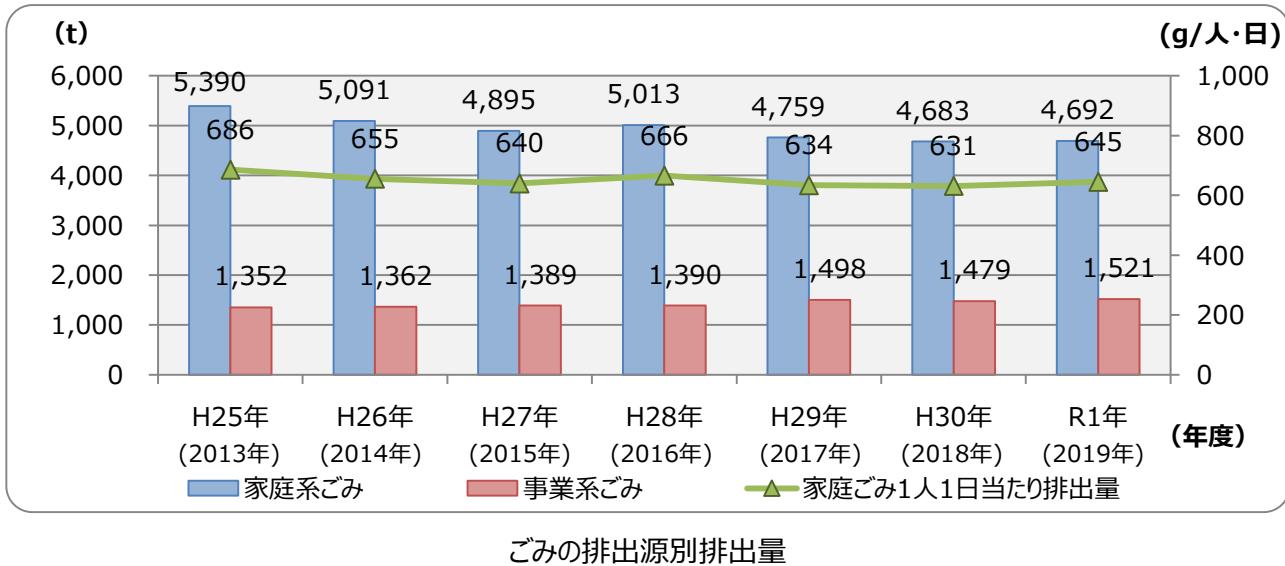
平成 28 年（2016 年）12 月より、「諏訪湖周クリーンセンター」が稼働し、湖周地区 2 市 1 町の共同処理がスタートしました。地区収集場所から収集した燃やすごみは諏訪湖周クリーンセンターで焼却し、焼却灰は提携している事業者により再利用及び埋め立てしています。

町で発生するごみの総排出量は人口減少に伴い減少傾向にあります。燃やすごみは平成 28 年度（2016 年度）に 5,000t を初めて下回りましたが、その後横ばいで推移しています。



注) []内はごみの総排出量（燃やすごみ+埋立ごみ+資源物）を示しています。

ごみの種類別排出量



#### ◇生ごみの堆肥化

町では、家庭での生ごみの減量化と資源化を目的として、住民を対象に生ごみ処理機の購入に対する補助を行い、自家処理の普及を図っています。

また、生ごみリサイクル事業では、家庭や公共施設から発生する生ごみを十四瀬川沿いの生ごみリサイクルセンターへ収集し、集めた生ごみを民間事業者に委託して堆肥化しています。作られた堆肥は、年2回参加者に還元し、家庭菜園等に利用されています。堆肥化による生ごみの発生抑制だけでなく、良好な土壌づくりを通じて、化学肥料の使用を抑えることで良好な水環境の形成にも寄与しています。

## (2) マイクロプラスチック汚染

プラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっています。最近では、打ち上げられたクジラの体内から大量のプラスチックごみが見つかる事例が相次いでいます。また、魚や海洋生物の体内からはマイクロプラスチック※が見つかっています。

マイクロプラスチックは海洋中を浮遊し、汚染物質を高濃度に吸着するという特徴があります。この高濃度の汚染物質を吸着したマイクロプラスチックが食物連鎖に取り込まれることで海洋生態系にダメージを与えることが危惧されています。ヒトへの長期的な影響はまだ明らかになっていない部分も多いですが、食物連鎖を介して、悪影響を及ぼすおそれがあります。

マイクロプラスチックは、環境中に流出したプラスチックごみが河川などを経由して海に流れ込んでいると考えられているため、ポイ捨てや不法投棄をやめ、適正に処分することが重要です。そのうえで、マイクロプラスチック汚染の原因の一つとなっているレジ袋やペットボトルなどのプラスチック製品についても、繰り返し利用できる製品に置き換えるなどして、意識して使用を控える必要があります。

※ : 0.3~5.0mm ほどの微細なプラスチック。

### 3. 脱炭素

#### (1) 地球温暖化の現状

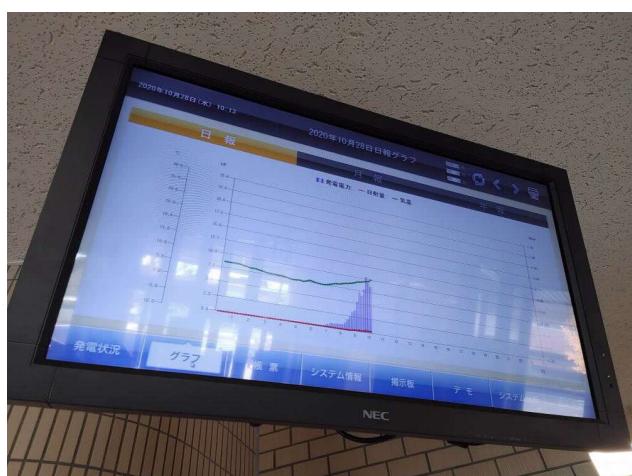
温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等）の排出量の増大により、地上の気温は世界的に上昇しています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（平成25年（2013年）～平成26年（2014年））によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、明治13年（1880年）から平成24年（2012年）の期間に0.85℃上昇しました。

最近30年の各10年間は、嘉永3年（1850年）以降のどの10年間よりも高温を記録しています。

#### (2) 再生可能エネルギー

地域の特性に応じ、太陽光・水力・地熱・バイオマスや、地中熱・温泉熱といった再生可能エネルギー由来熱など、多様な再生可能エネルギー源を活用することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない生活が可能です。

諏訪地域では平成23年（2011年）11月に、民公協働による自然エネルギー普及に向けた総合的な調整を行う組織として「自然エネルギー信州ネット SUWA」が設立され、活動を開始しています。太陽光発電やバイオマスエネルギーなど、再生可能エネルギーや未利用のエネルギーの利用拡大を目指し、住民、事業者と行政が連携して取り組む必要があります。



役場屋上に設置されている太陽光パネルの発電の監視

#### 地球温暖化の影響

- 氷河の融解、海面水位の上昇
- 豪雨、台風の大型化や干ばつなどの異常気象の増加
- 陸上・海の生態系への影響
- 砂漠化の進行
- 食料生産や水資源への影響

## 4. 快適環境

### (1) 大気汚染

町では大気汚染物質の大規模な発生源が少なく、良好な大気環境を維持しています。長野県では大気の常時監視を行っていて、諏訪地域では諏訪市の諏訪合同庁舎（一般環境大気測定局<sup>※1</sup>）と岡谷市の岡谷インターチェンジ（自動車排出ガス測定局<sup>※2</sup>）に測定局が置かれています。ダイオキシン類等の有害化学物質の問題も含め、科学的知見の集積をしながら今後も大気の動向には注意をしていく必要があります。

※1 環境基準の適合状況の把握、大気汚染対策の効果の確認などの地域全体の汚染状況を把握するため、地域内を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接受けない場所に設置されています。

※2 主に自動車から排出される有害大気汚染物質による大気の汚染状況の把握のため、人が常時生活し、活動している場所で、自動車排出ガスの影響が最も強く現れる道路端又はこれにできるだけ近接した場所に設置されています。

### (2) 水質汚濁

諏訪湖は、昭和30年代前半（1955～1959年）までは良好な水質を保持し、水浴が行われていました。しかし、昭和30年代後半（1960～1964年）から水質汚濁が目立ちはじめ、昭和38年（1963年）5月にはアオコの異常発生がありました。

このような状況に対して、長野県では、流域下水道の整備、底泥の浚渫、事業場への上乗せ排水基準の設定、COD（化学的酸素要求量）、窒素、りんに係る汚濁負荷量規制などの施策を実施してきました。

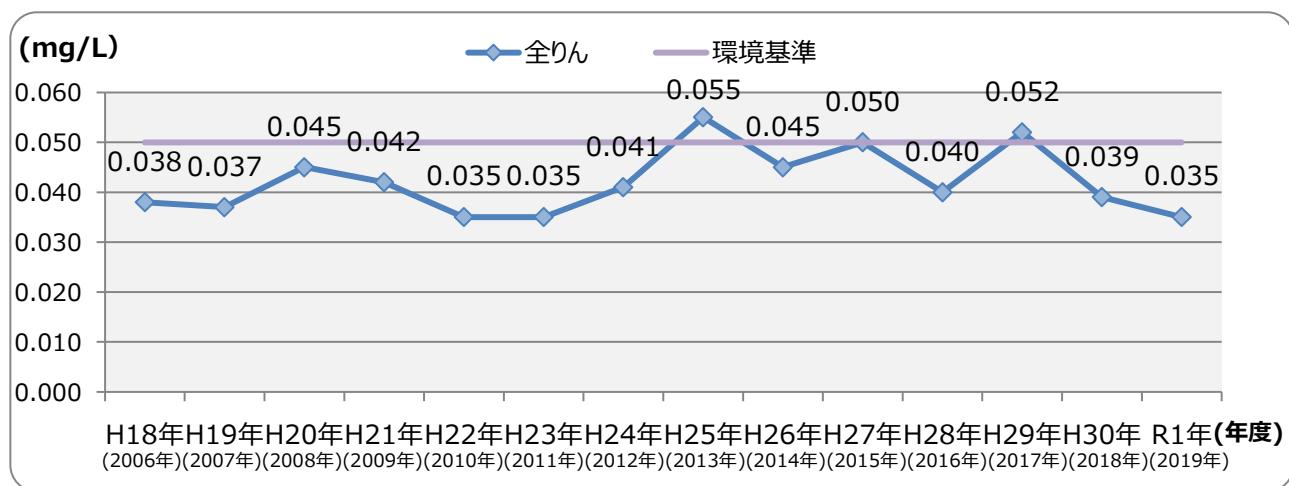
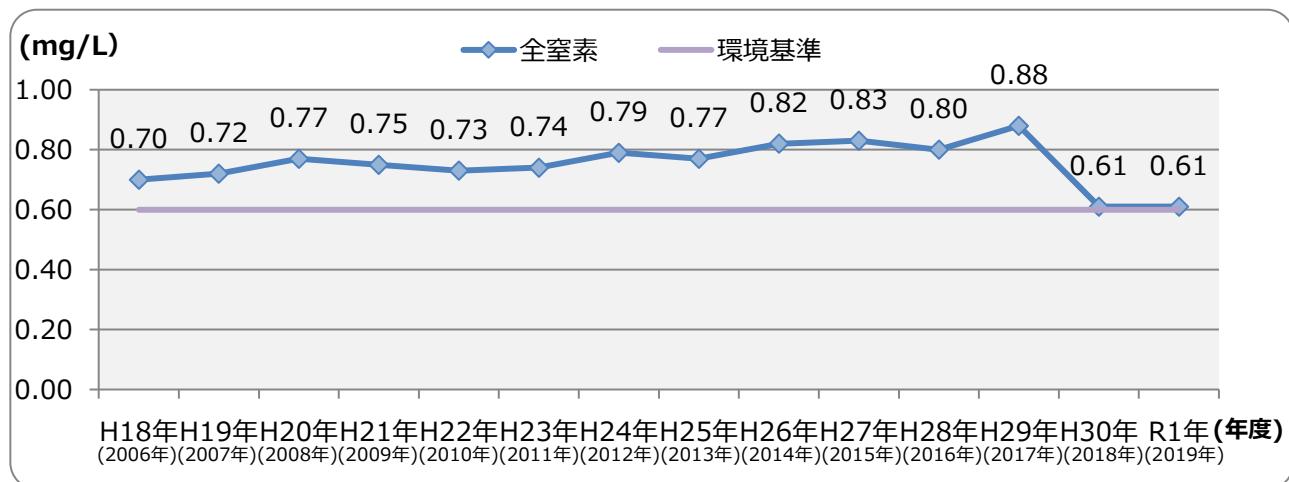
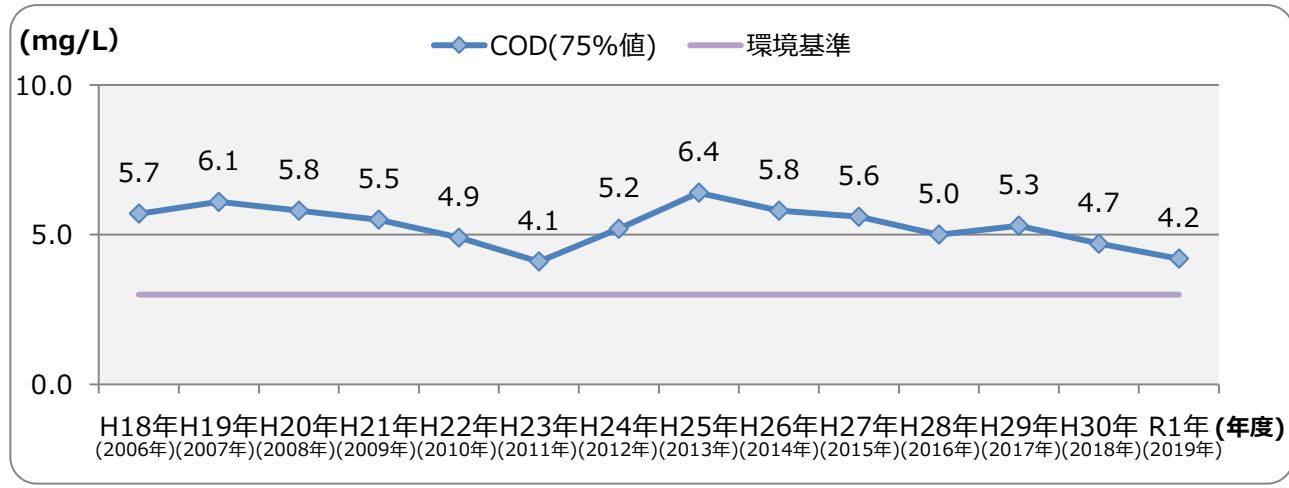
この結果、下水処理場ができておよそ20年後の平成11年（1999年）から、アオコがほとんどみられなくなりました。平成18年度（2006年度）には全窒素について水質目標値が、全りんについては水質目標値と環境基準が達成されました。

その後も、森林、原野、市街地や農地から河川を通じて諏訪湖に流入する汚濁負荷量<sup>※</sup>を削減するため、森林整備、道路清掃、農地における化学肥料の削減などの対策が行われてきました。諏訪湖に流入する汚濁負荷量は減っていますが、これに連動した減少は見られず近年は横ばいの状態が続いています。この原因を探るために、調査研究が進められています。

※陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質により水環境に与える負荷の量のことと言います。

諏訪湖の水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目）抜粋

類型	利用目的の適応性	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素	COD 化学的酸素 要求量	SS 浮遊物重量	大腸菌群
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の項目に掲げるもの	6.5以上、 8.5以下	7.5以上 (mg/L)	3以下 (mg/L)	5以下 (mg/L)	1000以下 (MPN/100mL)



注) 75%値は、1年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値です。この75%値が環境基準を満足することで、環境基準に適合しているとみなすことになっています。

#### 諏訪湖湖心における COD、全窒素及び全りんの経年変化

##### ◇諏訪湖が抱える新たな問題

諏訪湖では、毎年夏場を中心に湖心の下層で溶存酸素が3 mg/L 以下の貧酸素状態となります。近年、湖岸域でも、ヒシ等の大量繁茂により水の流れが悪くなり貧酸素域が生じています。この貧酸素域の拡大は底生

生物へ影響を与えるとともに、平成 28 年（2016 年）7 月に発生したワカサギ等の大量死の一因ではないかと考えられています。

ヒシは大量に繁茂することで、湖内への光をさえぎり、他の水草の生育を阻害したり、枯れて沈降した際に湖内に栄養塩を放出するといった環境面への影響のほか、腐敗した際の悪臭や景観悪化による観光や住民への影響、漁船の操縦に支障をきたすなど様々な問題が生じています。また、近年希少種であるクロモの繁茂によりボートの運航に支障をきたす問題が生じています。

### （3）騒音・振動

国道 142 号、国道 20 号と県道岡谷下諏訪線で騒音及び振動の調査を実施しています。騒音については環境基準を、振動については要請限度をそれぞれ達成しています。

今後、国道 20 号バイパスの建設工事が予定されています。市街地における交通量の低減や渋滞緩和による騒音及び振動の軽減が期待される一方で、道路建設工事で発生する騒音に注視していく必要があります。

### （4）景観・歴史的遺産

#### ◇まちの景観

個性的で魅力ある景観は、地域の自然、歴史、文化など人々の生活、経済活動などの調和により形成されます。町は中山道、甲州街道が合流する交通の要衝で、江戸時代には中山道随一の温泉宿場町として栄えた歴史文化の豊かな町であり、現在でも数多くの指定文化財を含め景観資源に恵まれています。

しかし、近年、様々な要因によって、永らく受け継がれてきた街なみが失われていく事例が増えつつあります。町では、水と緑に囲まれた情緒のある景観を引き継ぎ、歴史・文化を活かした良好な景観を形成するため、平成 24 年度に「下諏訪町景観計画」を策定しました。基本目標に「町民の愛着と誇りをもとに、自らが創造する 水と緑と大社の美しいまち下諏訪」を掲げ、民公協働により良好な景観形成を目指しています。

また、歴史的な街なみ環境を良好に維持し、うるおいある住環境を整備し、その波及効果により町の活性化を図るため、平成 20 年度（2008 年度）に「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」を策定し、文化財や歴史的建造物の保存と活用を通じて町の歴史的風致<sup>※</sup>の維持向上を図っています。平成 25 年度（2013 年度）には重点区域の拡大や計画期間の延長等を盛り込んだ計画の変更を行い、さらなる歴史的風致の維持向上に取り組んでいます。

※「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」では、「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

## ◇文化財

町の発祥は旧石器・縄文時代にさかのぼることができ、多くの遺跡から土器や狩猟用の鎌などが出土しています。また、全国に一万余の分社、末社を持つ諏訪神社とともに歩み、総本社の門前町として栄えるとともに、中山道隨一の温泉宿場町として賑わいました。

特に市街地部分、中央本線の北側の中山道、大社通りは、諏訪大社を中心とした宿場の風情が色濃く残されており、諏訪湖に面し、水田地帯から住宅地へと大きな変貌を遂げた線路南側地域とは明瞭に区別されます。

宿場町の景観をはじめとする有形無形の貴重な歴史的・文化的遺産は町の観光の基盤といえるものであり、適切に保護し、次世代に伝えていくことが課題となっています。

町内で外觀などを見ることのできる建造物等の文化財は、国指定重要文化財が7件、登録有形文化財が3件、国指定史跡が1件、国指定天然記念物が1件、県指定史跡が1件、町指定の文化財が23件あります。

## (5) 公園・緑地

市街地周辺部は森林、水辺に恵まれた、自然公園的要素などがあります。都市公園の開設面積は、62.2ha（622,000m<sup>2</sup>）で、赤砂崎公園の整備によって人口1人あたりの公園面積は30.73m<sup>2</sup>です。他市町村と比べると、非常に高い整備水準にあります。

しかし、市街地の緑は比較的少なく、都市化の進行とともに緑地や田畠の空間は減少しています。

## (6) 水辺環境

### ◇諏訪湖の水辺整備

諏訪湖の整備は治水面だけでなく、親水レクリエーション的な利用や景観、自然環境にも配慮していくことが必要であることから、長野県諏訪建設事務所では、美しく、かつ、うるおいあふれ、自然豊かな水辺の再生のための「諏訪湖の水辺整備マスターplan」を平成6年度（1994年度）に策定しました。この諏訪湖の水辺整備マスターplanでは、諏訪市、岡谷市、下諏訪町で囲む諏訪湖畔をA～Hまでの8つのゾーンに分け、それぞれに個性ある水辺づくりが進められました。治水機能の向上や憩いの場の創出などの成果がみられた一方で、水に触れる親水活動の不活発、ヒシの繁茂による景観阻害やエゴの復元の未達成など改善の余地が残っています。そこで、平成29年度（2017年度）に「水辺整備基本計画」が策定されました。水辺整備基本計画のゾーニング及び各ゾーンのテーマは諏訪湖の水辺整備マスターplanを踏襲され、現状の新たな課題やニーズを踏まえて、今後の整備と利活用が進められています。

## ◇赤砂崎公園の整備

諏訪湖の北岸中央部に位置する赤砂崎は、南に八ヶ岳、富士山が望める諏訪湖の中でも有数の景勝地です。赤砂崎用地の活用については、赤砂崎公園の面積を約 7.6ha に拡大し、諏訪湖に面した良好な環境の一団の土地が確保できる立地条件を活かして、多機能で憩いとうるおいのある公園として整備されています。

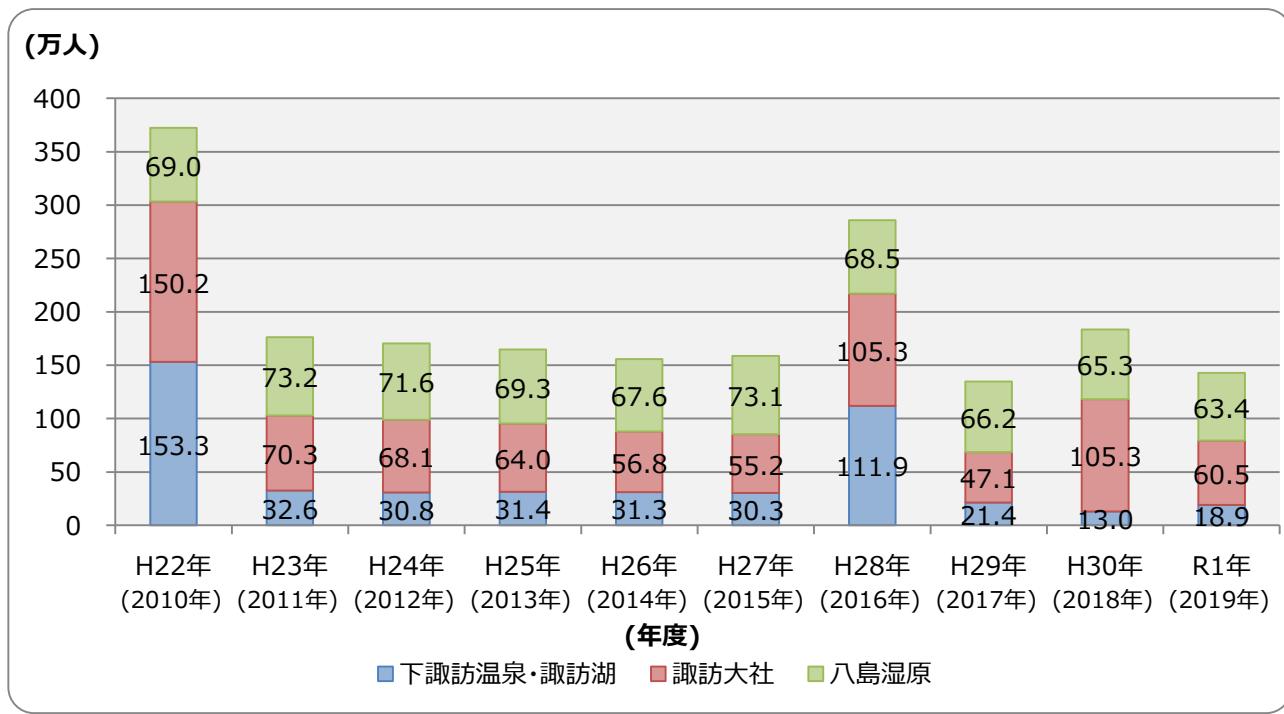
また、東海地震に係る地震防災強化地域の指定を受けたことから、近い将来予想される地震災害に備え、防災ヘリポートなど防災機能を有した施設の整備により、地域防災拠点として広域的に諏訪湖周辺地域の防災機能の向上を図っています。

## (7) 観光

### ◇下諏訪観光の現状

町の主な観光として「諏訪大社」「下諏訪温泉・諏訪湖」と「八島湿原」があります。令和元年度の利用客数は、下諏訪温泉・諏訪湖が 18.9 万人、諏訪大社が 60.5 万人、八島湿原が 63.4 万人程です。

町の観光の基盤は、中山道、大社通り、諏訪大社の周囲を中心とした宿場町と温泉であり、古い街なみが魅力となっています。また、八島湿原の手つかずの自然も魅力が高いようです。



観光客数の推移

## 5. 協働

### (1) 環境教育

#### ◇学校教育

町の小中学校では、近隣の自然等を利用した環境教育が行われています。その内容も、一時的な行事・活動への参加だけにとどまらず、自然環境に対する愛着や、生物が生息するために必要な環境について、児童、生徒自らが考え、その保全を実施していく姿勢を継続して育てています。

従来から、生命を通じて環境を考えるという観点からアマゴの飼育、放流を行っている北小学校をはじめとする町の小中学校は、環境教育を通じて新しい指導要領を先取りしてきたといえそうです。「総合的な学習の時間」においても環境教育の時間を積極的に設けるなどしています。また、教育課程として明確に位置づけることで、環境教育の水準を高め、かつ継続的にその活動を記録、蓄積して継承することを目指しています。

#### ◇生涯学習

環境の現状を理解し、その正しい保全の方法を身に付けることや、当事者意識の育成のために環境教育は不可欠です。自主的、自発的に取り組み、継続性のある学習の機会を提供することが求められています。

環境教育の拠点の一つである公民館事業では、地域公民館などに身近な講師の紹介を行い、環境学習の拠点として住民に利用いただけるよう努めています。また、利用者の年代層に応じた生きがい活動につながる各種学級、講座を開講するとともに、多くの住民の皆さんのが気軽に参加・利用いただけるよう努めています。

町には拠点となりうる施設等がいくつかあります。しかし、展示物だけでなく、地域の自然や歴史・伝統などに直接ふれ、感じるという体験から生まれる感動を、現在や次世代の住民に広く伝えるために、環境学習を充実させることが課題です。

#### 環境教育の拠点

施 設	展 示 ・ サ ー ビ ス 等
あ ざ み 館	八島湿原の自然模型(生い立ち)、動植物の紹介、自然を紹介するビデオ放映 自然と人とのつながり(歴史・文学)
諏訪湖博物館・赤彦記念館	諏訪湖の自然と生活(漁具、漁法、スケート)の歴史に関する常設展
図 書 館	下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会による環境コーナー設置 (書籍318冊、DVD24枚、ビデオ12本)
下諏訪町役場 (住民環境課)	出前講座「まちづくりおでかけトーク」
公 民 館	各種講座、イベントの開催、講師の紹介

## (2) 住民運動

町では、諏訪湖や自然風土、歴史文化などを守ろうという意識から、住民運動が継続されています。中でも昭和 55 年（1980 年）の発足以来、40 年以上にわたって活動を続けている下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会（湖浄連）は代表的存在であり、現在では 64 団体（個人 10 人）が加盟する大きな協議会組織となりました。諏訪湖の浄化を中心とした活動は、町が目指す「民公協働のまちづくり」のお手本となっています。また、湖浄連への参画を問わず、町内の数多くの団体はそれぞれ独自の環境保全の活動を展開しています。

一方で、高齢化に伴い自治会、町内会等のコミュニティでは、次世代の活動の担い手が不足し、活動規模が維持できなくなりつつあります。地域に暮らす子供から高齢者までが世代を超えて交流し、支え合うことが期待されています。

## 資料3 下諏訪町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

# 下諏訪町地球温暖化対策実行計画 【区域施策編】

令和5年度（2023年度）一令和12年度（2030年度）

## 第3次下諏訪町環境基本計画 【増補版】



令和5年（2023年）3月  
下諏訪町

## はじめに

### ゼロカーボン社会の実現に向けて

近年、地球温暖化による気候変動の影響により、深刻な自然災害が国内のみならず世界中で頻発しています。当町においても、令和3年8月15日の豪雨災害では、住民の生命・財産を脅かす甚大な被害が発生したことは記憶に新しく、地球温暖化による気候変動は、町としても対策を講じていかなければならぬ重要な課題であります。

当町では、令和3年（2021年）3月に、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「第3次下諏訪町環境基本計画」を策定し、町民及び事業者の皆様との協働により、地球温暖化対策をはじめとした環境課題に取り組んできておりますが、今後、さらに温室効果ガス排出量を減らしていくためには、具体的な目標や方向性を明確にする必要があり、今般、「下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

当町には、豊かな水と緑、温泉の資源、精密工業に代表されるものづくりなど優れたポテンシャルがありますが、地球温暖化の影響が顕在化しつつある中、当町が今後も持続可能なまちでいられるためには、さまざまな取組が必要です。計画内容を確認いただき、脱炭素やSDGsの達成に向けた施策など、これから取組を知ることで、私たちのまちの将来像が見えてくるものと思いますので、多くの方にまちの未来への関心をもっていただき、「ゼロカーボンのまち」の実現に向けて、ともにチャレンジしていきましょう。

最後に、計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました下諏訪町環境審議会及び下諏訪町地球温暖化対策実行計画策定委員会の委員皆様をはじめ、積極的にご意見をお寄せいただきました住民皆様に心からお礼申し上げます。

令和5年3月

下諏訪町長 宮坂 徹



#### 表紙ポスター

2022年度信州エコポスターコンクール応募作品 下諏訪北小学校の児童の作品

上段左から 新井日陽さん（4年）、長門真央さん（4年）、松岡翠れんさん（5年）、横山彩生さん（5年）

中段左から 長門美音さん（6年）、佐藤莉乃愛さん（6年）、岡澤美沙さん（6年）、田中里桜さん（6年）

下段左から 久保寺旭さん（5年）、小野颯真さん（6年）、小林稟佳さん（6年）、井之上勝真さん（6年）

## ●部門別の取組

住民・事業者・町において実施する、地球温暖化対策のための具体的な取組を部門別に取り上げます。

(出典) 「分類、取組内容」

…温室効果ガス排出抑制等指針（環境省）

「エネルギー削減量、削減率」

…地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）

### ○産業部門（製造業、農林水産業、鉱業、建設業）

産業部門の取組は、地球温暖化対策のほか諸経費が削減されるため、経営改善にもつながります。

削減目標：削減率 6.9%（削減目標量：12,299t-CO<sub>2</sub>）

#### ●夏季の省エネ・節電メニュー

分類	取組内容	建物全体に対する 節電効果
空調	使用していないエリア（会議室、廊下）は空調を止める。	2%
	室内 CO <sub>2</sub> 濃度の基準範囲内で換気ファンを停止、または、外気導入量を調節する。	5%
	ブラインド、遮熱フィルム、すだれ等の活用	3%
	室外機周辺の障害物を取り除くとともに直射日光を避ける。	+α
照明	照明を半分程度間引きする。	13%
	使用していないエリアは消灯する。	3%
	昼休み等は完全消灯を心掛ける。	+α
	従来型蛍光灯を高効率蛍光灯や LED 照明に交換する。	~40%
OA 機器	長時間席を離れるときは電源 OFF かスタンバイモードに	3%
	ディスプレイの明るさ調節（輝度を 40%に設定）	23%
	退社時のプラグ抜き徹底	+α
生産設備 等	使用側の圧力の見直しにより、コンプレッサの供給圧力を低減する。（0.1MPa 低減時）	8%
	コンプレッサの吸気温度を低減する。 (吸気温度 10°C 低減時)	2%
	更新および新設時には、トップランナー機器（最も省エネ性能が優れている機器）を採用。	+α
その他	電力の「見える化」により、最大使用電力を抑制し、契約 kW を下げることで年間の電気代削減につなげる。	+α
	環境マネジメントシステムの運用を通じて、エネルギー管理・適正使用を図る。 (エコアクション 21、ISO14001、ISO50001 等)	
	店舗、事業所を「クールシェアスポット」として登録する。	
	従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ 経済産業省「夏季の節電メニュー」等を基に長野県が作成。

※ 各々の建物の利用状況や設備内容によって効果は異なる場合があります。

※ 適切な室温管理、こまめな水分補給等により、熱中症にご注意ください。

●冬季の省エネ・節電メニュー

○ユーティリティ設備の省エネ・節電メニュー

取組内容	節電効果 (削減率)
使用側の圧力を見直すことによりコンプレッサの供給圧力を低減する。 (単機における 0.1MPa 低減時)	8 %
コンプレッサの吸気温度を下げる。 (単機において吸気温度を 10°C 低減時)	2 %
負荷に応じてコンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。 (コンプレッサ 5 台システムでピーク負荷 60~80% の場合)	9 %
インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。 (弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し全圧が 80% となった場合)	15 %
冷凍機の冷水出口温度を高めに設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。 (利用側の状況を確認しながら 7°C → 9°C へ変更した場合)	8 %

○一般設備（照明・空調）の節電メニュー

分類	取組内容	節電効果 (削減率)
照明	使用していないエリアは消灯をする。	—
	白熱灯を電球形蛍光ランプや LED 照明に交換する。 (白熱灯 60W → LED 照明に交換した場合)	85 %
空調	無理のない範囲で工場内の温度を下げる。 (室内温度を 22°C から 20°C に下げた場合の数値)	14 %
	外気取入量を調整することで換気用動力や熱負荷を低減する。 (換気ファンの間欠運転または停止により 30% 導入量を低減した場合)	34 %

○その他の省エネ・節電メニュー

分類	取組内容
ボイラー	排ガスによる放熱ロスを避けるため、空気比の適正化を図る。
工業炉	加熱炉、焼成窯、乾燥炉等の設定温度引き下げや、開口部から炉内への空気混入量低減等により、熱ロスの低減を図る。
その他	「ウォームビズ」を励行する。
	デマンド監視装置を導入し、警報発生時には予め決めておいた節電対策を実施する。
	蒸気・温水供給ラインにおける保温、断熱材の劣化や剥がれ等を修復する。
	設備・機器のメンテナンスを適切かつ定期的に実施することでロスを低減するとともにトラブル停止を防止する。

- 記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する目安です。
- 一定の条件の下での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- 節電を意識するあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

●二酸化炭素排出削減の設備の選択

分類	取組内容
燃焼設備	高効率温水ボイラー等のエネルギー消費効率の高いボイラーの導入 木質ボイラーの導入 ペレットストーブの導入 熱源設備の定期的な保守及び点検 排出係数が小さい燃料等への転換
空調設備	省エネ型の空調設備への更新 製品製造・貯蔵等のための区画及び作業のための区画における空調設定温度・湿度の適正化 運転時のドアの明け放しの防止 空調設備・熱源機の起動時刻の適正化 使用されていない区画の空調停止 排出係数が小さい燃料等への転換
給湯設備	各種熱利用型給湯システムの導入 冬季以外の給湯供給期間の短縮 設備の定期的な保守及び点検 排出係数が小さい燃料等への転換
発電専用設備	太陽光発電設備の導入 小水力発電設備の導入 バイオマス発電設備の導入 バイナリー発電設備の導入 排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新 設備の定期的な保守及び点検
照明設備・昇降機設備・事務用機器等	エネルギー消費効率の高い照明器具（LED照明等）への更新 清掃・光源の交換等の保守が容易な照明器具への更新 人感センサーの導入 計時装置（タイマー）の導入 初期照度補正又は調光制御のできる照明設備への更新 照度を比較的必要としない作業場等の照明の間引き点灯 照明を利用してない場所及び時間帯における細めな消灯 照明器具の定期的な保守及び点検 エネルギー消費効率の高い昇降機設備・事務用機器等の導入 利用の少ない時間帯における昇降機の一部停止 昇降機の定期的な保守及び点検 使用しない時間帯における事務用機器等の電源の遮断 低電力モードの設定 事務用機器等の定期的な保守及び点検 省エネ型の自動販売機への更新 利用の少ない時間帯における自動販売機の消灯
建物	熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入 エアフローウィンドー等の導入 地球温暖化係数がより小さい材料を使用した断熱材の使用等による建物の断熱

### ●高効率機器の導入

分類	取組内容	エネルギー削減率
エネルギー効率の高い機器の導入	複写機	27.3%
	プリンタ	26.0%
	高効率ルータ	23.9%
	サーバ	29.8%
	ストレージ	33.6%
	冷凍冷蔵庫	16.6%
	自動販売機	32.3%
	高効率照明 (LED 照明等)	削減量 0.021t-CO <sub>2</sub> /台

### ●その他の取り組み

取組内容
再エネ由来の電気への切り替え
クールビズ・ウォームビズの実施
ノーカーデーの実施
COOL CHOICE (クールチョイス) の実施
電気自動車の導入

## ○業務その他部門（事務所・ビル、商業・サービス施設、その他）

業務部門の取組は、地球温暖化対策のほか諸経費が削減されるため、経営改善にもつながります。

**削減目標：削減率 5 1 % (削減量 17,281t-CO<sub>2</sub>)**

### ●夏季の省エネ・節電メニュー

分類	内容	建物全体に対する 節電効果
空調	使用していないエリア（会議室、廊下）は空調を止める。	2 %
	室内 CO <sub>2</sub> 濃度の基準範囲内で換気ファンを停止、または、外気導入量を調節する。	5 %
	ブラインド、遮熱フィルム、すだれ等の活用	3 %
	室外機周辺の障害物を取り除くとともに直射日光を避ける。	+ α
照明	照明を半分程度間引きする。	1 3 %
	使用していないエリアは消灯する。	3 %
	昼休み等は完全消灯を心掛ける。	+ α
	従来型蛍光灯を高効率蛍光灯や LED 照明に交換する。	~ 4 0 %
OA 機器	長時間席を離れるときは電源 OFF かスタンバイモードに	3 %
	ディスプレイの明るさ調節（輝度を 40% に設定）	2 3 %
	退社時のプラグ抜き徹底	+ α
生産設備 等	使用側の圧力の見直しにより、コンプレッサの供給圧力を低減する。（0.1MPa 低減時）	8 %
	コンプレッサの吸気温度を低減する。 (吸気温度 10°C 低減時)	2 %
	更新および新設時には、トップランナー機器（最も省エネ性能が優れている機器）を採用。	+ α
その他	電力の「見える化」により、最大使用電力を抑制し、契約 kW を下げることで年間の電気代削減につなげる。	+ α
	環境マネジメントシステムの運用を通じて、エネルギー管理・適正使用を図る。 (エコアクション 21、IS014001、IS050001 等)	
	「信州省エネパートナー」に登録し、事業所としての節電目標と具体的なアクションを定めるとともに、従業員への周知徹底を図る。	
	店舗、事業所を「クールシェアスポット」として登録する。	
	従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ 経済産業省「夏季の節電メニュー」等を基に長野県が作成。

※ 各々の建物の利用状況や設備内容によって効果は異なる場合があります。

※ 適切な室温管理、こまめな水分補給等により、熱中症にご注意ください。

## ●冬季の省エネ・節電

分類	内容	建物全体に対する 節電効果
照明	可能な範囲で照明を間引きする。(労働安全衛生規則基準値(精密作業 300Lx、普通作業 150Lx、粗い作業 70Lx)にもご留意ください。)	
	執務室の照明を半分程度間引きした際の数値	7.7%
	使用していないエリア(会議室・廊下等)の消灯をした場合の数値	2.9%
空調	無理のない範囲で室内の温度を下げる。 (室内温度を 22°Cから 20°Cに下げた場合の数値)	3.4%
	使用していないエリアは空調を停止する。	1.7%
	熱源機(ガス熱源は除く)温水出口の温度を低めに設定し、熱源機ヒートポンプ等の動力を削減する。	1.3%
OA 機器	長時間席を離れるときは OA 機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	3.6%

## ○メンテナンスや日々の節電努力

分類	取組内容
照明	昼休みなどは可能な範囲で消灯を心がける。
	従来型蛍光灯を、LED 照明に交換する。 (従来型蛍光灯から直管型 LED 照明に交換した場合、約 50%消費電力を削減。)
空調	夕方以降は、ブラインド、カーテンを閉め暖気を逃さないようにする。
	目詰まりしたフィルターを清掃する。
	電気室、サーバー室などで冷房を使っている場合には、可能な限り冷房を使わずに外気を取り入れる。または、空調設定温度が低すぎないかを確認し、見直す。
	室外機周辺の障害物を取り除く。
	電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源や、太陽熱集熱器やコーポレーティブソリューションなどの排熱利用設備を保有している場合はそちらを優先運転する。
	空調機の節電機能(ピークデマンドカット機能等)を活用する。
OA 機器	暖房と冷房の同時使用による室内混合を避ける。
	排ガスによる放熱ロスを避けるため、ガス吸収式冷温水機について空気比の適正化を図る。
コンセント 動力	コピー機が複数台ある場合は、使用頻度に応じて稼働台数を減らす。
その他	ハロゲンヒーター等の暖房機器を個人で使用しない。
	温水洗浄便座は可能な範囲で保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。
	電気式給湯器、給茶機、エアタオル等のプラグを可能な範囲でコンセントから抜く。
	自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長や節電モードへの切り替え等を行う。
	混雑時以外はエレベータやエスカレータの稼働を停止または台数を減らす。
	ディスプレイの明るさを下げ、不要時は消灯する。
自動車	エコドライブ*を心がける。(ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す等)
その他	デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。
	コーポレーティブソリューション設備を保有している場合は、発電優先で運転する。
	需給調整契約(料金インセンティブ)に基づくピーク調整、自家用発電機の活用等。
	「ウォームビズ」を励行する。
	給湯室では、お湯の出し過ぎに注意し、炎は鍋底からはみ出さないよう火力を調整、鍋に火をかけるときには蓋をする。

### ●二酸化炭素排出削減の設備の選択

分類	取組内容
空調設備	エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 空調設定温度・湿度の適正化 使用されていない部屋の空調停止 換気運転時間の短縮等の換気運転の適性化
給湯設備	エネルギー消費効率の高い給湯器への更新 太陽熱利用設備の導入 冬季以外の給湯供給期間の短縮
発電専用設備	太陽光発電設備の導入 燃料電池設備の導入
照明設備	照明対象範囲の細分化 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 人感センサーの導入 LEDや高周波点灯形蛍光灯等の高効率照明への更新 照明を利用していない場所及び時間帯におけるこまめな消灯 照明器具の定期的な保守及び点検
昇降機設備	利用の少ない時間帯における昇降機の一部停止
建物	熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入 ルーバー・ひさしの設置 エアフローウィンドー等の導入 屋上緑化の導入 壁面緑化の導入

### ●高効率機器の導入

分類	取組内容	エネルギー削減率
エネルギー効率の高い機器の導入	複写機	27.3%
	プリンタ	26.0%
	高効率ルータ	23.9%
	サーバ	29.8%
	ストレージ	33.6%
	冷凍冷蔵庫	16.6%
	自動販売機	32.3%
	高効率照明 (LED 照明等)	削減量 0.021t-CO <sub>2</sub> /台

### ●その他の取り組み

取組内容
再エネ由来の電気への切り替え
クールビズ・ウォームビズの実施
ノーカーデーの実施
COOLCHOICE (クールチョイス) の実施
ZEB (ゼブ) *の実現
BEMS (ベムス) *の導入
電気自動車の導入

## ○家庭部門（※自家用自動車は運輸部門）

家庭部門の地球温暖化対策の具体的な取組になります。これらの取組は二酸化炭素排出量だけでなく、光熱費の削減にもつながります。

**削減目標：削減率 60%（削減量 23,828t-CO<sub>2</sub>）**

### ●夏季の省エネ・節電メニュー

分類	内容	節電効果 (削減率)
エアコン	設定温度 28°Cを心がける。（設定温度を 2°C上げた場合）	10%
	“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。（エアコンの節電になります。）	10%
	無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。	50%
	※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になる場合があるため注意が必要です。	
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。※食品の痛みにご注意ください。	2%
照明	日中は不要な照明を消す。	5%
テレビ	省エネモードに設定するとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。 (標準→省エネモードに設定し、使用時間を 2/3 に減らした場合)	2%
温水便座	温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。	どちらかで 1%未満
	上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。	
電気炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。	2%
待機電力	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く	2%

出典：経済産業省「夏期の省エネ・節電メニュー」

### ●冬の省エネ・節電メニュー

分類	内容	節電効果 (削減率)
暖房	重ね着等をして、設定温度を下げましょう。 (エアコンを使用時に設定温度を 22°Cから 20°Cに下げた場合の数値)	2.7%
	目詰まりしたフィルターを清掃しましょう。 (エアコンの場合の数値)	0.8%
	窓には厚手のカーテンを掛けましょう。 (エアコンの場合の数値)	0.8%
	扇風機やサークュレータで部屋の上部の暖気を循環させましょう。	—
照明	リビングや寝室などの部屋の明るさを下げましょう。	1.5%
	不要な照明はすべて消しましょう。	4.5%
冷蔵庫	冷蔵庫の冷やしすぎを避け（「強」→「中」）、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。 ※食品の傷みにはご注意ください。	1.5%
	壁との間に適切な間隔を空けて設置しましょう。	—
テレビ	省エネモードに設定して、画面の輝度を下げましょう。見ていない時は消しましょう。	1.0%

温水便器	タイマー節電機能を利用しましょう。機能がない場合は便座保温・温水の設定温度を下げ、便座のふたを閉じましょう。	0.2%
洗濯機	洗濯は容量の8割以上を目安にまとめ洗いをしましょう。	0.3%
乾燥機	衣類乾燥機（洗濯機の乾燥機能含む）や浴室乾燥機は、部屋干しと併用して使用時間を短くしましょう。	0.5%
こたつ	使用時間を半分にしましょう。	1.0%
	上掛けなどを活用し、暖気を逃さないようにしましょう。	—
電気カーペット	暖房面積を半分にしましょう。	0.9%
	電気カーペットの下に断熱マットを敷きましょう。	—

※ 「節電効果」は1日間の家庭での電気使用量に対する節電効果の概算値です。

分類	取組内容
ライフスタイル	家族そろってリビングで過ごし、人のいない部屋の照明・エアコンを消すなど、ライフスタイルの見直しをすると省エネになります。
床暖房	床暖房は就寝やお出かけ前の30分前に切るよう心がけましょう。
自動車	エコドライブ*を心がけましょう。 ふんわりアクセル（10%程度燃費改善）
	減速時は早めにアクセルを離す（2%程度燃費改善）等
	外出に際しては、公共交通機関や自転車をなるべく利用しましょう。
省エネ製品	蛍光灯や白熱電球をLEDに、古いエアコンを新しい省エネエアコンに、給湯器をより高効率なものに換えるなども、省エネに効果的です。
家屋の断熱	窓ガラスを複層ガラスにするなど、家屋の断熱性を高めることも、省エネに効果的です。
パソコン	省電力設定を活用しましょう。
掃除機	詰まった紙パックは交換しましょう。

#### ○ガスの省エネメニュー

分類	内容	節電効果 (削減率)
給湯・お風呂	お湯の出し過ぎに注意しましょう。シャワーの時間を短くすることも省エネに効果的です。 (45℃の湯を流す時間を1分間短縮した場合の数値)	1.9%
	追い焚きが必要ないように、入浴は間隔を空けずに入りましょう。 (2時間の放置により4.5℃低下した湯(200ℓ)を毎日追い焚きする場合の数値)	5.6%
調理	炎は鍋底からはみ出さないように、火力を調整しましょう。 (1日3回、水1ℓ(20℃程度)を沸騰させる時、強火から中火にした場合の数値)	0.3%
	お皿を洗うときの温度を下げましょう。 (洗う時の水の温度を2℃下げた場合の数値)	0.6%
	鍋に火をかけるときにはふたをしましょう。	—

出典：経済産業省「冬季の省エネ・節電メニュー」

※省エネ効果は自立循環型住宅設計ガイドライン設定モデル住宅（一般モデル）を用いた東京での年間のガス消費量の推計値を元に算出した値です。地域・気候条件によって省エネ効果は変動します。

●グリーン購入法に基づく省エネ機器の導入

分類	取組内容	エネルギー削減率
エネルギー効率の高い機器の導入	エアコン	18.8%
	ガストーブ	2.8%
	石油ストーブ	0.8%
	テレビ	35.6%
	電気冷蔵庫	35.6%
	DVD レコーダー	35.6%
	電子計算機	35.6%
	磁気ディスク装置	0.0%
	ルーター	12.4%
	電子レンジ	0.3%
	電気炊飯器	5.3%
	ガス調理器具	3.9%
	温水便座	21.8%

●その他

分類	取組内容	エネルギー削減量
HEMS を利用したエネルギー管理の実施	HEMS (ヘムス) *の導入	0.12t-CO2/世帯
脱炭素型ライフスタイルへの転換	うちエコ診断*の実施	0.03t-CO2/世帯
	食品ロス*の削減	0.46t-CO2/t
自動車利用の抑制	Web会議システムの活用やテレワークの実施	—
その他の取り組み	ZEH (ゼッヂ) *の実現	—
	エシカル消費の実施	—

【参考】

・日常生活における脱炭素行動

ゼロカーボンアクション30 (参考: 資 13 ページ) 環境省ホームページ▶		COOL CHOICE (参考: 資 14 ページ) 環境省ホームページ▶	
---	--	---	--

・信州版省エネガイドブック

【信州版】 夏の省エネガイドブック -2022年度改訂版- 長野県地球温暖化防止活動 推進センターホームページ▶		【信州版】 冬の省エネガイドブック -2021年度改訂版- 長野県地球温暖化防止活動 推進センターホームページ▶	
--	--	--	--

## ○運輸部門（自動車、船舶、鉄道）

運輸部門においては、エコドライブなどにより省燃料を推進し、二酸化炭素排出量、エネルギーコストの低減を図ります。

**削減目標：削減率45%（削減量17,917t-CO<sub>2</sub>）**

分類	取組内容
環境負荷の低い自動車*の普及	次世代自動車（電気自動車（EV）等）の導入（エネルギー削減率40.7%）
環境に配慮した自動車使用	エコドライブの実践（エネルギー削減量2.95t-CO <sub>2</sub> /台） カーシェアリングの実施
公共交通機関の利用促進	公共交通機関の利用（スマートムーブ）
自転車の利用促進	自転車での通勤
共同輸配送の推進	宅配便再配達の削減

## ○廃棄物分野（焼却処分）

3Rの推進によってごみを減らし、焼却による二酸化炭素量を減らします。この取組は、事業者や家庭における経費の削減にもつながります。

**削減目標：削減率37%（削減量1,175t-CO<sub>2</sub>）**

分類	取組内容
3Rの促進	ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」の使用 下諏訪町食べ残しぜロ「よいさ運動」の実施 簡易包装の実施 捨て方を見据えた買い物
廃棄物焼却量の削減	廃プラスチックのリサイクル（エネルギー削減量2.7t-CO <sub>2</sub> /t） 廃油のリサイクル（エネルギー削減量3.1t-CO <sub>2</sub> /t） 生ごみの堆肥化

# 下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）資料

## 1 計画策定の背景

### （1）地球温暖化対策を巡る国際的な動き

平成 27 年（2015 年）に COP21 が開催され、パリ協定\*が採択されました。パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を抑えるための目標を定めました。その後、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により、「1.5℃特別報告書」が公表されました。この報告書では、気温上昇を工業化以前の水準から 1.5℃ 上昇に抑えるためには令和 32 年（2050 年）前後に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると示唆しています。こうした背景を受け、欧州連合（EU）では 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げており、脱炭素社会の実現に向けた機運は高まっています。また、2015 年の国連総会において、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、持続可能な開発目標（SDGs）を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は、17 のゴール及び 169 のターゲットからなり、気候変動やエネルギーなど地球環境に密接に関わる課題に係るゴールも多く含まれており、地球環境に対する国際的な危機感の表れとも言えます。

### （2）地球温暖化対策を巡る国内の動き

政府は、平成 27 年（2015 年）に開催した地球温暖化対策推進本部において、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス削減目標を、2013 年度比で 26.0% 減とする「日本の約束草案」を決定しました。また、同年のパリ協定の採択を受け、政府は「地球温暖化対策計画」を策定することとし、平成 28 年（2016 年）に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第 8 条に基づいて策定する、地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収量の目標や、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国や地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。一部の地方公共団体では、温室効果ガスの排出量取引制度等も導入され、温室効果ガス排出量が着実に削減されています。さらに、昨今の甚大な被害を及ぼした台風をはじめとする自然災害の影響も契機となり、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明する地方公共団体が、長野県を含め広がりつつあり、令和 4 年（2022 年）9 月 30 日時点で 785 の地方公共団体が表明しています。このような動きの中、国においても、2050 年カーボンニュートラル\*（温室効果ガス排出実質ゼロ）を表明し、脱炭素社会\*の実現に向けた取組を強化していくこととしています。

### (3) 地球温暖化対策を巡る長野県の動き

長野県では、平成 15 年（2003 年）に「第一次長野県地球温暖化防止県民計画」を策定するとともに、平成 18 年（2006 年）に「長野県地球温暖化対策条例」を定め、地球温暖化対策を進めてきました。しかし、近年の地球温暖化に起因すると考えられる異常気象とそれに伴う災害の頻発化、特に、県民生活や経済活動に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風を受けて、長野県は、令和元年（2019 年）12 月に都道府県として初めて気候非常事態を宣言するとともに、「2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること」（2050 ゼロカーボン）を決意しました。また、宣言の理念を具現化するため、令和 2 年（2020 年）4 月に「長野県気候危機突破方針」を公表し、2050 ゼロカーボンの実現に向け、最終エネルギー消費量の 7 割削減、再生可能エネルギー生産量の 3 倍以上への拡大などの具体的な数値目標を掲げました。更に、令和 2 年（2020 年）10 月には、全国で初めて、2050 ゼロカーボンを目標に掲げる議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例」が全会一致で可決・成立し、持続可能な脱炭素社会づくりを県民総参加で実現するため、長野県は行動計画の策定を求められました。そこで、長野県は、2050 ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、第四次長野県地球温暖化防止県民計画及び長野県脱炭素社会づくり条例に基づく第一次の行動計画となる「長野県ゼロカーボン戦略」を令和 3 年（2021 年）6 月に策定しました。長野県ゼロカーボン戦略は、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても一体的に整理し、農業、生態系、自然 災害などの各分野における気候変動影響とそれに対する長野県の適応策をまとめました。

## 2 地球温暖化に関するアンケート結果

調査期間：令和4年（2022年）9月1日～9月30日

対象者：町メール配信サービス登録者3,017人

調査方法：インターネット 質問数：全14問 回答者数：237人

	設問	R4 件数	R4 %	前回 (H18) %
問 1	あなたの年齢を選択してください			
	10歳代	2	0.8	2.6
	20歳代	6	2.5	7.7
	30歳代	16	6.8	10.9
	40歳代	71	30.0	12.8
	50歳代	63	26.6	22.0
	60歳以上	79	33.3	44.0
問 2	あなたは地球温暖化問題についてどの程度知っていますか？			
	よく知っている	23	9.7	24.0
	ある程度知っている	173	73.0	61.1
	聞いたことはあるが内容はあまり知らない	35	14.8	13.2
	まったく知らない	2	0.8	0.4
	無回答	4	1.7	1.3
	合計	237	100.0	100.0
問 3	再生可能エネルギー（太陽光・水力・風力など）の利用について、国が推進していることをご存じですか。（いずれか1つ）			
	よく知っている	37	16.7	12.3
	ある程度知っている	143	64.7	50.5
	聞いたことはあるが内容はあまり知らない	35	15.8	33.7
	まったく知らない	2	0.9	2.4
	無回答	4	1.8	1.1
	合計	221	100.0	100.0
問 4	再生可能エネルギーについて、あなたがすでに知っているものを教えてください。（複数回答可）			
	太陽光発電	233	22.4	14.7
	太陽熱発電	65	6.2	18.1
	風力発電	226	21.7	17.2
	小水力発電（ダムなどを使わない小規模な水力発電）	131	12.6	新規
	廃棄物発電・熱利用（ごみ焼却熱を活用する）	132	12.7	11.6
	バイオマス発電・熱利用（間伐材などの有機物を活用する）	156	15.0	5.1
	コーチェネレーション（石油やガスでの発電にともなう廃熱を回収し熱利用する）	38	3.6	2.4
	温度差エネルギー（温泉、下水、河川などと大気の温度差により、発電や熱利用をする）	50	4.8	6.6
	その他	11	1.1	24.0
	無回答	0	0.0	0.3
	合計	1,042	100.0	100.0
問 5	再生可能エネルギー設備の、家庭への導入についてお伺いします。 (1)ご家庭での導入について、どのようにお考えですか。			
	既に導入済みである	48	20.3	
	導入を検討している	6	2.5	
	導入に興味がある	92	38.8	
	導入するつもりはない	81	34.2	
	その他	10	4.2	
	合計	237	100.0	
	(2)(1)で「既に導入している」と回答された方にお聞きします。具体的にどのような再生可能エネルギーを活用されていますか。			
	太陽光発電	46	95.8	26.7
	太陽熱発電	2	4.2	43.3
	ソーラーシステム	0	0.0	13.3
	電気自動車・クリーンエネルギー自動車	0	0.0	16.7
	その他	0	0.0	0.0
	無回答	0	0.0	0.0
	合計	48	100.0	100.0

	設問	R4 件数	R4 %	前回 (H18) %
問 5 つ づ き	(3) (1)で「導入を検討している」または「導入に興味がある」と回答された方にお聞きします。具体的にどのような再生可能エネルギーを利用したいとお考えですか。			
	太陽光発電	16	16.4	新規
	太陽熱発電	2	2.0	
	ソーラーシステム	5	5.1	
	電気自動車・クリーンエネルギー自動車	2	2.0	
	その他	72	73.5	
	無回答	1	1.0	
	合計	98	100.0	
	(4) (1)で「導入するつもりはない」と回答された方にお聞きします。利用したくないと考えた理由はなぜですか。(複数回答可)			
	価格が高額だと考えているから	44	30.8	30.1
	期待通りの性能が得られるかどうかわからないから	25	17.5	16.2
	現在の住まいでは設置場所がないと考えているから	34	23.8	20.6
	現在利用している設備が無駄になるから	6	4.2	5.1
	手入れや操作が難しそうだから	13	9.1	12.5
	機器を設置すると住まいの外観が損なわれると考えているから	3	2.1	2.2
	これらの再生可能エネルギーについて知らなかった	3	2.1	5.9
	再生可能エネルギーについては関心がなかったから	2	1.4	1.5
	その他	13	9.1	5.9
	合計	143	100.0	100.0

問 6	再生可能エネルギーへの下諏訪町の取り組み姿勢について、あなたの意見を教えてください。 (1)国・県や各企業のエネルギー対策とは別に、下諏訪町としてどの様に取り組むべきだと思いますか。(最も重要だと考えるもの1つ)			
	多少コストはかかるても、町主体で積極的に取り組み環境にやさしいまちづくりを推進すべきである	62	26.2	51.6
	国・県の指導のもとに、諏訪圏で広域的に進めていくべきである	100	42.2	34.0
	民間企業の取り組みを主軸に据え、企業への支援を充実するべきである	28	11.8	新規
	志ある民間団体や個人の支援を進め、官民で連携した取り組みを計画するべきである	38	16.0	
	取り組む必要はない	5	2.1	1.1
	その他	3	1.3	4.1
	無回答	1	0.4	9.2
	合計	237	100.0	100.0
	(2)具体的に、再生可能エネルギー導入についてどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答可)			
	学校など、公共施設への各種発電設備の導入	170	24.3	16.6
	防災拠点となる施設に太陽光発電などを導入	158	22.5	
	公用車へ電気自動車やハイブリッド自動車を率先して導入	70	10.0	10.9
	観光や環境学習を目的とした発電設備の導入(モニュメント・シンボルタワー等)	26	3.7	3.8
	町内の住民・企業に対する再生可能エネルギー導入についてのPR	133	19.0	16.3
	町内の住民・企業に対する再生可能エネルギー導入に対する補助金などの助成	136	19.4	13.5
	上記のいずれも必要ない	4	0.6	0.2
	その他	4	0.6	37.0
	無回答	0	0.0	1.7
	合計	701	100.0	100.0

問 7	町内で太陽光発電や風力・太陽光ハイブリッド発電を導入する場合、どのような利用方法が良いと思いますか。(複数回答可)			
	公園や緑地に導入し環境共生型の施設とする	105	18.4	21.9
	街灯や案内表示電光掲示板などに導入する	121	21.2	20.7
	公共施設へ導入し、自然エネルギーを利用した環境にやさしい施設とする	145	25.4	31.0
	町体育館、町役場、学校のような公共大型建築物に導入し、防災拠点として活用する	190	33.3	23.4
	その他	9	1.6	0.5
	無回答	0	0.0	2.5
	合計	570	100.0	100.0

	設問	R4 件数	R4 %	前回 (H18) %
問 8	家庭での太陽光の利用について、あなたの意向を教えてください。 どのような条件が整えば、住宅用太陽光発電システム・太陽熱温水器等の導入に対し、より前向きに考えようと思いますか。（特に重要なもののひとつ）			
	機器代や光熱費等のトータルコストが割安になれば	130	54.9	54.6
	省エネや環境保全効果など、個人による導入の必要性が納得できれば	19	8.0	7.9
	行政や企業等が率先して導入を進めれば	13	5.5	3.4
	機器購入・設置、補助金交付申請など、マニュアル的な情報が提供されれば	50	21.1	10.9
	近所・職場など、身近に導入する例が見られるようになれば	8	3.4	10.3
	その他	17	7.2	2.6
	無回答	0	0.0	10.3
合計		237	100.0	100.0
問 9	再生可能エネルギー導入促進のため、住宅用太陽光発電システムやクリーンエネルギー自動車など再生可能エネルギーの機器設置・購入に対して、国の助成制度があることをご存知でしたか。（いずれか1つ）			
	よく知っている	41	17.3	11.7
	詳しいことを知りたいが問い合わせ先が分からない	22	9.3	59.6
	聞いたことはあるが内容はわからない	159	67.1	9.5
	興味がない	8	3.4	8.6
	その他	6	2.5	4.3
	無回答	1	0.4	6.3
	合計	237	100.0	100.0
問 10	電気自動車・クリーンエネルギー自動車についてお伺いします。 (1)電気自動車・クリーンエネルギー自動車の導入についてどのようにお考えですか。（いずれか1つ）			
	既に利用している	10	4.2	1.3
	購入を予定・検討している	4	1.7	1.9
	将来的には購入しても良い	152	64.1	55.5
	将来的にも購入することはない	22	9.3	11.9
	わからない	39	16.5	23.1
	無回答	10	4.2	6.3
	合計	237	100.0	100.0
	(2)(1)で「購入を予定・検討している」または「将来的には購入しても良い」と回答された方にお聞きします。今後どのような変化があれば購入の決め手になりますか。（回答は2つまで）			
	コストダウンが進めば	97	35.4	新規
	補助制度が充実すれば	58	21.2	
	車種が増えて選択肢が充実すれば	55	20.1	
	充電ステーションが増えれば	60	21.9	
	その他	4	1.5	
	合計	274	100.0	
問 11	全国的に再生可能エネルギーや省エネルギー関連のボランティア活動やNPO、NGO組織があり、活発に運動していますが、あなたの考え方を教えてください。（いずれか1つ）			
	既に参加している	1	0.4	0.2
	許す範囲で参加してみたい	80	33.8	48.1
	関心がない	132	55.7	29.1
	その他	24	10.1	11.0
	無回答	0	0.0	11.6
	合計	237	100.0	100.0
問 12	エネルギー資源の節約や地球温暖化対策に対しては、再生可能エネルギー導入とともに、省エネルギーも重要な課題です。省エネルギーについて、あなたの取り組み姿勢を教えてください。 (1)あなたは省エネルギーについてどのようにお考えですか。（いずれか1つ）			
	日頃から、環境のために省エネルギーを心がけている。	53	22.4	22.7
	日頃から、家計節約のために省エネルギーを心がけている。	106	44.7	48.8
	あまり省エネルギーをしていないが、環境のために今後行っていきたい。	33	13.9	14.7
	あまり省エネルギーをしていないが、家計節約のために今後行っていきたい。	31	13.1	8.2
	省エネルギーを行っていない。	13	5.5	0.6
	無回答	1	0.4	5.0
	合計	237	100.0	100.0

	設問	R4 件数	R4 %	前回 (H18) %
問 12 つづき	(2)(1)で「日頃から、環境のために省エネルギーを心がけている」又は、「日頃から、家計節約のために省エネルギーを心がけている」を選んだ方だけにお伺いします。家族で実行できる「省エネルギー方法」の中で、どのようなことを実行されていますか。（複数回答可）			
	照明やテレビ、パソコン、ステレオなどのスイッチをこまめに消す	137	13.8	12.7
	長時間使用しない電気機器は主電源を切ったり、コンセントからプラグを抜く	79	7.9	9.2
	エアコンを冷えすぎたり、温まり過ぎないように適正な温度を設定している	99	10.0	5.4
	長時間使用しない部屋の冷暖房はひかえる	88	8.9	7.9
	冬は、部屋の保温に心がける（例：カーテンの利用、暖房機の位置など）	88	8.9	8.4
	シャワーで温水を使うときは、水栓の開け閉めをこまめにする	63	6.3	5.1
	風呂の残り湯を洗濯に使う	50	5.0	6.6
	冷蔵庫の開閉はできるだけ少なく、また短時間にする	87	8.8	9.5
	通勤やレジャーには、マイカーの利用を控え、バスや鉄道などを利用する	11	1.1	6.0
	近くであれば、マイカーの使用は控え、歩くや自転車で出かける。	65	6.5	1.1
	自動車やバイクの運転では、急発進・急停車、無用なアイドリングはしない	86	8.7	7.6
	自動車の購入に際しては燃費を重視している	62	6.2	9.0
	電気製品の購入に際しては「省エネタイプ」を重視している	78	7.8	5.9
	その他	1	0.1	0.9
	無回答	0	0.0	4.7
	合計	994	100.0	100.0

問 13	(1)省エネルギーの観点では生ごみの分別が非常に効果的です。下諏訪町には生ごみリサイクル事業という制度があるのをご存じですか。			
	既に参加している	63	26.6	新規
	興味はあるが参加していない	102	43.0	
	聞いたことはあるが興味はない	49	20.7	
	まったく知らない	22	9.3	
	無回答	1	0.4	
	合計	237	100.0	
	(2)(1)で「興味はあるが参加していない」と回答された方にお伺いします。参加にあたって障がいになっているものは何ですか。（複数回答可）			
	仕組みがよくわからない	41	32.0	新規
	手間がかかりそう	53	41.4	
	近所付き合いは面倒	20	15.6	
	その他	14	10.9	
	合計	128	100.0	

問 14	再生可能エネルギー・省エネルギーについて、検討して欲しいことや興味のあること、アイデアなどがありましたらご自由に記入をお願いします。			
	○太陽光発電			
	・太陽光発電で発電したエネルギーを自治体で買い取り運用を行う。			
	・今後新築を計画している人には、ソーラーを呼びかけていたら、きっかけとしては良いのでは。			
	・太陽光発電等は必要不可欠なグリーンエネルギーです。町民皆が前向きになるにはコストです。政府や町はキレイごとだけでなくコスト面について真剣に取り組むべきでは！中電の買い取り価格なんて馬鹿にしてるよね！			
	・太陽光パネルの設置をもっと安くできるようにしてほしい。			
	・諏訪湖の上にソーラーパネルを設置し諏訪全体で利用する。			
	・住民に向けた太陽光発電システムの勉強会と、各家庭導入時、住居に設置するに当たっての注意点の判り易い説明を検討していただきたいと思います。			
	・公共施設に太陽光発電を導入。			
	・自然を壊さない太陽光発電は、進めても良いのではないかとかんがえます。			
	・太陽光発電の買取り価格が安すぎる。もっと高くないとメリットが出ない。機器代金が高すぎる。とくに電池。			
	・公共施設などの日当たりが良い場所への太陽光発電の設置。			
	・各家庭にソーラーパネルがあり蓄電池の購入を考えているかのアンケートをとり多ければメーカーに代数のまとめ買いの交渉をし安く提供してもらう。希望メーカーもアンケートをとる。			
	○風力発電			
	・諏訪湖の近くは風も強く、太陽の光を遮る物もないため、発電施設や避難所の防災設備の推進が出てくると思います。場所的に水害が一番想定されるが、災害に強い町・再生エネルギーに取り組める環境だと感じています。			
	・赤砂崎公園、湖畔沿い、山などへの風力発電の設置など。			
	○小水力発電			
	・観光地として街灯などはもっと多く設置すべきだと思いますしライトアップ等も積極的に取り組むべきだと思います。反面小規模な小水力発電など見た目にも興味を引く発電システムの導入は街のイメージアップにもつながっていくと思います。			
	・小規模水力発電を推進して下さい。水じたいを使わないので、権利関係を整備すれば可能ではないのでしょうか。			

#### ○電気自動車

- ・電気自動車は、充電するのに大量の電力を消費するので自治体で導入する案が有れば掘り下げて検討して下さい。

#### ○地中熱（温泉）

- ・諏訪圏の6市町村の中でも恵まれた下諏訪町の持つ温泉という資源を生かしつつ、省エネルギーへの取り組みとしてできることを述べる。かつてからある共同温泉の利用の促し。個別の家庭で湯を沸かすなどより、共同浴場を利用した方がはるかに省エネルギーにもなるのではないか？ 積極的に共同湯を利用する家庭や個人には温泉ポイントを付与し、地域限定通貨（下諏訪スタンプ！？みたいな）のような利用方法で広く展開するなど。
- ・下諏訪の温泉は高温なので、エネルギー利用できたら良いと思うが。温泉は現在でもトラブルが多いから難しいのであろうか？
- ・温泉熱や地中熱利用。
- ・温泉地熱発電は下諏訪町では可能なのでしょうか。
- ・下諏訪町には温泉という資源があるので利用できる仕組みをつくってほしいです。
- ・温泉を暖房や発電に利用して雇用創成、エネルギー自給をすすめる。
- ・温泉熱の利用。
- ・地熱発電等。地の利を生かせるのではないかと思います。

#### ○補助金

- ・町独自の補助金を作つてほしい、ソーラー発電をしたいがコスト的な問題で迷っている。
- ・新築家屋に対しての再生可能エネルギー、省エネルギーの推進と補助金、減税処置。
- ・具体的な環境保全の行動（片手間でできることだとなおよし）、どのような補助があるか少しづつでも知ることができればうれしい。
- ・設備及び購入費用に対して、国・地方自治体の多分なる補助をしていだいて、導入が容易にできると良いと思う。
- ・ソーラーパネル導入の支援が必要です。
- ・太陽光発電システムとか蓄電池システムの補助金を町でもしてほしい。
- ・補助の充実
- ・購入時の補助以外に町の予算を使わずコツコツ自家処理している個人、家庭に対しても目を向けてもらえればありがたいです。
- ・蓄電池などの補助金をお願いします。
- ・導入の為の補助金の増額（もしくは全額）を検討してほしい。その為の条件も定める必要があると思います。全額補助であれば、かなり関心を持つと思います。
- ・蓄電池の補助金を半額。
- ・再生可能エネルギーを導入するにあたって低コストであれば、拒む人はいないのではないかと思います。積極的に導入が進むように補助金などが1番有効なのではないでしょうか。

#### ○自然環境・森林保全

- ・樹木伐採してのソーラーパネル設置は考え直す必要があると思う。災害、CO<sub>2</sub>吸収も考えて。建物の屋上を活用していく方が良いと思う。
- ・再生可能エネルギーを導入することは良いと思うが、設置する際の自然環境への負荷はぜひ検討して欲しい。（設置することだけが良いこととは思わない）
- ・山や土手など木々を広範囲にわたって伐採し太陽光パネルを設置するのはやめてください。水質悪化、土砂崩れ、動物の居場所が狭くなるなど環境破壊エネルギーとなります。
- ・また、山を切り開いてのメガソーラー建設中止を近隣市区町村にも訴えかけてください。
- ・再生可能エネルギーは理想論です。現実論に立つて発電について考えてください。国には原子力発電（長野県においては地理的に無理ですが）の再稼働、新設を要望してください。

#### ○生ごみリサイクル

- ・生ごみリサイクルは町内全家庭参加とする。
- ・下諏訪町の生ごみリサイクルは、他地区の方から非常に素晴らしいと言われています。今後はフードロスの観点から、町内の小売店やスーパーの賛同を得て定期的に賞味期限の違いものを無償で提供する、物々交換をする場を設けてみてはと考えます。子ども食堂やコロナによる低所得世帯もあり物が買えない買ひづらい世帯もあると思いますが、私を含めて「気兼ねなく」物を譲り合える町なら良いなと思います。
- ・全世帯が生ごみリサイクルに参加するべき。
- ・生ごみのリサイクル事業はとても助かっているので、今後も続けて欲しい。

#### ○周知・アピール

- ・下諏訪町としてアピール不足だと思う。いろいろな制度や助成について、知らないことが多かった。きちんと広報などで周知してほしい。
- ・下諏訪町配信メールはありますがアプリ対応をして欲しいです。年配の方や、学生の年代の方は新聞や学校などで知識を得てると思いますがその間の年代の方は余り知らない方が多数かと思います。
- ・下諏訪町での省エネや再生可能エネルギーの活動のスローガン（長期的、短期的）を掲げて、町のシンボルとしていけたら良い。
- ・保育園や学校教育での啓蒙活動。
- ・町民に分かりやすく説明、再生エネルギーの良さをもっと伝える。
- ・環境にとってよい取り組みなどの情報をみんなが知れるようにイベントや情報誌でもっと発信してほしい。

#### ○イベント

- ・「電気のない生活をしてみようイベント」で、人がいかに電力に依存しているかを体験的に理解してもらう。
- ・公民館や一般人対象の教室などでPR講習会。

### ○プラスチックの資源化

- ・駅前にリサイクルステーションがあり、助かっていますが、食品ケースまたは蓋のプラスチックが町としての方針でリサイクルの対象になっていない。是非集めてもらいたい。
- ・日々、買い物をすると大量のプラスチックが出る。それを一つ一つ洗い、資源回収に出しているが、けっこう労力がかかる。コンビニとかで売る商品が紙製の梱包になれば、すぐ燃えるごみとして捨てることができて便利と思う。家の断熱や生ごみのコンポストはやってみたいと思いながらできていない。

### ○取組方針

- ・先行投資をどのようにしたらしいかが課題だと思います。町が個人住宅の屋根を借り上げて太陽光パネルなどを設置し、負担を減らすなど、出来れば良いと思います  
ただ漠然と環境や再生エネルギーを知らしめても実際各家庭や事業所が取り入れられる具体的なモノ(物)とは何か、どのくらいの物でどれほどの規模のエネルギーとなるのか、導入コスト(初期費用等の負担)はどれほどなのか、メンテナンスや取替時期の必要性とコスト、金銭面で今後の補助等の見通し、低所得者でも取り入れられるような機器の安価なリース制度の導入、下諏訪町として目指す直近や今後の具体的な目標内容と道先、良い点とリスクなど、10年先までの継続使用を見越した丁寧な説明や推進も考えてリーダーシップを町中心にとってほしいです。本気でやるならば町をあげて取り組んで、いつかは当たり前のように再生エネルギーが使われる場所になれたら人口が減るいっぽうの下諏訪に新しいサービスや可能性が生まれるように思います。
- ・一般家庭、個人でできることは既にかなりやっていると思うし成果も限られる。  
大きな成果を出すには広域圏での長期視点に立った取組が不可欠である。  
諏訪地方のように狭い地域で複数の自治体がバラバラな取組をしていては大きな成果は期待できない。SDGsを進めるためにも前提として自治体運営のレベルアップが必須条件である。
- ・技術開発に力を入れる。支援制度の充実、特に国レベル。
- ・諏訪の豊かな自然を活かした再生可能エネルギーを前面に押し出した複合施設など、魅力的な場所があると地元としても、観光地としても、移住地としても活性化するのではないか。
- ・まず、実行する事が大事と考える。
- ・街として再生可能エネルギーに取り組んで、各家庭に還元できませんか?
- ・再生可能エネルギー100%を目指す下諏訪町。
- ・働く時間を効率よく使いエネルギー消費を集中させる。
- ・地味ではありますが、普段行なっていることの見直し、色んな角度から観るとなるほどこんなことがあったのか、なんてことが出てくると思います。
- ・インフラに関しては一地方自治体でなんとかなるレベルではなく国レベルの問題である。国が主体的に動くよう、地方自治体として働きかけを積極的に行うべき。加えて、町としては、住民への補助対応が一番効果的だと思う。
- ・エネルギーとかデカい事言つてないで、町に学校（専門学校とか）を誘致して欲しい。高齢化著しい中で既に町の存在が省エネルギーなんですよ。町を活性化する話を先にして欲しいし、アンケートとともにとて欲しい。町が無くなれば、人が居なくなれば自然と省エネルギーになっていきますよ。そういうでしょ？
- ・防災士制度のように講習を受けたり積極的な活動に取り組んでいる人対象に【認定制度】を策定する。
- ・【省エネ都市宣言】をする。
- ・町職員や議員、町の有志や希望者の先進町視察を計画する。
- ・気軽に、手軽に、低成本で出来るものでないと、なかなか広まらないとおもいます。国の指示待ちではだめ。なるべく早く取り組むべき。
- ・町独自で電気をつくり各家庭に安値で供給。
- ・快適な生活を追い求め過ぎていると思います。少し謙虚な気持ちが必要だと思います。
- ・町のPRだけにとらわれず、使用電力の小さい物や、災害時に役立つなど現実的な面から整えて欲しい。環境への配慮は考えていきたいけど、コストもかかるので町民の負担が増えすぎないようにしてもらえるとありがたい。
- ・太陽光エネルギー以外の再生可能エネルギーに対しても十分検討して頂きたい。
- ・各家庭での再生エネルギー化に対する情報提供や補助金などをもっとして欲しい。  
再生エネルギーへの移行をやりやすい地域になり、少しずつでも、自力で電気を作れる環境作りを推進して欲しい。
- ・先駆的な取り組みから注目を浴びることにより、下諏訪町を活性化できるといいなと思う。
- ・自宅に設備導入するとして、その後何年もつか、どのような廃棄になるのか、まで示してもらえたと、未来のために自信を持って導入できたり、他の資源についてもそのような考えが出来ると思います。
- ・先駆的な取り組みをする町であってほしい。町のリーダーに当たる人の理解を進めてほしい。

### 3 下諏訪町地球温暖化対策実行計画策定の経過

#### 1 住民意見の聴取

開催日	会議名	主な検討内容
令和4年 9月1日	「地球温暖化対策」に関する アンケート調査 (~9月30日)	対象者：町メール配信サービス登録者3,017人 調査方法：インターネット（L o G o フォーム） 質問：全14問 回答者数：237人
11月25日	実行計画案パブリックコメントの実施 (~12月23日)	対象者：一般町民 募集方法：町ホームページ、住民環境課窓口閲覧 意見提出者：3人 提出件数：6件

#### 2 下諏訪町環境審議会

##### (1) 委員名簿

五十音順、敬称略

区分	氏名	現職等	備考
学識経験者	有賀 守	区長会長	
行政機関	小川 滋	県水産試験場 諏訪支場長	
行政機関	是永 剛	諏訪地域振興局 環境課長	
学識経験者	坂本 真一	校長会代表	
学識経験者	篠遠 正光	町農業委員会 会長	
学識経験者	瀧田 瞳美	町保健補導委員会 連合会長	
学識経験者	常田 栄二	町衛生自治会 連合会長	会長
町議会	森 安夫	町議会議長	
学識経験者	安田 弘	商工会議所 専務理事	

注) 任期：令和4年1月1日から令和5年12月31日まで

##### (2) 審議経過

開催日	会議名	主な検討内容
令和4年 5月6日	第1回 環境審議会	委嘱書交付、会長の選任、町長から環境審議会へ計画一部見直しの諮詢
7月28日	第2回 環境審議会 (書面開催)	再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドラインの一部改正
11月上旬	第3回 環境審議会 (書面開催)	実行計画書の草案
令和5年 2月9日	第4回 環境審議会	環境基本計画・実行計画の最終案、答申書案
2月9日	答申	常田会長から宮坂町長に答申

### 3 下諏訪町地球温暖化対策実行計画策定委員会

#### (1) 委員名簿

五十音順、敬称略

区分	氏名	現職等	備考
団体	岡田 仁志	ものづくり支援センターしもすわ コーディネーター	
学校	片倉 栄一	下諏訪北小学校 環境係	
PTA	小松 理恵	下諏訪南小学校 P T A 副会長	
個人	今野 英彦	一般公募	
企業	今野 由香里	合同会社 chiko 代表	会長
個人	佐藤 広子	一般公募	
団体	登内 秀幸	下諏訪町環境基本計画推進委員会 副委員長	
企業	長崎 功	サンケイ商事 代表	
個人・団体	中村 義幸	長野県地球温暖化防止活動推進員・諏訪湖浄化推進「和限」	
団体	成澤 孝子	下諏訪町生ごみリサイクル推進委員会 委員	
団体	宮坂 充英	第10区衛生自治会 相談役	副会長

注) 任期 : 令和4年6月5日から令和5年3月31日まで

#### (2) 審議経過

開催日	会議名	主な検討内容
令和4年 6月5日	第1回 策定委員会	委嘱書交付 11名、正副会長の選出、策定計画の概要説明、今後のスケジュール
6月23日	第2回 策定委員会	委員からの提案、実行計画（区域施策編）の策定、再生可能エネルギー設備のガイドラインの改正
7月12日	第3回 策定委員会	実行計画策定、再生可能エネルギー設備のガイドラインの改正、研修視察、再エネ・省エネアンケート実施
8月25日	第4回 策定委員会	実行計画書（素々案）、研修視察、再エネ・省エネアンケート実施
9月29日	視察研修	落合水力発電所【小水力発電】 下諏訪町清掃センター【資源循環】 下諏訪町生ごみリサイクルセンター【食品ロス】 諏訪湖浄化推進「和限」ヒシ処理場【バイオマス】 あやめ源湯発電所（諏訪市）【地熱・温泉熱発電】
10月31日	第5回 策定委員会	実行計画書（素案）、研修視察報告、再エネ・省エネアンケート結果、イベント検討
令和5年 1月26日	第6回 策定委員会	実行計画の最終案、答申書案
2月9日	答申	今野会長から宮坂町長に答申

## 4 下諏訪町地球温暖化対策実行計画見直しの経過

### 1 下諏訪町環境審議会

#### (1) 委員名簿

五十音順、敬称略

区分	氏名	現職等	備考
行政機関	上島 剛	県水産試験場 諏訪支場長	
学識経験者	大和 久子	町農業委員会 会長	
学識経験者	長崎 修	町衛生自治会 連合会長	会長
町議会	中山 透	町議会議長	
学識経験者	野村 修治	校長会代表	
学識経験者	安田 弘	商工会議所 専務理事	
学識経験者	山口 広志	区長会長	
行政機関	山本 一海	諏訪地域振興局 環境課長	

注) 任期：令和6年1月1日から令和7年12月31日まで

#### (2) 審議経過

開催日	会議名	主な検討内容
令和7年 9月25日	第1回 環境審議会	委嘱書交付、町長から環境審議会へ計画一部見直しの 諮詢
12月4日	第2回 環境審議会	環境基本計画改定の素案（書面開催）
令和8年 2月 日	第3回 環境審議会	環境基本計画改定の最終案、答申書案
2月 日	答申	長崎会長から宮坂町長に答申

# 資料4 下諏訪町環境基本条例

平成13年12月21日  
町条例第21号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策
  - 第1節 施策の基本方針(第6条—第8条)
  - 第2節 環境の保全及び創造に関する施策(第9条—第18条)
  - 第3節 施策の推進体制(第19条・第20条)
- 第3章 下諏訪町環境審議会(第21条—第30条)

## 前文

私たちの下諏訪町は、豊かな森林とそこではぐくまれた清らかな水の流れそして眼下の諏訪湖など、多様性に富む自然環境の恵みのもとで、歴史を刻み、文化を築き上げてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、資源やエネルギーの大量消費を伴い、大気や水を汚し、豊かな自然や居住環境や生活文化が損なわれるおそれを生じさせている。また、すべての生物の生存基盤である地球規模での環境問題も生じている。

すべての住民は、健全で豊かな環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

ここに、町民憲章を尊重し、すべてのものの参加と連携の下、自然と人が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができるまちを築くため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに町、事業者及び住民(滞在者及び観光客を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

- 第2条 環境の保全及び創造は、住民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、良好な環境を将来へ引き継いでいく責務を有することを認識して行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることで、自然と人との共生が確保されるように行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の適切な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会が構築されるよう、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するように行わなければならない。

### (町の責務)

- 第3条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 町は、自らの環境の保全及び創造に資する取組を率先して実行するとともに、住民及び事業者(以下「住民等」という。)の環境の保全及び創造に資する取組を支援するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

- 第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する社会的な責任を認識し、環境への負荷を低減するとともに、公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動にかかる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

#### (住民の責務)

- 第 5 条 住民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

## 第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的施策

### 第 1 節 施策の基本方針

#### (施策の基本方針)

- 第 6 条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく各種の施策を相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺等における多様な自然環境の保全及び創造を行い、自然と人とが共生する良好な環境を確保すること。
- (2) 大気、水及び土壤等の自然の構成要素を良好に保全することにより、人の健康の保護並びに生活環境の保全及び創造を図ること。
- (3) 住民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある生活空間を形成し、並びに自然環境と一体になった美しい景観及び地域の歴史的文化的な特性を生かした快適な生活環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環利用及びエネルギーの有効利用等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を築くこと。
- (5) 環境の保全及び創造への取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

- (6) 環境の保全及び創造に関する意識の高揚を図るとともに、施策を効率的かつ効果的に推進するため、町及び住民等が協調して取り組むことのできる社会を築くこと。

#### (環境基本計画)

- 第 7 条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下諏訪町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、住民等の意見が反映されるよう努めるとともに、下諏訪町環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 町長は、環境基本計画を定めたときには、これを公表しなければならない。

- 5 町長は、環境基本計画の適切な運用及び進行管理を行い、必要に応じて環境基本計画を変更するものとする。

- 6 第 3 項及び第 4 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (環境の状況等の公表)

- 第 8 条 町長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

### 第 2 節 環境の保全及び創造に関する施策

#### (規制的措置)

- 第 9 条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

#### (経済的措置)

- 第 10 条 町は、住民等が自ら行う環境への負荷を少なくするような施設の整備等に対し、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (施設の整備等)

- 第 11 条 町は、環境の保全及び創造に資する公共施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び監視体制の整備)

第 12 条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を実施するため、必要な監視、測定及び調査の体制を整備するよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進)

第 13 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、住民等による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(住民等の自発的活動の促進)

第 14 条 町は、住民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 15 条 町は、住民等が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これに資する活動の意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 町は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地域環境の保全)

第 17 条 町は、自然環境及び水環境の保全及び継承に積極的に対処し、地域環境の保全のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、集水域の浄化等諏訪湖の環境保全に当たっては、住民等及びその他関係機関と充分な連携を取りながら施策の推進に努めるものとする。

3 町は、八島高原その他の自然環境及び歴史的環境を適切に保全し、将来に継承するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 18 条 町は、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に関して、地域において取組が可能な施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 20 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力するものとする。

**第 3 章 下諏訪町環境審議会**

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため下諏訪町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 22 条 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて調査審議するほか、当該事項について町長に意見を述べることができる。

(1) 下諏訪町環境保全に関する条例(昭和 47 年下諏訪町条例第 18 号)に規定する事項

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町議会議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 24 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 25 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて町長が委嘱する。

3 専門委員は、専門の事項について調査が終わったときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第 28 条 審議会の委員の報酬は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 45 年下諏訪町条例第 3 号)により支給する。

(幹事)

第 29 条 審議会に、必要があるときは幹事を置くことができる。

〈以下省略〉

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。(補則)

第 30 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、町長が定める。



出典：環境省「デコ活」

## 資料5 下諏訪町環境基本計画 検討体制

### ●第3次計画策定時

環境審議会 委員名簿

五十音順、敬称略

区分	氏名	現職等	備考
町議会	金井敬子	町議会議長	
学識経験者	唐澤勲	町衛生自治会 連合会長	委員長
学識経験者	唐澤裕子	校長会代表	
行政機関	是永剛	県諏訪地域振興局 環境課長	
学識経験者	篠遠正光	町農業委員会 会長	
学識経験者	數納隆利	区長会長	
学識経験者	樋口敦子	町保健補導委員会 連合会長	
行政機関	降幡充	県水産試験場 諏訪支場長	
学識経験者	安田弘	商工会議所 専務理事	

注) 任期: 令和2年1月1日から令和3年12月31日まで

### ●第3次計画見直し時

環境審議会 委員名簿

五十音順、敬称略

区分	氏名	現職等	備考
行政機関	上島剛	県水産試験場 諏訪支場長	
学識経験者	大和久子	町農業委員会 会長	
学識経験者	長崎修	町衛生自治会 連合会長	会長
町議会	中山透	町議会議長	
学識経験者	野村修治	校長会代表	
学識経験者	安田弘	商工会議所 専務理事	
学識経験者	山口広志	区長会長	
行政機関	山本一海	諏訪地域振興局 環境課長	

注) 任期: 令和6年1月1日から令和7年12月31日まで

# 資料6 用語集

---

## 【英字・数字】

### ◆ B E M S [ベムス] (Building Energy Management System)

ビルのエネルギー管理システムのこと。機器や設備の運転管理により、エネルギー消費量を見える化し、効率よく管理、運用するシステム。

### ◆ E S G 投資

環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の要素も考慮し、投資対象を選別することを指す。

### ◆ E V (電気自動車) (Electric Vehicle)

外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用い、電動モーターを動力源として走行する自動車。CO<sub>2</sub> は排出されない。

### ◆ F C V (水素自動車)

燃料電池自動車。燃料電池で水素と酸素の化学反応による電気を取り出してモーターを回す自動車。排ガスを出さず、水のみが排出される。

### ◆ G T F S [ジー・ティー・エフ・エス] (General Transit Feed Specification)

一定のルールに沿って作られた TXT ファイル群で構成された、“公共交通の情報を利用者に届ける”手段のひとつとして世界で普及が進み、多くの地域でオープンデータとして公開されています。バスだけでなく、鉄道・バス・船・飛行機など、様々な公共交通に利用することができます。

### ◆ H E M S [ヘムス] (Home Energy Management System)

住宅のエネルギー管理システムのこと。家庭内で電気を使用している機器について、一定期間の使用量や稼働状況を把握し、電力使用の最適化を図るための仕組み。

### ◆ J クレジット制度 [ジェイクレジット]

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

### ◆ S D G s [エス・ディー・ジーズ] (Sustainable Development Goals)

2030（令和 12）年までに国際社会全体が取り組むべき『持続可能な開発目標』。17 の目標と更に具体化した 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

### ◆ Z E B [ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル] (Net Zero Energy Building)

ビルの室内環境を快適にしながら、建物で消費する年間一次エネルギー収支をゼロにすることを目指した建物。省エネの推進、再生可能エネルギーの導入などによりエネルギー消費量を正味ゼロにすることを目指す。

### ◆ Z E H [ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス] (Net Zero Energy House)

住宅の室内環境を快適にしながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。省エネの推進、再生可能エネルギーの導入 再生可能エネルギーの導入 再生可能エネルギーの導入 再生可能エネルギーの導入などによりエネルギー消費量を正味ゼロにすることを目指す。

## 【あ行】

### ◆インバータ

直流を交流に交換するための電源回路・装置。エネルギーを効率良く使うことができる。

### ◆うちエコ診断

環境省が実施している、各家庭の省エネルギー対策・地球温暖化対策を診断するサービス。各家庭のエネルギー消費量、二酸化炭素排出量に合わせた対策をうちエコ診断士が提案する。

### ◆エコドライブ

燃料消費量やCO<sub>2</sub>排出量を減らすための運転技術や心がけ。ゆとりのある運転となるため、安全運転にもつながる。

### ◆エシカル消費

環境や人権に対して十分に配慮された商品やサービスを選択して買い求める。

### ◆温室効果ガス

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体のこと。二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)などがある。

## 【か行】

### ◆カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸收量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。2020(令和2)年10月、政府は2050(令和32)年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

### ◆環境負荷の低い自動車(低公害車)

ハイブリッド自動車、EV車、プラグインハイブリッド自動車、FCV車、クリーンディーゼル自動車などの大気汚染物質(窒素化合物及び一酸化炭素、二酸化炭素など)の排出が少い自動車。

### ◆間伐

森林環境を保全しながら木を育てていくために、成長していない木や、日光が入るために適度な間隔で木を伐採する作業。

## 【さ行】

### ◆再生可能エネルギー

自然界で起こる現象から取り出すことができる繰り返し使用可能なエネルギーのこと。具体的には、太陽光、水力、バイオマスエネルギーなどがある。

### ◆省エネ診断

エネルギー使用や設備・機器の管理などについて、省エネルギーの専門家が診断し、省エネルギー対策について改善の提案を行うサービス。家庭や中小企業などを対象とした無料の診断サービスもある。

### ◆小水力発電

「再生可能エネルギー」のひとつ。一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電する方法。厳密な定義はないが、出力1,000kW以下のものを「小水力発電」という。

### ◆食品ロス

売れ残りや食べ残しなどで廃棄されてしまう食品。日本では年間約570万トン捨てられており、国民

一人当たりに換算すると”お茶碗約1杯分(約124g)の食べ物”が毎日捨てられていることになる。

◆信州環境カレッジ

県民、NPO、企業、行政などの協働による全県的な取組。環境に関する県民の「学び」を拡大し、信州の美しく豊かな自然環境の保全や、持続可能な社会を支える人づくりを進める。

◆森林吸収量

森林が二酸化炭素を吸収する量。

◆スマートムーブ

日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、CO<sub>2</sub>の排出量削減を目指す取組。

【た行】

◆太陽光発電

「再生可能エネルギー」のひとつ。太陽の光エネルギーを直接電気エネルギーに変換し、CO<sub>2</sub>排出ゼロの太陽電池を利用したクリーンシステム。

◆太陽熱利用

「再生可能エネルギー」のひとつ。太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステム。

◆脱炭素社会

温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会。

◆地中熱利用

「再生可能エネルギー」のひとつ。浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギー。大気の温度に対して、地中の温度は地下10~15mの深さになると年間を通して温度の変化が見られない。これをを利用して効率的な冷暖房を行う。

◆デコ活

環境省が推進する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす「脱炭素(Decarbonization)」と、環境に良い「エコ(Eco)」、そして日々の「活動・生活」を組み合わせた造語で、豊かで快適な生活を送りながら、同時にカーボンニュートラルの達成を目指すことを目的としています。脱炭素のための行動が、節約やゆとりを生み、生活を豊かにするものとして捉えられています。

【は行】

◆バイオマス

家畜排せつ物や生ごみ、木くずなど動植物由来の有機物資源のこと。エネルギーとしての利用が可能。このうち、木質バイオマスエネルギーとは、木材に由来する再生可能な資源からつくられたエネルギーのことで、まき、木炭、チップ、ペレットなどがある。

燃焼時に二酸化炭素を排出するが、成長過程で二酸化炭素を吸収しているため、二酸化炭素の排出量はゼロと見なされる。

◆排出係数

電気やガスなどのエネルギー消費量当たりの二酸化炭素排出量を表す数値。

◆バイナリー

バイナリーは、英語で「2つの」という意味を表します。バイナリー発電は、热水や蒸気の力で、水

よりも沸点の低いアンモニア水やペンタン、代替フロンなどの作動媒体を沸騰させ、その蒸気でタービンを稼働させます。このとき、作動媒体を加熱した热水や蒸気はもとに戻り、沸騰した作動媒体も冷却して再利用します。

#### ◆パリ協定

2015（平成27）年にフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、2020（令和2）年以降の地球温暖化対策に関する国際的枠組。産業革命以前に比べて、世界の平均気温上昇を2°C以下に、できる限り1.5°Cに抑えるという目標が示された。

#### ◆4 R

リデュース/ごみの発生抑制（Reduce）、リユース/再利用（Reuse）、リサイクル/再生利用（Recycle）の3つのイニシャルをとった循環型社会の構築のための考え方。  
リプレイス/代替素材への転換（Replace）やリファーズ/ごみの発生回避（Refuse）を加えて、4Rや5Rとすることもある。

#### ◆風力発電

「再生可能エネルギー」のひとつ。風の力をを利用して風車を回し、風車の回転運動を電気に変換する発電方法。

#### ◆プラスチックスマート

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人、自治体、N G O、企業、研究機関など幅広い主体が、連携協働して、取組を進めることを目的とした環境省のキャンペーン。